安心のゴールキーパーでありたい。



ケガの保険

ご契約のしおり

パーソナル生活補償保険 普通保険約款・特約





平素は格別のお引き立てをいただき、心より御礼申し上げます。 この「ご契約のしおり」では「GK ケガの保険」^(注1) について、ご 契約内容(約款) やご契約に伴うご注意事項など、大切なことがらを ご説明しています。

保険証券 (注2) (注3) とともにご確認のうえ大切に保管してください。

- (注1)「GK ケガの保険」は傷害補償特約をセットしたパーソナル生活補償 保険のペットネームです。
- (注2) 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。
- (注3) ご契約時に eco 保険証券をご選択いただいた場合、または eco 保険証券が自動的に選択される「ネット de 保険@さいくる」の場合は、書面の『保険証券』や『変更手続き完了のお知らせ(変更確認書)』はお届けしません。当社ホームページの「ご契約者さま専用ページ」からご確認ください。
- ●保険証券の記載内容のご確認について

保険証券はお客さまからお申出いただきました内容や、ご確認させていただきました事項に基づいて作成しております。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、直ちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- 保険証券 表示内容のご確認方法:
 - この「ご契約のしおり」の「第2部 保険証券の記載内容および その見方」をご覧ください。
- ※ご契約時に eco 保険証券をご選択いただいた場合、または eco 保険証券が 自動的に選択される「ネット de 保険@さいくる」の場合は、書面の保険 証券は送付いたしません。当社ホームページの「ご契約者さま専用ページ」 からご確認ください。なお、eco 保険証券の概要につきましては、下記【eco 保険証券・Web 約款のご案内】をご確認ください。
- ●ご契約後にご連絡いただきたい事項について

「GK ケガの保険」には、ご契約後にご連絡いただきたい事項が ございます。

ご契約内容に変更が発生した場合や事故が起こった場合には、代理 店・扱者または当社にご連絡ください。

- ご契約内容に変更が発生した場合:
 - この「ご契約のしおり」の「第3部 通知義務等(ご契約後にご 連絡いただく事項)」をご覧ください。
- 事故が起こった場合:

【eco 保険証券・Web 約款のご案内】

eco 保険証券と Web 約款は、書面の保険証券と「ご契約のしおり(約款)」のお届けに代えて、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ(https://www.ms-ins.com)でご契約内容や「ご契約のしおり(約款)」をご覧いただける仕組みです。

eco 保険証券や Web 約款を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。eco 保険証券や Web 約款のご利用は、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますので、ぜひご利用ください。

※ご利用方法等の詳細につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

【ご質問・ご要望などについて】

ご不明な点やお気づきの点がございましたら、代理店・扱者または

当社までお問合わせください。



用語のご説明 後遺障害、始期日、手術、先進医療、治療、通院、入院、保険期間、満期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
しおり 主な保険金一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
しおり 最低保険料について · · · · PC
しおり 被保険者による保険契約の解約請求について ····· PC
1 事故が起こった場合の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(より) 無効、取消し、失効について ····· PC
ご契約内容および事故報告内容の確認について ····· PC
第2部:保険証券の記載内容およびその見方 PO3
1. 保険契約者の住所、氏名および保険種類を ご確認ください。
ご確認ください。 PC8. 「特記事項」欄をご確認ください。 · · · · · · PC

第3部:通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) PO43

第4部: 普通保険約款 PO45

第5部: 特約 PO59

「特約一覧表」「特約番号・名称相対表」については、P006 以降をご参照ください。

第6部:普通保険約款・特約の補足事項 P223

返還保険料のお取扱いについて…… P224 新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴うお取扱い P228 付帯サービス (生活サポートサービス) については最終ページ (裏表紙の裏側) をご確認ください。

特約一覧表

普通保険約款にセットされる特約は、以下のとおりです。特約には、ご契約時のお申出にかかわらず、すべてのご契約に自動的にセットされる特約(自動セット特約)と、ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)があります。自動セット特約には自動セット と表示しています。なお、保険証券の表示内容については「第2部 保険証券の記載内容およびその見方」(P039)をご参照ください。

1. ケガの補償に関する特約

(1) 傷害補償特約 国動セット PO60 (2) 天災危険補償特約 PO75 (3) 食中毒補償特約 (条件付死亡補償型) PO75 (4) 特定職業従事中補償特約 PO79 (5) 競技・競争・興行等補償特約 PO81 (6) 運動危険等補償特約 死亡補償対象外型) PO84 (8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員) 特約 PO84 (8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員) 特約 PO84 (9) 交通事故危険のみ補償特約 PO89 (10) 自転車搭乗中等のみ補償特約 PO89 (11) 傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約 PO91 (12) 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約 PO91 (13) 傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約 PO92 (14) 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約 PO93 (15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約 PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約 PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約 PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 PO98	
(3) 食中毒補償特約(条件付死亡補償型) PO75 (4) 特定職業従事中補償特約・ PO79 (5) 競技・競争・興行等補償特約・ PO81 (6) 運動危険等補償特約・ PO82 (7) 熱中症危険補償特約・ PO84 (8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員) 特約・ PO84 (8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員) 特約・ PO84 (9) 交通事故危険のみ補償特約・ PO86 (10) 自転車搭乗中等のみ補償特約・ PO89 (11) 傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約・ PO91 (12) 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約・ PO91 (13) 傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約・ PO92 (14) 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約・ PO93 (15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・ PO96 (16) 傷害死亡保険金対象外特約・ PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約・ PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・ PO98	
(4) 特定職業従事中補償特約・ PO79 (5) 競技・競争・興行等補償特約・ PO81 (6) 運動危険等補償特約・ PO82 (7) 熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型) PO84 (8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約・ PO84 (9) 交通事故危険のみ補償特約・ PO86 (10) 自転車搭乗中等のみ補償特約・ PO89 (11) 傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約・ PO91 (12) 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約・ PO91 (13) 傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約・ PO92 (14) 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約・ PO93 (15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・ PO96 (16) 傷害死亡保険金対象外特約・ PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約・ PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・ PO98	
(5) 競技・競争・興行等補償特約・・・・・PO81 (6) 運動危険等補償特約・・・・・・・PO82 (7) 熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)・PO84 (8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3) 食中毒補償特約(条件付死亡補償型)····P075
(6) 運動危険等補償特約・ PO82 (7) 熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型) PO84 (8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約 PO84 (9) 交通事故危険のみ補償特約・ PO86 (10) 自転車搭乗中等のみ補償特約・ PO89 (11) 傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約・ PO91 (12) 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約・ PO91 (13) 傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約 PO92 (14) 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約・ PO93 (15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・ PO96 (16) 傷害死亡保険金対象外特約・ PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約・ PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」補償特約・ PO98	(4) 特定職業従事中補償特約····· PO79
(7) 熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型) PO84 (8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約 PO84 (9) 交通事故危険のみ補償特約 PO86 (10) 自転車搭乗中等のみ補償特約 PO89 (11) 傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約 PO91 (12) 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約 PO91 (13) 傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約 PO92 (14) 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約 PO93 (15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約 PO96 (16) 傷害死亡保険金対象外特約 PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約 PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」補償特約 PO98	(5) 競技 • 競争 • 興行等補償特約 · · · · · PO81
(8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約	(6) 運動危険等補償特約····· PO82
PO84 (9)交通事故危険のみ補償特約・ PO86 (10)自転車搭乗中等のみ補償特約・ PO89 (11)傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約・ PO91 (12)実通院日のみの傷害通院保険金支払特約・ PO91 (13)傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約・ PO92 (14)交通事故危険増額支払(倍数方式)特約・ PO93 (15)傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・ PO96 (16)傷害死亡保険金対象外特約・ PO97 (17)傷害後遺障害保険金対象外特約・ PO97 (18)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・ PO98	(7) 熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)····PO84
(9) 交通事故危険のみ補償特約・ PO86 (10) 自転車搭乗中等のみ補償特約・ PO89 (11) 傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約・ PO91 (12) 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約・ PO91 (13) 傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約・ PO92 (14) 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約・ PO93 (15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・ PO96 (16) 傷害死亡保険金対象外特約・ PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約・ PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・ PO98	(8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員) 特約
(10) 自転車搭乗中等のみ補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P084
(11) 傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約・・・・・PO91 (12) 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約・・・・・PO91 (13) 傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(9) 交通事故危険のみ補償特約····· PO86
(12) 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(10) 自転車搭乗中等のみ補償特約····· PO89
 (13) 傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約 PO92 (14) 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約・・・・・PO93 (15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・・・・PO96 (16) 傷害死亡保険金対象外特約・・・・・PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約・・・・・PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・・・・・PO98 	(11)傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約····· PO91
PO92 (14)交通事故危険増額支払(倍数方式)特約・・・・・PO93 (15)傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・・・・PO96 (16)傷害死亡保険金対象外特約・・・・・PO97 (17)傷害後遺障害保険金対象外特約・・・・・PO97 (18)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・・・・PO98	(12) 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約・・・・・ PO91
(14) 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約・・・・・ PO93 (15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・・・・ PO96 (16) 傷害死亡保険金対象外特約・・・・・ PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約・・・・・ PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・・・・ PO98	(13) 傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約
(15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・・・・ PO96 (16) 傷害死亡保険金対象外特約・・・・・ PO97 (17) 傷害後遺障害保険金対象外特約・・・・ PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」補償特約・・・・ PO98	P092
(16) 傷害死亡保険金対象外特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(14)交通事故危険増額支払(倍数方式)特約····· PO93
(17) 傷害後遺障害保険金対象外特約・・・・・・・ PO97 (18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」補償特約・・・・・・ PO98	(15) 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約・・・・・ PO96
(18)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」補償特約・・・・・・・PO98	(16) 傷害死亡保険金対象外特約····· PO97
および通院保険金」補償特約・・・・・ P098	(17) 傷害後遺障害保険金対象外特約····· PO97
	(18) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金
(19) 傷害部位·症状別保険金補償特約····· P104	および通院保険金」補償特約····· P098
	(19) 傷害部位·症状別保険金補償特約····· P104

2. 補償に関するその他の特約

(21)	受託物賠償責任補償特約····· P121
(22)	携行品損害補償特約(1事故限度額型)P129
(23)	新価保険特約(携行品損害補償特約用) P137
(24)	遭難搜索費用補償特約····· P139
(25)	救援者費用等補償特約····· P143
(26)	育英費用補償特約·····P149
(27)	弁護士費用特約····· P160

(20) 日常生活賠償特約····· P109

(28)	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 P168
(29)	傷害による家事代行費用等補償特約・・・・・ P173
(30)	疾病による家事代行費用等補償特約・・・・・ P179
(31)	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
	自動セット····· P185
2 2中45	県険者の範囲に関する特約
	家族型への変更に関する特約・・・・・・・・ P186
	夫婦型への変更に関する特約・・・・・・・・ P190
	配偶者対象外型への変更に関する特約・・・・・・ P195
(35)	被保険者の範囲に関する特約(親権者補償用) P200
4. 保険	斜に関する特約
	**** *** *****
(36)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用)····· P201
(37)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用)····· P201
(37) (38)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用)・・・・・ P201 保険料クレジットカード払特約・・・・・・ P205
(37) (38) (39)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用)・・・・ P201 保険料クレジットカード払特約・・・・ P205 初回保険料口座振替特約・・・・ P207
(37) (38) (39) (40)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用) P201 保険料クレジットカード払特約 P205 初回保険料口座振替特約 P207 初回追加保険料口座振替特約 P209
(37) (38) (39) (40) (41)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用) P201 保険料クレジットカード払特約・ P205 初回保険料口座振替特約・ P207 初回追加保険料口座振替特約・ P209 初回保険料払込取扱票・請求書払特約・ P211
(37) (38) (39) (40) (41)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用) P201 保険料クレジットカード払特約・ P205 初回保険料口座振替特約・ P207 初回追加保険料口座振替特約・ P209 初回保険料払込取扱票・請求書払特約・ P211 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約・ P213
(37) (38) (39) (40) (41) (42)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用) P201 保険料クレジットカード払特約・ P205 初回保険料口座振替特約・ P207 初回追加保険料口座振替特約・ P209 初回保険料払込取扱票・請求書払特約・ P211 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約・ P213
(37) (38) (39) (40) (41) (42) 5. ₹0	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用) P201 保険料クレジットカード払特約・ P205 初回保険料口座振替特約・ P207 初回追加保険料口座振替特約・ P209 初回保険料払込取扱票・請求書払特約・ P211 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約・ P213 保険料支払手段に関する特約・ P215
(37) (38) (39) (40) (41) (42) 5. ₹0 (43)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用) P201 保険料クレジットカード払特約・ P205 初回保険料口座振替特約・ P207 初回追加保険料口座振替特約・ P209 初回保険料払込取扱票・請求書払特約・ P211 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約・ P213 保険料支払手段に関する特約・ P215
(37) (38) (39) (40) (41) (42) 5. £0 (43) (44)	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用) P201 保険料クレジットカード払特約・ P205 初回保険料口座振替特約・ P207 初回追加保険料口座振替特約・ P209 初回保険料払込取扱票・請求書払特約・ P211 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約・ P213 保険料支払手段に関する特約・ P215 P215

(47) 保険証券の発行に関する特約····· P222

特約番号 • 名称相対表

お客さまのご契約には、証券表示の内容に従い、次の特約が適用されます。下表の特約番号より、特約名称と適用基準をご確認ください。 なお、特約番号欄が「一」の特約については、特約名称の50音順に掲載しています。

特約番号 (保険証券の特約欄に表示の	特 約 名 称	ページ		
英数力ナ番号				
04	保険料一般分割払特約(猶予期間延長用)	D004		
04	特約欄に名称もしくは「O4」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P201		
	夫婦型への変更に関する特約			
11	特約欄に名称もしくは「11」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P190		
	家族型への変更に関する特約			
12	特約欄に名称もしくは「12」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	Eは特記 P186		
	配偶者対象外型への変更に関する特約			
13	13 特約欄に名称もしくは「13」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。			
傷害死亡保険金対象外特約				
20	特約欄に名称もしくは「20」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P097		
	傷害後遺障害保険金対象外特約			
21	特約欄に名称もしくは「21」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P097		
天災危険補償特約				
22	特約欄に名称もしくは「22」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P075		
	交通事故危険のみ補償特約			
23	特約欄に名称もしくは「23」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P086		
	食中毒補償特約(条件付死亡補償型)	補償型)		
2K	特約欄に名称もしくは「2K」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P075		

特約番号 (保険証券の特 約欄に表示の 英数カナ番号)	特 約 名 称 適 用 基 準	ページ
30	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 特約欄に名称もしくは「30」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P098
31	熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型) 特約欄に名称もしくは「31」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P084
38	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 すべてのご契約に適用されます。	P185
ЗХ	就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業 員)特約 特約欄に名称もしくは「3X」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P084
50Y	傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約 後遺障害保険金追加支払倍数に表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P096
67	企業等の傷害保険金受取に関する特約 特約欄に名称もしくは「67」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P217
Aイ	保険料クレジットカード払特約 特約欄に名称もしくは「Aイ」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P205
AI	通信販売特約 特約欄に名称もしくは「A工」と表示、または特記事項欄に名称か表示されます。	P220
Aク	初回保険料払込取扱票・請求書払特約 特約欄に名称もしくは「Aク」と表示、または特 記事項欄に名称か表示されます。	P211
Сア	交通事故危険増額支払(倍数方式)特約 特約欄に名称もしくは「Cア」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P093

特約番号 (保険証券の特 約欄に表示の 英数力ナ番号)	特 約 名 称 適 用 基 準	ページ
Cイ	自動継続特約 特約欄に名称もしくは「Cイ」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P218
Сウ	初回追加保険料口座振替特約 払込方法が口座振替方式で、かつ保険料一般分割 払特約がセットされる場合に適用されます。	P209
EΛ	競技・競争・興行等補償特約 特約欄に名称もしくは「Eへ」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P081
G1	特定職業従事中補償特約 特約欄に名称もしくは「Gイ」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P079
Pフ	実通院日のみの傷害通院保険金支払特約 特約欄に名称もしくは「Pフ」と表示、または特 記事項欄に名称が表示されます。	P091
PA	傷害通院保険金の保険期間中の支払限度に関する 特約 特約欄に名称もしくは「Pへ」と表示、または特 記事項欄に名称が表示されます。	P092
Рπ	保険証券の発行に関する特約 特約欄に名称もしくは「Pホ」と表示、または特記事項欄に名称か表示されます。	P222
P5	傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約 特約欄に名称もしくは「P5」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P091
QG	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 特約欄に名称もしくは「QG」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P168
QJ	新価保険特約(携行品損害補償特約用) 特約欄に名称もしくは「QJ」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P137

特約番号 (保険証券の特 約欄に表示の 英数力ナ番号)	特 約 名 称 適 用 基 準	ページ
QL	初回保険料口座振替特約 特約欄に名称もしくは「QL」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P207
RL	自転車搭乗中等のみ補償特約 特約欄に名称もしくは「RL」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P089
SB	被保険者の範囲に関する特約 (親権者補償用) 特約欄に名称もしくは「SB」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P200
SR	運動危険等補償特約 特約欄に名称もしくは「SR」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P082
Vウ	傷害補償特約 すべてのご契約に適用されます。	P060
**	企業等の災害補償規定等特約 特約欄に名称もしくは「YY」と表示、または特記 事項欄に名称が表示されます。	P215
_	育英費用補償特約 保険金額が表示されます。	P149
_	救援者費用等補償特約 保険金額が表示されます。	P143
_	携行品損害補償持約(1事故限度額型) 保険金額が表示されます。	P129
_	疾病による家事代行費用等補償特約 保険金額が表示されます。	P179
_	受託物賠償責任補償特約 保険金額が表示されます。	P121
_	傷害による家事代行費用等補償特約 保険金額が表示されます。	P173

特約番号 (保険証券の特 約欄に表示の 英数カナ番号)	特 約 名 称	ページ
_	傷害部位・症状別保険金補償特約 保険金額が表示されます。	P104
_	初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約 払込方法が請求書払方式で、初回保険料払込取扱 票・請求書特約がセットされている場合適用され ます。	P213
-	遭難搜索費用補償特約 保険金額が表示されます。	P139
_	日常生活賠償特約 保険金額が表示されます。	P109
_	弁護士費用特約 保険金額が表示されます。	P160
_	保険料支払手段に関する特約 「ネット de 保険@さいくる」を除く、すべてのご 契約に適用されます。	P215

第 1 部

重要事項のご説明の補足事項

「重要事項のご説明」において ひか マークを記載した事項をご確認 ください。

「重要事項のご説明」

「重要事項のご説明」において、この「ご契約のしおり」に記載することとしていた 1500 の項目について、次のとおりご説明します。詳細は、該当ページをご参照ください。



※イメージは実物と異なる場合があります。

しまり 用語のご説明

後遺障害、始期日、手術、先進医療、治療、通院、入院、保険期間、満期日

詳しくは P.015

しおり主な保険金一覧

詳しくは P.017

しおり最低保険料について

詳しくは P.032

被保険者による保険契約の解約 請求について

詳しくは P.032

しおり

事故が起こった場合の手続き

詳しくは P.033

1 事故が起こった場合の当社へのご連絡等 ………P.033

2 代理請求人制度 ······P.035

③ 保険金のご請求時にご提出いただく書類 ………… P.O35

| 4| 保険金のお支払時期についてP.037

5 保険金請求権の時効について …………P.037

(はり) 無効、取消し、失効について

詳しくは P.037

(基別) ご契約内容および事故報告内容の 確認について

詳しくは P.037

しおり用語のご説明

後遺障害、始期日、手術、先進医療、治療、通院、入院、保険期間、満期日

次表では、「重要事項のご説明」およびこの「ご契約のしおり」に 記載されている用語をご説明しています。「重要事項のご説明」に 記載の「用語の説明」とあわせてご確認ください。

しおり用語	に 説明	
/7000	2070	
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が 将来においても回復できない機能の重大 な障害に至ったものまたは身体の一部の 欠損をいいます。ただし、被保険者が症状 を訴えている場合であっても、それを裏付 けるに足りる医学的他覚所見のないもの を除きます。	
始期日	保険期間の初日をいいます。	
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療に該当する診療行為(注2) (注1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (注2)②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて思想または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。	
先進医療	手術を受けた時点において、厚生労働省告 示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進 医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、保険金をお支払いできません。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。手術を受けた時点において、先進医療に該当しない場合、保険金をお支払いできません。	
	01:	

治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療 をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。 ※柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、適院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類単行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または 診療所に入り、常に医師の管理下において 治療に専念することをいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日まで の期間であって、保険証券記載の保険期間 をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。

主な保険金・特約一覧

しおり主な保険金一覧

しおり主な保険金一覧

主な保険金・特約について、「保険金をお支払いする場合」と「保険金のお支払額」は次のとおりです。なお、ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細や保険金を支払わない場合(免責事由)については、普通保険約款・特約をご参照願います。また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
傷害死亡保険金 ☆傷害補償特約	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の 全額 ※既にお支払いした傷害後遺障 害保険金がある場合、傷害死亡・ 後遺障害保険金額からその額を 差し引いてお支払いします。
傷害後遺障害 保険金 ☆傷害補償特約	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	[編書死亡・後遺障書保険金額 × 総款所定の保険金支払割合(*) ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障書保険金額が限度となります。 ※「傷害後遺障書保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、傷害後遺障書保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、傷害後遺障書保険金をお支払いした場合で、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、当社が支払った傷害後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。 (*)後遺障書の程度に応じた、以下の保険金支払割合をいいます。 (場害後遺障書等級第1~7級限定補償特約がセットされているご契約の場合:傷害補償特約の後遺障書等級表に掲げる第1~14級のうち、第1~7級に対する保険金支払割合(100%~42%)上記特約がセットされていないご契約の場合:傷害補償特約の後遺障書等級表に掲げる第1~14級に対する保険金支払割合(100%~42%)

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
傷害入院保険金 ☆傷害補償特約	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	傷害入院保険金日額×入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。
傷害手術保険金☆傷害補償特約	保険期間中の事がある。 を表するという。 は、事のを含めて180日(*) を受けた場合という。 の発生の180日にという。 のを含めて180日にという。 のを含めて180日にという。 のをでは、次の診療行の対象には、次の診療行の対象には、変の診療行の対象には、するの診療行の対象には、するの診療行の対象にないのでは、ません。 ・創傷間ブリーには、整備であるという。 ・変ができまするという。 ・変ができません。 ・変ができません。 ・変ができません。 ・変ができません。 ・変ができません。 ・変ができません。 ・変ができません。 ・変ができません。 ・変ができません。 ・変ができまするには、をあるという。 を変ができまする診療である。 を変ができまする診療である。 のでは、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、ものでは、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、動物では、またが、ものでは、またが、またが、またが、ものでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	①入院中(注3)に受けた手術 [集書入院保験金日額 × 10] ②上記①以外の手術 [集書入院保験金日額 × 5] ※1回の手術について、類式によって、次に該当する場合のお支払方法は以下のとおりです。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合、場合、いずれか1つのみ保験金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたってのけた場合、その手術を2日以上にわたって受けた場合、み手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日のみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表におり関始のみ手術を受けたものみ手術を受けたものみ手術を受けたものよう。 ③医科診療報酬点数表におります。 ④医科診療報酬点数表におります。 ④医科診療報酬点数表におります。 ④医科診療報酬点数表におります。 ④医科に対している。 ④医科に対している。 ⑤ないる。 ⑤ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。 ⑥ないる。
傷害通院保険金 ☆傷害補償特約 <自動セット> ☆実通院日のみの 傷害通院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(注4)した場合	傷害通院保険金日額×通院 日数 ※事故の発生の日からその日を 含めて180日以内の通院を対 象とし、保険期間を通じ、保険 証券記載の傷害通院保険金の支

払限度日数を限度とします。

支払特約

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
☆傷害通院保険金 の保険期間中の 支払限度に関す る特約		※実際に通院した場合に限り傷害通院保険金をお支払いします。通院しない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときに、その日数について通院したものとみなす規定は適用されません。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

<基本補償以外の特約>

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
(特定感染症に よる)後遺障害 保険金 ☆特定感染症危険 「後遺障害保険 金、入院保険金 および通院保険 金」補償特約		傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合 (100%~4%) ※保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および(特定感染症による)後遺障害保険金は、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
(特定感染症に よる)入院保険金 ☆特定感染症危険 「後遺障害保険 金、入院保院会 および通償特約	保険期間中に特定感染症(注5)を発病し、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。)①その治療のため入院した場合(②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	[編書入院保険金日額 × 感染症 入院の日数 ※発病した日からその日を含めて180日以内の感染症入院を対象とし、1回の特定感染症入院について、180日が限度となります。 ※傷書入院保険金または(特定感染症による)入院保険金をお支払いする期間中に、さらに傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。 ※ (特定感染症による)入院保険金をお支払いする期間中に、さらに傷害入院保険金を打する場合」に該当するケガを被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
(特定感染症による) 本特定感染症を ☆特定感染症を 「後遺穴保険金 金、大び通常・ 金、よびでは 金、はでは 金、はでは では、ないでは では では、ないでは	場合(以下、この状態を「感染症通院」といいま	[場害通院保険金日額 × 感染症通院の日数 ※ 発病した日からその日を含めて180日以内の感染症通院を対象とし、1回の特定感染症(注5)の発病に基づく通院について、傷害通院保験金の支払限度日数院保険金または(特定感染症による)入院保険金をお支払いする期間中にによる)通院保険金をお支払いする期間中に、さらに特定感染症による)通院保険金をお支払いする期間中に、さらに特定感染症による)通院保険金を重ねてはお支払いしません。 ※ (特定感染症による)通院保険金を重ねてはお支払いしません。 ※ (特定感染症による)通院保険金をあ支払いする期間中に、さらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、傷害
傷害部位・症状別 保険金 ☆傷害部位・症状 別保険金補償 特約	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	①治療日数(*1)の合計が5日以上の場合 場書部位・症状別保険金額× ケガを被った部位およびその 症状に対して定められた保険 金支払倍率(5倍~120倍)(*2) ②治療日数(*1)の合計が1日以上5日末満の場合 傷害部位・症状別保険金額 (1倍) (*1)治療日数とは、事故の 発生の日からその日を含めて 180日以内の、入院または通院(注4)の日数をいいます。 ただし、通院しない場合でも、 骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定する ために医師の指示によりギブス 等(注6)を常時装着したときは、その日数について通院した ものとみなします。 (*2)同一の事故により被っ

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
		たケガの部位・症状が複数の項 目に該当する場合は、それぞれ の項目のうち最も高い支払倍率 を適用します。
日常除日常 全 全 生活 治 会 生 活 治 信 () () () () () () () () () (①保険期間中の次のでは、 はより、ではより、では、 ではより、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	被保険者が損害賠償請求権者 に対して負担する法律上の損害賠償責任の額十割決により 支払を命ぜられた訴訟費用ま会して負害時間である場合は、その価額一般保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得する ものがある場合は、その価額一免責金額(注7)(〇円) ※1回の事故に注かりできたなりによりでは、あらかじめ当社の承認を必要とします。 ※損害的であったでは、との発生または別に、するたり、とは別に、するたりに必要をはいて発達をはいては、あらかじめ当社の不認を必要とします。 ※上記引きにより、はいていては、あらかじめ当社の不可能を必要とします。 ※上記引きにより、では、なり、計算したのがある場合は、できたがのがある場合は、では、なり、は、なり、は、なり、は、なり、は、ないでは、ないであった。 ※上記別に、するたりに必要ながよます。 ※上記別に、なり、は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないであった。 ※上記別に、ないでは、対したではないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

親等内の姻族に限ります。)を被保険者としま

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
	す。「同居の親族」とは、 本人またはその配偶者 と同居の、本人またはそ の配偶者の6親等内の血 族および3親等内の姻 族をいいます。「別居の 未婚の子」とは、本人ま たはその配偶者との配偶 者の未婚の子をいいま す。なお、「被保険者の 範囲に関する特約(親権 者補償用)」がセットさ れる場合は、被保険者の 範囲が異なりますので、 特約をご確認ください。	
受託物賠償責任 保険金 ☆受託物賠償責任 補償特約	保険期間からになって、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	被保険者が損害賠償請求権者 に対して負担する法律上の損 害賠償責任の額(*) 判決に より支払を命ぜられた訴訟費 用または判決日までの遅延損 害金一一被保険者が損害賠償請 求権者に対して損害賠償金を 支払ったことにより代位取得 するものかある場合は、その価 個一免責金額(注7)(1回の 事故につき5,00円) (*)被害受託物の時価額が限度となります。 ※保険期間を通じ、受託物賠償 責任保険金額がお支払いの限度となります。 ※損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を 必要とします。 ※上記算式により計算した額と は別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有 益であった費用、示談交渉費用、 争訟費用等をが同様の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が 生じることがあります。

務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
	親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またの配偶者と同居の、本人またびる親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、その配偶者での配偶者での配偶者での配偶者での配偶者でいいます。なお、「被保険者の範囲に関則」」がセットされる場合は、被保険者の範囲が異なります。なお、に、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	
携行品付品 () () () () () () () () () (保険期間中の偶然な事故 (盗難・破損・火災など) により、携行品(*1) に損害が発生した場合 (*1)携行品とは、被含 みます。)外において行いる被保険者が住宅(敷地をで 行している被保険をす。ただし、 家所定の「保険の対象にきます。 (*2)身の回り品できます。 (*2)身の回り品である、 とまれないもの」を除きまれないものよりのでは、 をは、日常生活によりのでは、 を開するもかでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	損害の額 免責金額(注了)(1 回の事故につき3,000円) ※1回の事故につき3,000円) ※1回の事故につき3,000円) ※1回の事故につき3,000円) ※1回の事故につき、携行品損害保険金額が限度となります。 ※損害の額よ 再調達価額によって定めます。ただし、 な場合においては、損害発生をもって損害の額を定め、まきででするのにある場合においても、修繕費のません。この場合においても、修繕費のません。この場合においても、修繕費のません。この場合においても、修繕費のません。 ※損害の額を追えるときはます。 ※損害の額を記えるときはます。 ※損害の額を記えるときはます。 ※損害の額を記えるときはます。 ※損害の額を記えるときはます。 ※損害の額のについて10万円が限度となります。 ただし、 細・筋空機の乗車船券・航空券、 もしくはいます。 ただし、 定期券はラーカで限度となが同様の保険契約を含まれません。) もしくはいいきち アウで限度となが同様の保険契約を含ます。 ※補償内容が同様の保険契約を含みは、 補償の事複が

生じることがあります。

保険金の種類

保険金をお支払い する場合

保険金のお支払額

遭難捜索費用 保険金 ☆漕難捜索費用 補償特約

日本国内において山岳 登はんの行程中に遭難 捜索対象者(*1)が次 のいずれかに該当した ことにより、被保険者 (*2)が捜索費用を負 担した場合

①保険期間中に遭難し た場合

② 漕難捜索対象者の漕 難が明らかでない場合 には、下山予定期日の翌 日午前〇時以降48時 間を経過しても下山せ ず、保険契約者または遭 難捜索対象者の親族が、 遭難捜索対象者の捜索、 救出または移送を次の 機関に依頼したとき。

- ・警察、消防団その他 の公の機関
- 遭難捜索対象者の所 属する山岳会または その他の山岳会
- 有料漕難救助隊

(*1)遭難搜索対象者 とは、保険証券記載の被 保険者をいいます。

(*2)被保険者とは、 この特約により補償を 受ける方で、遭難捜索対 象者をいいます。ただ し、遭難捜索対象者が死 亡して発見された場合 または捜索費用を捜索 者(注9)に支払う前に 死亡した場合は、遭難捜 索対象者の法定相続人 のうちその費用を負担 した方をいいます。

遭難捜索費用の額

※捜索者(注9)に対し、捜索 に要した必要または有益な費用 のうち、捜索者(注9)からの 請求に基づき被保険者が負担し た費用をお支払いします。

※保険金のお支払額は、保険期 間を通じ、遭難捜索費用保険金 額が限度となります。

※補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や当社 以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が

生じることがあります。

救援者費用等 保険金

☆救援者費用等 補償特約

救援対象者(*1)が次 の①~③のいずれかに 該当したことにより、被 保険者(*2)が費用を 負担した場合

①保険期間中に救援対 象者が搭乗している航 空機または船舶の行方 不明または遭難した 場合

救援者費用等の額

被保険者が負担した次の①~⑤ の費用のうち社会通念上妥当な 金額をいいます。

①遭難した救援対象者の捜索、 救助または移送する活動に要し た費用

②救援者(*1)の現地(*2) までの1 往復分の交通費(救援 者2名分まで) (*3)

②保険期間中に急激か 3救援者(*1)の現地(*2)

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
	つ偶然な外象をいます。 おいまでは、一次のでは、大きないないのでは、大きないないのでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないない。	程での行か、3) ・ での行い、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、
育英費用保険金 ☆育英費用補償 特約	扶養者(*1)が、保険 期間中の事故によるケ ガのため、事故の発生の 日からその日を含めて 180日以内に死亡し たまたは重度後遺障 害(*2)の状態になっ た場合 (*1)扶養者とは、被	育英費用保険金額の全額 ※育英費用を補償する保険を複数(当社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 ※補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や当社

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
	保険者を扶養する方で、 保険証券の扶養者欄に記載された方をいいます。 (*2)重度後遺障害とは、後遺障害のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。	以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が 生じることがあります。
弁護士 費用 報達 全 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 当社の同意を得て支出した、約款所定の弁護士費用等の額(*1) 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 当社の同意を得て支出した、約款所定の法律相談費用の額(*2) (*1)1事故(*3)につき被保険者1名ごとに300万円が限度となります。(*2)1事故とに10万円が限度となります。(*3)1事故とは、発生時期または発ります。(*3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事なをいいます。と、301年の原因から発生した一連の事はとなります。と、301年の原因から発生した一連の事はとなります。と、301年の原因から発生した一連の事はとなります。と、41年のでは、201年のでは、201年のでは、201年のでは、201年のでは、201年のでは、201年では、301年のでは、301年では、30

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
		以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が 生じることがあります。

アルバトロス 費用保険金 ☆ホールインワン ・アルバトロス 費用補償特約

ホールインワン・日本国内のゴルフ 場(注10)におい て被保険者が達成し た次のホールインワ ン(注11)またはアル バトロス(注12)につ いて、達成のお祝いとし て実際にかかった費用 をお支払いします。

①次のアおよびイの両 方が目撃(注13)した ホールインワンまたは アルバトロス

ア. 同伴競技者(注14) イ. 同伴競技者以外の 第三者(同伴キャデ ィ (注15) 等。 具体的 には次の方をいいま す。)

> 同伴キャディ、ゴル フ場使用人、ゴルフ 場内の売店運営業 者、ワン・オン・イ ベント業者、先行・ 後続のパーティの プレイヤー、公式競 技参加者、公式競技 の競技委員、ゴルフ 場に出入りする造 園業者・工事業者 など

(注) 原則として、セ ルフプレー中に達成し たホールインワンまた はアルバトロスは保険 金支払いの対象にはな りません。 セルフプレ <u>-でキャディを同伴し</u> ていない場合は、同伴 キャディの目撃証明に 替えて前記イの目撃証 明がある場合に限り保 険金をお支払いします。

②達成証明資料(*1) によりその達成を客観 的に証明できるホール

次の費用のうち実際に支出し た額

- ①贈呈用記念品購入費用(*1) ②祝賀会に要する費用
- ③ゴルフ場(注10)に対する 記念植樹費用
- ④同伴キャディ(注15)に対 する祝儀

⑤その他慣習として負担する ことが適当な社会貢献、自然保 護(*2)またはゴルフ競技発 展に役立つ各種費用、ゴルフ場 の使用人に対する謝礼費用、記 念植樹を認めないゴルフ場にお いてホールインワン(注11) またはアルバトロス(注12) を記念して作成するモニュメン ト等の費用(ただし、保険金額 の10%が限度となります。)

(*1)贈呈用記念品には、貨 幣、紙幣、有価証券、商品券等 の物品切手、プリペイドカード は含まれません。ただし、被保 険者が達成を記念して特に作成 したプリペイドカードは贈呈用 記念品に含みます。

(*2) 自然保護には、公益社 団法人ゴルフ緑化促進会への寄 付をご希望される場合などを含 みます。

※保険金のお支払額は、1回の ホールインワンまたはアルバト ロスごとにホールインワン・ア ルバトロス費用保険金額が限度 となります。

※ホールインワン・アルバトロ ス費用を補償する保険を複数 (当社、他の保険会社を問いま せん。)ご契約の場合、ホール インワン・アルバトロス費用保 険金のお支払額は単純に合算さ れず、最も高い保険金額が限度 となります。

※補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や当社 以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が 生じることがあります。

保険金の種類

保険金をお支払い する場合

保険金のお支払額

はアルバ ※保険金のご請求には当社所定のホールインワン・アルバトロるホール ス証明書および各種費用の支払はアルバ いを証明する領収書等の提出が 必要となります。

インワンまたはアルバ トロス なお、対象となるホール インワンまたはアルバ

トロスは、

- ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを 正規にラウンドし、
- ●1名以上の同伴競技 者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。) ブレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、
- ●その達成および目撃 証明を当社所定のホー ルインワン・アルバトロ ス証明書(*2)により 証明できるものに限り ます。

(*1)達成証明資料とは、ビデオ映像等により ホールインワンまたは アルバトロスの達成を 客観的に確認できる記 録媒体に記録された映 像等資料をいいます。

(*2)当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。

- (a) 同伴競技者
- (b) 同伴競技者以外 のホールインワンまた はアルバトロスの達成 を目撃した第三者(達成 証明資料がある場合は 不要です)
- (c)ゴルフ場の支配 人、責任者またはその業 務を代行もしくは行使 する権限を有する者

(傷害) 家事代行 費用保険金 ☆傷害による家事 代行費用等補償

特約

入院対象者(*1)が事故によるケガの治療のために入院した場合において、家事従事者(*2)が家事に従事できなくなったことにより、その家事従事者

左記「保険金をお支払いする場合」の入院期間中に被保険者が 負担した代行費用の額 - 免責 金額(注7)(1回の事故につき5,000円)

※保険金のお支払額は、1回の 事故につき、支払限度基礎日額

保険金をお支払い 保険金の種類 保険金のお支払額 する場合 の行うべき家事を代行 ×代行費用を負担した総日数 するために入院対象 (180日を限度とします。) 者(*1)または入院対 が限度となります。 象者と生計を共にする ※補償内容が同様の保険契約 親族が次の費用(*3) (異なる保険種類の特約や当社 を負担したとき。 以外の保険契約を含みます。) ①ホームヘルパー が他にある場合、補償の重複が (注16) 雇入費用 生じることがあります。 ②清掃代行サービス業 者(注17)利用費用 ③ベビーシッター (注18) 雇入費用 4.託児所・保育所等の費 用(*4) ⑤クリーニング費用(配 送費も含みます。) (*1)入院対象者と は、保険証券の被保険者 本人欄に記載された方 をいいます。 (*2) 家事従事者と は、入院対象者または入 院対象者と生計を共に する親族のうち、炊事、 掃除、洗濯等の家事を行 っている方をいいます。 (*3) 入院対象者の親 族に対して支払う費用 は含みません。 (*4) 入院の期間中、 託児所、保育所等のこと もの保育を目的とした 有料の施設にこどもを

(疾病) 家事代行 費用保険金 ☆疾病による家事 代行費用等補償 特約

入院対象者(*1)が疾 病の治療のために入院 した場合において、家事 従事者(*2)が家事に 従事できなくなったこ とにより、その家事従事 者の行うべき家事を代 行するために入院対象 者(*1)または入院対 象者と生計を共にする 親族が次の費用(*3) を負担したとき。 ①ホームヘルパー (注16) 雇入費用 ②清掃代行サービス業 者(注17)利用費用

預けるために必要な費用をいいます。

左記「保険金をお支払いする場合」の入院期間中に被保険者が 負担した代行費用の額一免責金額(注7) (1回の事故につき5.000円)

※保険金のお支払額は、左記「保 険金をお支払いする場合」の1 回の入院につき、支払限度基礎 日額×代行費用を負担した総日 数(180日を限度とします。) が限度となります。

※補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や当社 以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が 生じることがあります。

保険金の種類	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額
	③ベビーシッター (注18)雇入費用 (注18)雇入費用 (全記児所・保育所等の費用(*4) (多クリーニング費用(配送費も含みます。) (*1)入院対象保険対本人機に記載された方をいいます。 (*2)対象生また大学をいいます。 (*2)対象をは、入院対象をは、入院対象をは、入院対象をは、大院対象をはまた大学、大学である、洗濯方をいいるの表別をである。 (*3)人に支払にする、大学をいいるのでは、大学をいいるのでは、大学をいいます。 (*3)人に支払に、大学をいいます。 (*3)人に支払に、大学をいいます。 (*4)人院の期間中、どもの保険のに必要な費用をいいます。	

- (注1) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。)。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- (注2) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。)。
- (注3)入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。
- (注4) 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。また、柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。。 しいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

- (注5) 特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
 - ①一類感染症
 - 2工類感染症
 - ③三類感染症
 - ④指定感染症(*)
 - (*)指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが致令で定められている場合に限ります。
- (注6) ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、が骨固定帯、サポーター等は含みません。
- (注7) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- (注8) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の 対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに 必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入した ときの金額より低い金額となる場合があります。
- (注9) 捜索者とは、遭難捜索対象者の捜索活動に従事した者をいいます。
- (注10) ゴルフ場とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- (注11) ホールインワンとは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- (注12) アルバトロスとは、ホールインワン(注11) 以外で、各ホール の基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- (注13) 目撃とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は目撃に該当しません。
- (注14) 同伴競技者とは、被保険者がホールインワン(注11) またはア ルバトロス(注12) を達成した時に、被保険者と同一組で競技してい た方をいいます。
- (注15) 同伴キャディとは、被保険者がホールインワン(注11) または アルバトロス(注12) を達成したゴルフ場(注10) に所属し、被保 険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを 達成した時に使用していたキャディをいいます。
- (注16) ホームヘルパーとは、炊事・掃除・洗濯等の世話を行うことを職業とする者をいいます。
- (注17) 清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を行うことを事業とする者をいいます。
- (注18) ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を行うことを職業と する者をいいます。

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされます。保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他変乱(*)、暴動」については、テロ行為(政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)はお支払いの対象になります。
 - (*)外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

しおり最低保険料について

- (1) この保険契約の最低保険料は1,000円となります。
- (2) 保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合、 払込みいただいた保険料が1,000円未満のときは、1,000 円との差額を払込みいただく必要があります。ただし、保険契約 の中途更改に伴う保険料返還の場合は除きます。

しおり被保険者による保険契約の解約請求について

(ア・パーソナル生活補償保険普通保険約款第2章基本条項第 12条(P.053)

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥までのいすれかに該当する事由があるときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①その保険契約の被保険者となることについての同意をしてい なかった場合
- ②次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、当社にその 保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケ ガ等を発生させ、または発生させようとした場合
 - 保険金を受け取るべき方が、その保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者 その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、その保険契約の存続を困難とする重大な事がらを発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、 その保険契約の被保険者となることについて同意した事情に 著しい変更があった場合
- ※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は被保険者であることを証明する資料等を提出してください。
- ※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分とします。

- ※3 夫婦型、配偶者対象外型または家族型のご契約で、被保険者ご本人について解約請求または被保険者ご本人による解約が行われた場合は、保険契約者は以下のいすれかの手続きを行わなければなりません。ただし、その保険契約において、被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金を受け取っていた場合は、b. によるものとします。
 - a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること
 - b. この保険契約の解約

しおり事故が起こった場合の手続き

1 事故が起こった場合の当社へのご連絡等

(1) 事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日 以内にご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。ご連 絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて 保険金をお支払いすることがあります。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く 0120-258-189(無料)

※おかけ間違いにご注意ください。

- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をご契約 の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律 相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず当社とご相談のうえ、お すすめください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠 償責任を認めたり、賠償金を支払われた等の場合には、保険金を お支払いできないことがありますのでご注意ください。

【示談交渉サービス】

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、当社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償 責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに 超える場合
- ・相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の 裁判所に提起された場合

また、話合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者 の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

- (4) 携行品、受託物賠償責任を補償する特約をご契約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。
- (5) 事故のご連絡から保険金のお受取りまでの流れは次のとおりです。

なお、事故が発生した場合には、具体的な手続方法等につき、当 社担当者から改めてご説明しますのでご安心ください。

【事故の発生から保険金のお受取りまで】

事故発生

故のご

事

× 連

絡

事 妆 ഗ 受 付

●保険金のご請求から お受取りまでの 流れのご確認

- |保険金のご請求から お受取りまでの ヹ れの 説
 - |保険金請求書類のご案内
 - ●傷害等の状況・事故原因等の確認

●保険金請求書類の作成・提出



▶保険金請求書類の受付

▶調査に関するご協力



傷害等の状況・事故原因等の 認 調 査

●お支払いする保険金のご確認



●お支払いする保険金のご説明

●保険金のお受取り



■保険金のお支払い

※条件を満たす場合、インターネットで事故のご連絡、保険金のご請求が可能です。

インターネット事故受付サービスは、 こちらから→



(6) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補 償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して 既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険 金の額が異なります。

詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【当社がお支払いする保険金の額】 (注1)

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 は、支払責任額(注2)をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支 払責任額 (注2) を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から 支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払 いします。
 - (注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によ っては、上記と異なる場合があります。
 - (注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をい います。

2 代理請求人制度

重度の後遺障害が発生し意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できることがあります(「代理請求人制度」)。(注) 詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

- (注)「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者または損害賠償請求権者が保険金または損害賠償額を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- ③ 保険金のご請求時にご提出いただく書類 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち当社が 求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または当社
 - ※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご掲出いただきます。
 - ※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。
 - (1) 保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます。)
 - (2) 当社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書 など ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書のほか、(5) ~ (7) に掲げる書類も必要な場合があります。
 - (3) 被保険者であることを確認する書類

書類 の例

までご相談ください。

 家族関係の証明書類(住民票、戸籍謄本) など ※戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を被保険者として保険金請求する場合は、上記書類のほか「パートナー関係に関する自認書兼同意書」をご提出いただく場合があります。

(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類

書類の例

- 印鑑証明書、資格証明書 戸籍謄本
- 委仟状未成年者用念書
- <質権が設定されている場合>
 - 質権者への支払確認書
 - 保険金直接支払指図書
- 債務額現在高通知書

など

(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要となる書類

①保険事故の発生を示す書類

書類の例

- ・公の機関が発行する証明書(事故証明書など) ・死亡診断書または死体検案書 など
- ②保険金支払額の算出に必要な書類

書類

・ 当社の定める診断書 ・ 領収書

の例 ・後遺障害診断書

• レントゲン等の検査資料

など

③その他の書類

書類の例

- 運転資格を証する書類(免許証など)
- ・調査同意書(当社がケガの状況や程度などの調査 を行うために必要な同意書) など

(6)損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要となる書類

①保険事故の発生を示す書類

書類 の例

- 公の機関が発行する証明書(罹災証明書・事故証 明書)またはこれに代わるべき書類(被害届出受 理番号を記入した書類)
- 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿
- 預り伝票など受託物であることの確認資料
- 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真

②保険金支払額の算出に必要な書類

書類 の例

- 修理見積書、請求明細書、領収書
 - 損害賠償内容申告書
 - 休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、 所得証明書、確定申告書)
 - 交通費、諸費用の明細書
 - 購入時の領収書、保証書、仕様書
 - 図面(配置図、建物図面)
 - 葬儀費明細書、領収書
 - 当社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害 診断書、施術証明書兼施術費明細書
 - レントゲンなどの検査資料
 - 死亡診断書または死体検案書
 - その他の費用の支出を示す書類
 - 受領している年金額の確認資料
 - 示談書またはこれに代わるべき書類
 - 労災からの支給額の確認資料

など

など

③その他の書類

書類

の例

- 権利移転書 ・ 先取特権に関わる書類(被害者への賠償金の支払 いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類)
 - 調査同意書(当社が事故または被害の調査を行う ために必要な同意書) など

(7)その他費用に関する保険金を請求する場合に必要となる書類

①保険事故の発生を示す書類

書類 の例

- 公の機関が発行する証明書(事故証明書、盗難届 出証明書など)
- ホールインワン・アルバトロス証明書
- ・扶養者などの戸籍謄本 ・損害物の写真 など

②保険金支払額の算出に必要な書類

書類 の例

- 被害品の価格を証明する書類
- 修理見積書 領収書

など

③その他の書類

書類 の例

- ・調査同意書(当社が事故または損害の調査を行う ために必要な同意書)
 - 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの など

4 保険金のお支払時期について

当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を 含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確 認 ^(注1) を終えて保険金をお支払いします。 ^(注2)

- (注1) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (注2) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・ 摘書保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災 地における調査、日本国外における調査等か不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定 める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその 確認を終える時期を被保険者に通知します。

5 保険金請求権の時効について

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

しおり無効、取消し、失効について

- プーソナル生活補償保険普通保険約款第2章基本条項第6条~ 第8条(P,051)、傷害補償特約第11条(P,065)
- (1)次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①の場合は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②の場合は、保険料の全額を返還します。
 - ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②被保険者の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
 - ①本人型でご契約の場合は、被保険者が死亡 (注) したとき。
 - ②夫婦型、配偶者対象外型または家族型でご契約の場合は、被保険者が死亡 (注) し、夫婦型、配偶者対象外型または家族型の被保険者の範囲に該当する被保険者がいなくなったとき。
 - (注) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

しまりご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における保険犯罪の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には利用しません。ご不明の点は、当社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

第2部

保険証券の 記載内容および その見方

保険証券の表示内容を必ずご確認く ださい。

保険証券の表示内容がお申込内容と 相違していましたら、直ちに代理 店・扱者または当社にご連絡くださ い。 ご契約後に保険証券をお送りしています。 (注1) お手元に届きましたら保険証券 (注2) に記載された内容をご確認ください。 なお、ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。

- (注1) ご契約時に Web で閲覧する方法 (eco 保険証券) をご選択されたお客さま、または Web で閲覧する方法 (eco 保険証券) が自動的に選択される「ネット de 保険@さいくる」をご契約されたお客さまは、当社ホームページの「ご契約者さま専用ページ」からご確認ください(書面の保険証券はお届けしません。)。
- (注2)保険契約継続証および当社ホームページの「ご契約者さま専用ページ」も、記載内容およびその見方は同様です。

保険証券の記載事項については、以下をご確認ください。

- イ 保険契約者の住所、氏名および保険種類を ご確認ください。
- 7 「証券番号」欄をご確認ください。

この保険契約の証券番号を記載しています。 お問合わせ等の際 にお知らせください。

3 「保険期間」欄をご確認ください。

保険責任の始まる日から終了する日までの期間を記載していますのでご確認ください。

4. 「被保険者」欄をご確認ください。

「被保険者」は補償の対象となる方または補償を受けられる方です。氏名等に誤りがあった場合には、保険金が支払われない場合がありますので、「被保険者」の住所、氏名等の記載をご確認ください。

ご契約条件や、セットされる特約により、被保険者の範囲が異なる場合があります。

被保険者 (補償の対象となる方または補償を受けられる方) については、普通保険約款・特約をご確認ください。

なお、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお 問合わせください。

5 「傷害死亡保険金受取人」欄をご確認ください。

傷害死亡保険金受取人を記載していますのでご確認ください。

- 「保険料払込方法」「保険料払込期日」「保険料」 欄をご確認ください。
 - (1)保険料を分割して払込みいただく場合、第2回目以降の 分割保険料は、保険料払込期日までに払込みください。 払込猶予期間(保険料払込期日の翌月末日 ^(注))までに

分割保険料の払込みがない場合には、その保険料払込期 日の翌日以後に発生した保険金支払事由については保 険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させてい ただくことがあります。

- (注)「保険料一般分割払特約(猶予期間延長用)」を セットしたご契約の場合は、保険料が払い込まれ なかったことについて故意または重大な過失が なかったときは、保険料払込期日の翌々月末日ま で払込みを猶予します。ただし、この場合は保険 料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い 込んでいただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、 保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失 効(または終了) したときには、未払込みの分割保険料 を請求させていただくことがあります。
- (3) 初回保険料を口座振替で払込みいただく場合、保険料は 保険期間の開始する月の翌月に振り替えられますので、 振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用 意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、 保険金をお支払いしないことがあります。 初回保険料の引き落とし前に事故が発生した場合は、原 則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料を払い 込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認さ せていただいた後、保険金をお支払いします。

保険金額の設定がある場合は保険金額が表示されます。補償内容と保険金額がお申込みの内容と相違ないことをご確認ください。

ご確認内容

保険金の種類、保険契約にセットされた特約の名称、保険金額および免責金額(注)等をご確認ください。

(注)支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

「特記事項」欄をご確認ください。

保険申込書の「特記事項」欄の内容を記載していますのでご確認ください。

第3部

通知義務等 (ご契約後にご連絡 いただく事項)

ご契約後、ご連絡をいただく必要がある事項について説明しています。

(ジア パーソナル生活補償保険普通保険約款第2章基本条項第5条(P.050)

次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。 ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合 ②特約の追加など、契約条件を変更する場合
- ③ (育英費用補償特約をセットした契約のみ) 扶養者の変更が 発生した場合

第4部

普通保険約款

普通保険約款は、基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。パーソナル生活補償保険の基本となる補償内容を定めた「補償条項」と、保険料の払込みや告知義務など契約手続き等に関する事項を定めた「基本条項」から成り立っています。

パーソナル生活補償保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に適用される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に適用される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

		(50音順)
	用語	説明
U)	医学的他覚所見 のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であって も、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨 床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により その根拠を客観的に証明することができないも のをいいます。
	医科診療報酬点 数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に 基づき定められている医科診療報酬点数表をい います。
お	オンライン診療	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 におけるオンライン診療料の算定対象となる診 療行為をいいます。
か	解除	当社からの意思表示によって、保険契約の効力 を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、保険契約の 効力を将来に向かって失わせることをいいます。 ただし、基本条項第12条(被保険者による保 険契約の解約請求)(3)および(4)の規定 においては、被保険者からの意思表示によって、 保険契約の効力を将来に向かって失わせること をいいます。
き	既経過期間	始期日から既に経過した期間をいいます。
	競技等	損害等の発生の可能性をいいます。 競技、競争、興行(注1)または試運転(注2) をいいます。 (注1)競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 (注2)試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
け	頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	契約年令 契約条件変更の 申出	この保険契約の始期日における被保険者の年令をいいます。 この保険契約による保険金の支払条件等の契約 条件の変更を書面をもって申し出ることをいい ます。
J	後遺障害 公的医療保険制度	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

		① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192
		号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第
		1 2 8 号)
		④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律 第152号)
		第132号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第
		245号)
		⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
		⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の
		記載事項とすることによって当社が告知を求め
		たものをいい、他の保険契約等に関する事項を
し	歯科診療報酬点	含みます。 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に
Ŭ	数表	基づき定められている歯科診療報酬点数表をい
		います。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認する
	失効	ことをいいます。 この保険契約の全部または一部の効力を将来に
	\XXJ	同かって失うことをいいます。
	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいい
		ます。なお、被保険者が疾病によって被った傷
		まり。ない、
		まり。なる、板体映画が疾病にようで被うた場害については疾病として取り扱います。
	自動車等	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。
	自動車等支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険
		害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ き事由をいいます。
		害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ き事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ き事由をいいます。
	支払事由	書については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ き事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ き事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点 数表に、手術料の算定対象として列挙されてい る診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに 該当するものを除きます。
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ き事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点 数表に、手術料の算定対象として列挙されてい る診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに 該当するものを除きます。 ア. 創傷処理
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ き事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点 数表に、手術料の算定対象として列挙されてい る診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに 該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ き事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点 数表に、手術料の算定対象として列挙されてい る診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに 該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険 金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべ き事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点 数表に、手術料の算定対象として列挙されてい る診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに 該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
	支払事由	書については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)(注1)手術料の算定対象として列挙されている診療行
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)
	支払事由	書については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア・創傷処理 イ・皮膚切開術 ウ・デブリードマン エ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ・抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)(注1)手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療観酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている
	支払事由	害については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)(注1)手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
	支払事由	書については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア・創傷処理 イ・皮膚切開術 ウ・デブリードマン エ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ・抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)(注1)手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療観酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている
	支払事由	書については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)(注1)手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為にすいても手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2)先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、
	支払事由	書については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)(注1)手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為においている診療行為を含みます。 (注2)先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適
	支払事由	書については疾病として取り扱います。 自動車または原動機付自転車をいいます。 この保険契約に適用される特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)(注1)手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為にすいても手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2)先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、

	傷害	目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒
		物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(注)を含みます。ただし、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (注)中毒症状には、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
	乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、 スノーモービルその他これらに類するものをい います。 (注)モーターボートには、水上オートバイを含みます。
そ	損害等	この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が 行う治療をいいます。 (注)医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。
τ	訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条(契約時に告知いただく事項一告知義務)(3)③またはこの普通保険約款に適用される特約に規定する訂正の申出をいいます。
٢	特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項 を特別に補充・変更する場合のその補充・変更 の内容を定めたものです。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療 所に入り、常に医師の管理下において治療に専 念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていない が事実上婚姻関係と同様の事情にある者および 戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なら ない程度の実質を備える状態にある者を含みま す。

V	被保険者	この保険契約により補償の対象となる者または
		補償を受ける者をいい、この保険契約に適用さ
		れる特約に規定する被保険者をいいます。
ıŠı	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めた
		ものです。
\wedge	変更日	訂正の申出の承認または契約条件変更の申出の
		承認によって保険契約内容を変更すべき期間の
		初日をいいます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全
		国または一部の地区において著しく平穏が害さ
		れ、治安維持上重大な事態と認められる状態を
		いいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間
		であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約に適用される特約のそれぞれに規
		定する保険金をいいます。
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であっ
		て、この保険契約が成立すれば、保険料の支払
		義務を負うこととなる者をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出
		する書類をいい、申込みに必要な内容を記載し
		た付属書類がある場合には、これらの書類を含
		みます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払
		い込むべき金銭をいいます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。
む	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約
		締結時から生じなかったものとして取り扱うこ
1		とをいいます。

第1章 補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、この保険契約に適用される特約の支払事由に該当した場合、普通保険約款および特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に適用される特約の規定によります。

第2章 基本条項

第1条(補償される期間-保険期間)

(1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に始わります。

ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。

(2) 本条(1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第2条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に適用される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した支払事由による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険責任のおよぶ地域)

当社は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、 日本国内または国外において発生した支払事由による損害等に対して保険 金を支払います。

第4条(契約時に告知いただく事項-告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項 について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、支払事由または支払事由の原因が発生した時より前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がその訂正を承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社はその訂正を承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条(2) の規定による解除が支払事由または支払事由の原因の発生 した後になされた場合であっても、第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条(4) の規定は、本条(2) に規定する事実に基づかずに発生した支払事由による損害等については適用しません。
- (注) 当社が保険契約締結の際、本条(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条 (保険契約者の住所変更)

保険契約締結の後、保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければ

第6条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不 法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無 効とします。

第7条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、保険証券記載の被保険者が死亡した場合には、保険 契約は効力を失います。

第8条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条(保険契約者からの保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を 解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険 料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注)未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第10条(当社からの保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第14条(保険料の返還または追加保険料の請求) (1)①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求 したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の 解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの 保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保 険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与 する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - 工. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計

額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるお それがあること。

- ⑤ 本条(1)①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者 または保険金を受け取るべき者が、本条(1)①から④までの事由があ る場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契 約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注2)することができます。
 - ① 被保険者が、本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、 本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
- (3) この保険契約に適用される特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、本条(1) または(2) の規定による解除が損害等(注3) の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等(注3)に対しては、当社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - ① 被保険者の傷害(注5)に対して一定額を支払うもの
 - ② 被保険者の傷害または疾病(注6)によってその被保険者が被った損害(注7)に対して保険金を支払うもの
- (4) この保険契約に適用される特約の保険金が本条(3) ①または②のいずれにも該当しない場合、本条(1) または(2) の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) この保険契約に適用される特約の保険金が本条(3) ①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条(1) ③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2) の規定による解除がなされたときには、本条(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
 - ① 本条(1)③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等
 - ② 本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額についての損害
- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。
- (注3) 損害等とは、本条(2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に 発生した損害等をいいます。
- (注4) 保険金は、本条(2) ②の規定による解除がなされた場合、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- (注5) 傷害には、死亡を含みます。
- (注6) 傷害または疾病には、死亡を含みます。
- (注7) 損害には、損失および費用を含みます。

第12条(被保険者による保険契約の解約請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに 該当する事由があるときには、その被保険者は、保険契約者に対しこの保 険契約を解約(注)することを求めることができます。
 - ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当するとき。
 - ④ 第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(1)④ に規定する事由が発生したとき。
 - ⑤ 本条(1)②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取る べき者が、本条(1)②から④までの場合と同程度にその被保険者のこ れらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大 な事由を発生させたとき。
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2) 保険契約者は、本条(1)①から⑥までの事由がある場合において、 その被保険者から本条(1)に規定する解約請求があったときは、当社に 対する通知をもって、この保険契約を解約(注)しなければなりません。
- (3) 本条(1) ①の事由がある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約(注)することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (4) 本条(3) の規定によりこの保険契約が解約(注)された場合は、当 社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものと します。
- (注)解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

区分

第13条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

(1) 当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を 変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」の とおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合 等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料 を請求することがあります。

保険料の返還、追加保険料の請求

Į,	
① 第4条(契約時に告知い	変更前の保険料と変更後の保険料との差
ただく事項ー告知義務)	に基づき計算した保険料を返還し、または
(1)により告げられた内	追加保険料を請求します。
容が事実と異なる場合	
② 本条(1)①のほか、保	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料より
険契約締結の後、保険契約	も高くなる場合は、次の算式により算出
者が書面をもって保険契約	した額を請求します。
の条件の変更を当社に通知	
し、承認の請求を行い、当	

社がこれを承認する場合

変更前の保険料 と変更後の保険 料との差額

未経過月数 (注1) \times 12

イ. 変更後の保険料が変更前の保険料より も低くなる場合は、次の算式により算出 した額を返還します。

変更前の保 険料と変更 後の保険料 との差額



(2) 保険契約の無効、失効または取消しの場合には、保険料の返還につい て、次表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満 たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還するこ

とかめりより。		
区分	保険料の返還	
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第6条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。	
② 保険契約が失効となる 場合	次の算式によって計算した額を返還します。 保険料 X (注1) 1 - 1 2	
③ 第8条(保険契約の取消 し)の規定により、当社が 保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。	

(3) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次表 のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場 合またはこの普通保険約款に適用される特約の規定により保険契約者が 保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により 保険料を返還することがあります。

区分

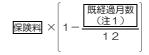
保険料の返還

① 第4条(契約時に告知い ただく事項-告知義務)

(2)の規定により、当社 が保険契約を解除した場合

- ② 第10条(当社からの保 険契約の解除)の規定によ り、当社が保険契約を解除 した場合
- ③ 第11条(重大事由があ る場合の当社からの保険契 約の解除) (1) の規定に より、当社が保険契約を解 除した場合
- ④ 第9条(保険契約者から の保険契約の解約)の規定 により、保険契約者が保険 契約を解約した場合

次の算式によって計算した額を返還します。



- ⑤ 第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(2)の規定により、当社が保険契約を解除(注2)した場合
- ⑥ 第12条(被保険者による保険契約の解約請求) (2)の規定により、保険契約者が保険契約を解約(注3)した場合
- ⑦ 第12条(被保険者による保険契約の解約請求) (3)の規定により、被保険者が保険契約を解約(注3)した場合
- (注1) 未経過月数・既経過月数が、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2)解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。
- (注3) 解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

第15条(追加保険料領収前の事故)

- (1)第14条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)①の追加保険料を請求する場合において、第10条(当社からの保険契約の解除)の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は変更日から追加保険料領収までの間に発生した支払事由による損害等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第14条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した支払事由による損害等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第16条(保険金の請求)

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、この保険契約に適用される特約に定める時からそれぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (3)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に適用される特約に規定する書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- (4)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の 支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者の いずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の 承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することが できます。
 - ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② 本条(4)①に規定する者がいない場合または本条(4)①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条(4)①および②に規定する者がいない場合または本条(4)① および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、本条(4)①以外の配偶者(注)または本条(4)②以外の3親等内の親族

- (5) 本条(4) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容、損害の額または傷害・疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(6)の規定に違反した場合または本条(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (8) 保険金の請求権は、本条(2) に定める時の翌日から起算して3年を 経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注)配偶者は、「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第17条(保険金の支払)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が 保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生	ア.事故発生の原因
の有無	イ. 事故発生の状況
	ウ.損害、損失もしくは傷害発生の有無ま
	たは疾病の内容
	工. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない	この保険契約において保険金が支払われ
事由の有無	ない事由としている事由に該当する事実
	の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 損害もしくは損失の額、保険価額また
	は傷害もしくは疾病の程度
	イ.事故と損害、損失または傷害との関係
	ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、
	無効、失効または取消しの事由に該当する
	事実の有無
⑤ 本条(1)①から④まで	ア. 他の保険契約等の有無および内容
のほか、当社が支払うべき	イ. 損害または損失について被保険者が有
保険金の額の確定	する損害賠償請求権その他の債権および
(0) +Q (1) om=2++2	既に取得したものの有無および内容等

(2) 本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1) ①から④までの事項を確認するための、 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査 結果の照会(注3)	180⊟
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑 定等の結果の照会	908

③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、 後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果 の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用 された災害の被災地域における本条(1)①から⑤ま での事項の確認のための調査	60⊟
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180⊟

- (3) 本条(1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)本条(3)の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (5)本条(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、 被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1)請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第16条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第18条(保険契約者の変更)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約 に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者 に移転させることができます。
- (2) 本条(1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険 契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款 および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第19条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、 代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、そ の代表者は、代表者以外の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1) の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上の場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第20条(契約内容の登録)

(1) 当社は、この保険契約締結の際、次に掲げる事項を協会(注)に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 傷害死亡保険金受取人の氏名
- ④ 傷害死亡・後遺障害保険金額、傷害入院保険金日額および傷害通院保 険金日額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当社名
- ⑦ 被保険者同意の有無
- (2) 各損害保険会社は、本条(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、本条(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3)各損害保険会社は、本条(2)の規定により照会した結果を、本条(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4)協会(注)および各損害保険会社は、本条(1)の登録内容または本 条(2)の規定による照会結果を、本条(1)の規定により登録された被 保険者に係る保険契約の締結に関する権限を損害保険会社が与えた損害 保険代理店および犯罪捜査等にあたる公の機関から損害保険会社が公開 要請を受けた場合のその公の機関以外に公開しないものとします。
- (5)保険契約者または被保険者は、自身に係る本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果について、当社または協会(注)に照会することができます。
- (注)協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第21条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟は、日本国内における裁判所に提起することにします。

第22条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第5部

特約

特約は、オプションとなる補償内容 など普通保険約款に定められた事項 を特別に補充・変更する事項を定め たものです。

なお、特約には、ご契約時のお申出 にかかわらず、すべてのご契約に自 動的にセットされる特約(自動セッ ト特約)と、ご契約時にお申出があ り当社が引き受ける場合にセットさ れる特約(任意セット特約)があり ます。適用される特約は、保険証券 (または保険契約継続証)の表示お よび特約番号・名称相対表によりご 確認ください。

1. ケガの補償に関する特約

(1) 傷害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

		(50音順)
	用語	説明
U	事故	第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故をいいます。
	支払限度日数	支払対象期間内において、傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の限度となる日数をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それ それについて、保険証券記載の期間または日数 とします。
	支払対象期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の 対象となる期間をいい、傷害入院保険金および 傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記 載の期間または日数とします。なお、傷害入院 が中断している期間がある場合にはその期間を 含む継続した期間をいいます。
	傷害死亡•後遺障 害保険金額	この特約により補償される傷害が発生した場合 に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取 人に支払うべき保険金の基準となる額であっ て、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺 障害保険金額として記載された額をいいます。
	傷害通院	第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として通院した状態をいいます。
	傷害通院保険金 日額	この特約により補償される傷害が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準 となる額であって、保険証券にその被保険者の 傷害通院保険金日額として記載された額をいい ます。
	傷害入院	第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として入院した状態をいいます。
	傷害入院保険金 日額	この特約により補償される傷害が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準 となる額であって、保険証券にその被保険者の 傷害入院保険金日額として記載された額をいい ます。
	傷害保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合 に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取 人に支払うべき金銭であって、傷害死亡保険金、 傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手 術保険金および傷害通院保険金をいいます。
υ	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、 保険証券記載の被保険者をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い傷害保険金を支払います。
- (2) 当社は、本条(1) の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または 保険金日額が記載されたものについて支払います。ただし、傷害死亡保険 金および傷害後遺障害保険金については保険証券に傷害死亡・後遺障害保 険金額が記載された場合、傷害手術保険金については保険証券に傷害入院 保険金日額が記載された場合に支払います。
- (3) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に 限り、傷害保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合ーその1)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、 傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の 故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取 人である場合には、傷害保険金を支払わないのはその者が受け取るべき 金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車 等を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒 気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を 運転している間
 - ウ.被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害保険金を支払 わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ② 当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外 科的手術その他の医療処置
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ② 本条(1)⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑬ 本条(1)⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害保険金を支払

いません。

- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であって も、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、そ の症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
- ② 被保険者の入浴中の溺水 (注6)。ただし、入浴中の溺水 (注6) が、 当社が保険金を支払うべき傷害によって発生した場合には、傷害保険金 を支払います。
- ③ 被保険者の誤嚥(注7)によって発生した肺炎。この場合、誤嚥(注7) の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3)法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注7) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当社は、被保険者が次のいすれかに該当する間に発生した事故によって 被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金 を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、本条③ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準する方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、本条

 ③ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準する方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(傷害死亡保険金の計算)

- (1)当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、 その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内 に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金 として傷害死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った傷害後 遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払っ た金額を差し引いた残額を、傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人 に支払います。
- (2) 第18条(傷害死亡保険金受取人の変更)(1) または(2) の規定によりその被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第18条(傷害死亡保険金受取人の変更)(8)の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

第6条(傷害後遺障害保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、 その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内 に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障 害保険金としてその被保険者に支払います。

傷害後遺障害 保険金の額 傷害死亡•後遺障 害保険金額 別表3のそれぞれの等級 × の後遺障害に対する保険 金支払割合

- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師(注)の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条(1) のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれぞの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、 傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺 障害保険金として支払います。
 - ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② 本条(4)①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる 後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上 位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ 本条(4)①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級 に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の 傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した 場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を 傷害後遺障害保険金として支払います。

保険金支払 割合 別表3に掲げる加重後の 後遺障害に該当する等級 に対する保険金支払割合

既にあった後遺障害 に該当する等級に対 する保険金支払割合

- (6) 本条(1) から(5) までの規定に基づいて、当社が支払うべき傷害 後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を もって限度とします。
- (注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

第7条(傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が傷害入院に該当した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害入院保険金の額

傷害入院保険金日額

× 傷害入院の日数

- (2) 本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注1)であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) 本条(1) の傷害入院の日数には次の日数を含みません。
 - 事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数
 - ② 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数
- (4)被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害入院保険金を支払いません。
- (5)当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、 傷害手術保険金支払対象期間(注2)内に病院または診療所において、そ の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術(注3) について、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被 保険者に支払います。
 - ① 入院中(注4)に受けた手術の場合

傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 10

② 本条(5)①以外の手術の場合

傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 5

- (6)被保険者が傷害手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた場合は、それらの手術のうち傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ傷害手術保険金を支払います。
- (7) 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手 術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当す る手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受け た場合は、その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直 前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対し ては、傷害手術保険金を支払いません。
- (注1) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (注2) 傷害手術保険金支払対象期間とは、傷害保険金を支払いうる傷害の原因となった 事故の発生の日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間の日数に達するまで の期間をいいます。
- (注3) 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ 手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定され るものとして定められている手術に該当する場合は、その手術の開始日についてのみ手 術を受けたものとします。
- (注4)入院中とは、第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条(傷害通院保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が傷害通院に該当した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金としてその被保険者に支払います。

傷害通院保険金の額 = 傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数

- (2)被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するために医師(注1)の指示によりギブス等(注2)を常時装着したときは、その日数について、本条(1)の傷害通院に該当したものとみなします。
- (3) 当社は、本条(1) および(2) の規定にかかわらず、第7条(傷害 入院保険金および傷害手術保険金の計算)の傷害入院保険金を支払うべき 期間中の傷害通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。
- (4) 本条(1) の傷害通院の日数には次の日数を含みません。
 - ① 事故の発生の日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数
 - ② 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数 の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害 通院の日数
- (5)被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害通院保険金を支払いません。
- (注1) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注2) ギプス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと 同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、筋骨固定帯、サポーター等は含みません。

第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害が次のいずれかの影響により重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の 影響
 - ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害が重大となった場合も、本条(1)と同様の方法で支払います。

第11条(保険契約の無効)

普通保険約款基本条項第6条(保険契約の無効)に定める事由のほか、 傷害死亡保険金受取人を定める場合(注)に、保険契約者以外の被保険者 の同意を得なかったときは、保険契約は無効とします。

(注) 傷害死亡保険金受取人を定める場合には、その被保険者の法定相続人を傷害死亡保 険金受取人にする場合を含みません。

第12条 (保険料の返還-失効の場合)

普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求)(2)②の規定にかかわらず、保険金を支払うべき傷害によって被保険

者が死亡した場合には、当社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する傷害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料を返還しません。

第13条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取 扱い)

- (1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1) もしくは(2) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、次に掲げる時とします。
 - ① 傷害死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
 - ② 傷害後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が発生した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 傷害入院保険金については、その被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 傷害手術保険金については、その被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 傷害通院保険金については、その被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、事故の発生の日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表5に掲げる書類とします。

第15条(保険金の内払)

(1) 普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1)の規定にかかわらず、傷害入院保険金を支払うべき場合において、保険金支払の対象となる入院期間が1か月以上継続したときには、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出ならびに普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)、(4)および(6)の書類の提出により保険金の内払を行います。

(2)本条(1)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第16条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要 求)

- (1)当社は、第13条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定による通知または普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)およびこの特約第14条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用(注) は、当社が負担します。
- (注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第17条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続 人が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害について第三者に対して有 する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第18条(傷害死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、その被保険者が死亡する前であれば、保険契約者は、いつでも傷害死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) 本条(2) の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、 保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) 本条(3) の規定による通知が当社に到達した場合には、傷害死亡保 険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じ たものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の 傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求 を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、本条(2) の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上 有効な遺言によって行うことができます。
- (6) 本条(5) の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、 遺言が効力を生じた後に、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知 しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通 知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金 を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を 支払いません。
- (7)本条(2)および(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。
- (8)被保険者が死亡する前に傷害死亡保険金受取人が死亡した場合は、その傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を傷害死亡保険金受取人とします。
- (9)保険契約者は、傷害死亡保険金以外の保険金について、その受取人を その被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者については、順次の法定相続人とします。

第19条(傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の傷害死亡保険命受取人を代理するものとします。
- (2) 本条(1) の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第20条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合ーその2)①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2) 操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2 第4条(保険金を支払わない場合-その2)②の職業

オートテスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車 競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注2)、プロボクサー、 プロレスラー、ローラーゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度ま たはそれ以上の危険を有する職業

- (注1) オートテスターとは、テストライダーをいいます。
- (注2) 猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。
- (注3) ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。

区		
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 望しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力 の測定は万国式試視力表によるものとし ます。以下同様とします。)がO. O2以	89%

ı	l —,,,,	Ī
	下になったもの (2)両眼の矯正視力がO. 02以下になっ	
	(2) 岡駅の場正祝力がり、ひと以下になり たもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障	
	害を残し、随時介護を要するもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、	
	随時介護を要するもの	
	(5)両上肢を手関節以上で失ったもの	
₩	(6)両下肢を足関節以上で失ったもの (1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が	
第3級	0.06以下になったもの	
	(2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したも	
	σ	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障	
	害を残し、終身労務に服することができな	
	いもの	78%
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、	
	終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指	
	を失ったものとは、母指は指節間関節、そ	
	の他の手指は近位指節間関節以上を失っ	
	たものをいいます。以下同様とします。)	
第4級	(1)両眼の矯正視力がO.06以下になっ	
	たもの	
	(2) 望しゃくおよび言語の機能に著しい障	
	害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手	69%
	指の用を廃したものとは、手指の末節骨の	
	半分以上を失い、または中手指節関節もし	
	くは近位指節間関節に著しい運動障害を	
	残すものをいいます。なお、母指にあって	
	は指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)	
	(7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が	
	O. 1以下になったもの	
	(2)神経系統の機能または精神に著しい障	
	害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服	
	することができないもの	
	(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、 特に軽易な労務以外の労務に服すること	
	ができないもの	59%
	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	0 0 70
	(5)1下肢を足関節以上で失ったもの	
	(6)1上肢の用を全廃したもの	
	(7) 1下肢の用を全廃したもの	
	(8)両足の足指の全部を失ったもの(足指 を失ったものとは、その全部を失ったもの	
	を失ったものとは、その主部を失ったもの をいいます。以下同様とします。)	
第6級	(1) 両眼の矯正視力がO. 1以下になった	
713 3 1190	もの	50%
•	•	•

	(2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 背柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が	42%
第8級	(13) 両側の睾丸を失ったもの(1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力	
	が0.02以下になったもの (2) 背柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指 以外の3の手指を失ったもの	34%

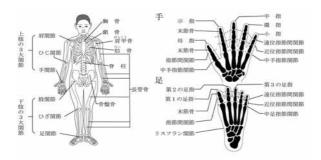
	 (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 望しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に普通のおか1 m以上の距離ではき通のおか2とができない程度に普通なったもの (9) 1耳の聴力を登したものの(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (10) 神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	26%
第10級	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの (1) 1眼の矯正視力が0. 1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 望しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	20%

	(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に苦しい障害を残すもの	
第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)背柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の小指を失ったもの (11) 1 足の第2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%

第13級	(1)1眼の矯正視力がO.6以下になった	
	もの	
	(2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変	
	状を残すもの	
	(3)正面視以外で複視を残すもの	
	(4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまた	
	はまつげはげを残すもの _{てっ}	
	(5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%
	(7)1手の小指の用を廃したもの	1 70
	(8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	(9)1下肢を1cm以上短縮したもの	
	(10)1足の第3の足指以下の1または2	
	の足指を失ったもの	
	(11)1足の第2の足指の用を廃したもの、	
	第2の足指を含み2の足指の用を廃した	
	ものまたは第3の足指以下の3の足指の	
	用を廃したもの	
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、ま	
	たはまつげはげを残すもの	
	(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声	
	を解することができない程度になったも	
	の(4)しはの悪川モにてのひこの士士士の歴	
	(4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜	
	いあとを残すもの	4.0/
	(5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜 いあとを残すもの	4%
	(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を	
	(6) 「子の母指以外の子指の指信の一部を 失ったもの	
	(7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関	
	節を屈伸することができなくなったもの	
	(8) 1足の第3の足指以下の1または2の	
	足指の用を廃したもの	
	(9) 局部に神経症状を残すもの	

(注1)上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表4 骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った部位

- (1) 長管骨または脊柱
- (2) 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等(注)を装着した場合に限ります。
- (3) 筋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等(注)を装着した場合に限ります。
- (注) ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、筋骨固定帯、サポーター等は含みません。
- 注 (1)から(3)までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「配骨・胸骨」については、別表3(注2)の図に示すところによります。

別表5 (第14条 (保険金の請求)関係)

保険金請求書類

保険金を請求する場合には、「〇」を付した書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金種類提出書類	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
(1)保険金請求書	0	0	0	0	0
(2)保険証券	0	0	0	0	0
(3) 当社の定める傷害状況報告書	0	0	0	0	0
(4)公の機関(注1)の事故証明書	0	0	0	0	0
(5) 死亡診断書または死体検案書	0				
(6)後遺障害もしくは傷害の程度または手 術の内容を証明する医師(注2)の診断 書		0	0	0	0
(7)入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			0		0
(8) 傷害死亡保険金受取人(注3)の印鑑 証明書	0				
(9)被保険者の印鑑証明書		0	0	0	0
(10)被保険者の戸籍謄本	0				
(11)法定相続人の戸籍謄本(注4)	0				
(12) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注5)	0	0	0	0	0
(13)その他当社が普通保険約款基本条項 第17条(保険金の支払)(1)に定める 必要な事項の確認を行うために欠くこと のできない書類または証拠として保険契 約締結の際に当社が交付する書面等にお いて定めたもの	0	0	0	0	0

- (注1) 公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
- (注2) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注3) 傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が傷害死亡 保険金受取人となります。
- (注4) 法定相続人の戸籍謄本は、傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とします。
- (注5) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

(2)天災危険補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、傷害補償特約第3条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)⑩および⑫または傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約第3条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)⑧および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって被保険者に発生した傷害に対しても、傷害保険金を支払います。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 本条①の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

第3条(保険金の支払)

普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づ	
き設置された中央防災会議の専門調査会によって被害	
想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・	
南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生する	365⊟
ものと見込まれる地震等による災害の被災地域におけ	
る普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1)①	
から⑤までの事項の確認のための調査	

- (注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3) および(4) の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(2)の事由および本条の事由の複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。

(3)食中毒補償特約(条件付死亡補償型)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、

傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。 (50音順)

	用語	説明
か	学校施設	学校が教育活動のために所有、使用または管理
		している施設をいい、園児・児童・生徒・学生
		が居住している寄宿舎、合宿所等を含みません。
き	企業等	被保険者が所属する組織または被保険者と雇用
		関係のある事業主をいいます。
U	自宅	被保険者の常時居住の用に供される住宅をいい
		ます。なお、共同住宅の場合は被保険者の専有
		する戸室をいい、共同住宅以外の住宅の場合は
		その住宅の敷地内を含みます。
	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神
		喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契
		約に適用されるものをいいます。
ゃ	役員等	被保険者が所属する組織の役員または事業主を
		いいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害には、被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害も含まれるものとして、傷害特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。ただし、傷害死亡保険金については、別表1に掲げる特定の時間帯または特定の場所にいる間において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限り、当社は、傷害保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、第2条(保険金を支払う場合)の規定により傷害保険金を支払うべき中毒症状に対して、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の規定に従い保険金を支払う場合には、該当する保険金について、この特約の規定に基づく保険金を支払いません。

第4条(保険金の請求)

保険金を受け取るべき者がこの特約の規定により傷害死亡保険金の支払を請求する場合は、傷害特約第14条(保険金の請求)(2)および普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類のほかに、別表2に掲げる書類を当社に提出しなければなりません。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表1(第2条(保険金を支払う場合)関係) 特定の時間帯または特定の場所にいる間

次のいずれかに該当する間をいいます。

(1) 就業中

- ① 被保険者が役員等以外の者である場合は、次のいずれかに該当する間 ア. 被保険者がその職業または職務に従事している間(注1)
 - イ. 被保険者が企業等の施設内にいる間
- ② 被保険者が役員等である場合は、役員等としての職務に従事している間(注2)で、かつ、次のいずれかに該当する間
 - ア. 企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中(注3)
 - イ.企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設と の間を合理的な経路および方法により往復する間
 - ウ. 取引先との契約、会議(注4)などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と自宅または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間
- (2) 学校等の管理下中
 - ① 被保険者が在籍する学校等の種別により、それぞれ次表の〇印に該当する間

9 OIEJ	授業中	在校中	への参加中 (注5)	参加中学校行事(注6)への	課外活動(注7)中	登下校中
ア. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校および幼稚園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所ならびに就学前の子どもに関する教育、保関する法律(平成18年法律第77号)に基づく幼保連携型認定こども園等	0	0	0			0
イ. 学校教育法に基づく大 学(注8)	0	0		0	0	0
ウ. 学校教育法に基づく専修学 校および各種学校	0	0		0		0
エ. 国、地方自治体、または法 令により設置された大学校そ の他これらに類する教育訓練 施設	0	0		0		0
オ. 学習塾、珠算塾および書 道塾	0	0				0

- ② 上記①の「授業中」とは、学校等の種別によりそれぞれ次に掲げる間 とします。
 - ア. 上記①ア. の場合は、正規の教育活動中および特別教育活動中をいい、保育等の間を含みます。
 - イ. 上記①イ. の場合は、講義中、実験・実習中、演習中または実技に よる授業中をいい、次のいずれかに該当する間を含みます。
 - (ア)自宅または被保険者の友人の住居等専ら被保険者の私的生活にかかる場所以外の場所で、指導教員の指示に基づき、卒業論文研究

に従事している間

- (イ) 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、学校の図書館・資料室もしくは語学 学習施設において研究活動を行っている間
- (ウ) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第28条、短期 大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第14条、大学院設 置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条、専門職大学設置 基準(平成29年文部科学省令第33号)第24条、専門職短期大 学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)第21条または専 門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第13条 の規定に基づき、他の大学または外国の大学の正課を履修している間
- (エ) 大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)第3条 または短期大学通信教育設置基準(昭和57年文部省令第3号)第 3条の規定に基づき、面接授業を受けている間
- ウ. 上記①ウ. の場合は、講義中、実験・実習中、演習中または実技による授業中をいい、次のいずれかに該当する間を含みます。
 - (ア)自宅または被保険者の友人の住居等専ら被保険者の私的生活にかかる場所以外の場所で、指導教員の指示に基づき、卒業研究に従事している間
 - (イ) 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または学校の図書館・資料室等において研究活動を行っている間
- エ. 上記①エ. の場合は、講義中、実験・実習中、演習中または実技による授業中をいい、次のいずれかに該当する間を含みます。
 - (ア)自宅または被保険者の友人の住居等専ら被保険者の私的生活にかかる場所以外の場所で、指導教員の指示に基づき、卒業研究に従事している間
 - (イ) 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所もしくは学校の図書館・資料室等において研究活動を行っている間
- オ. 上記①オ. の場合は、講義中、実験・実習中、演習中または実技に よる授業中をいい、学校等として参加する模擬試験または学校等の行 事としての遠足、合宿、父兄会等を含みます。
- ③ 上記①の「在校中」とは、学校等の種別によりそれぞれ授業開始前、 授業と授業の間または授業終了後において、学校施設内にいる間をいい ます。ただし、学校施設内にいることについて、校長、園長、学長等が 一般的に承認している場合に限ります。
- ④ 上記①の「登下校中」とは、授業、教育活動行事(注5)、学校行事(注6) または課外活動(注7)のため、次のア、の場所と次のイ、の場所とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。ただし、被保険者が、この往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は、「登下校中」に該当しません。
 - ア. 自宅。なお、被保険者の勤務地から登校する場合または学校施設から被保険者の勤務地へ赴く場合には、勤務地とします。
 - イ. 学校施設。なお、学校施設以外の場所で授業等が行われるときは、 その場所または所定の集合・解散の場所とします。
- ⑤ 上記④ただし書きの規定にかかわらず、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない理由により行うための往復の経路の最小限度の逸脱または中断である場合は、その逸脱または中断の間を除き、「登下校中」に該当するものとします。

(3)旅行中

旅行の目的をもって自宅を出発してから自宅に帰着するまでの旅行行程 にある間。ただし、国内旅行においては、宿泊を伴う場合の旅行行程に限

- り、日帰りを含みません。
- (4) 団体の管理下中

次のいずれかに該当する間

- ① 一定の共同目的のために組織され、かつ、代表者の定めがある団体(注9) の活動にその所属員として従事している間
- ② 本来の職業または職務以外で団体(注10)から委嘱された業務に従事している間
- (5) 行事参加中

行事の主催者または責任者が明確であり、かつ、参加者の名簿が備え付けられている行事に参加している間

(6) 施設内入場中

施設の所有者または管理者が施設利用者を入場券等により客観的に把握できる施設において、利用者として施設内に入場している間

- (注1) その職業または職務に従事している間には、通勤途上を含みます。
- (注2) 職務に従事している間には、通勤途上を含みます。
- (注3) 就業時間中には、被保険者の休暇中を含みません。
- (注4)会議には、会食を主な目的とするものを含みません。
- (注5) 教育活動行事とは、学校の教職員が引率する行事で、教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいいます。
- (注6) 学校行事とは、入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。
- (注7) 課外活動とは、学校に届け出た活動で、学校の規則に則った所定の手続きにより 学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、 学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間の活動 を含みません。
- (注8) 大学には、短期大学、専門職短期大学、専門職大学、大学院を含みます。
- (注9) 団体については、法人格の有無は問いません。
- (注10) 団体は、法人に限ります。

別表2(第4条(保険金の請求)関係)

保険金請求書類

第4条(保険金の請求)の書類とは、次表「発行者」が発行する書類で次表「証明内容」を証明するものをいいます。

	発行者	証明内容
就業中	企業等	被保険者が就業中であったこと。
学校等の管理下中	学校等の管理者	被保険者が学校等の管理 下にあったこと。
旅行中	旅行の事実を証明で きる者	旅行の事実
団体の管理下中	団体の管理者	被保険者が団体の管理下中にあったこと。
行事参加中	行事の主催者または 責任者	被保険者が行事参加中で あったこと。
施設内入場中	施設の所有者または 管理者	被保険者が施設内にいたこと。

(4)特定職業従事中補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」およ び普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神
		喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契
		約に適用されるものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約により、傷害特約第4条(保険金を支払わない場合 ーその2) ②の規定にかかわらず、被保険者が別表1の職業に従事してい る間に発生した事故によって被った傷害に対しても、傷害特約および普通 保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約により、傷害特約第4条(保険金を支払わない場合 ーその2) ③の規定にかかわらず、被保険者が別表2の乗用具を用いて次 のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しても、 傷害特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。
 - ① 別表2の乗用具を用いて競技等をしている間
 - ② 別表2の乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準する方法・態様により乗用具を使用している間
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・ 態様により自動車等を使用している間

第3条(家族型への変更に関する特約が適用される場合 の取扱い)

この保険契約に家族型への変更に関する特約が適用される場合には、第 2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「家族型へ の変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用し ます。

第4条(夫婦型への変更に関する特約が適用される場合 の取扱い)

この保険契約に夫婦型への変更に関する特約が適用される場合には、第 2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦型へ の変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用し ます。

第5条(配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い)

この保険契約に配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合には、第2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「配偶者対象外型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第2条(保険金を支払う場合)(1)の職業

別な「 第2末(体院並を又払り場合)(1)の職未				
保険証券記載の 職業の区分	職業			
Е	オートテスター(テストライダー)、オートバイ 競争選手、自動車競争選手			
F	自転車競争選手(競輪選手)			
G	モーターボート競争選手(注) (注) モーターボートには、水上オートバイを含みます。			
Н	猛獣取扱者(注) (注)猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。			
N	プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注) (注)ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。			
0	力士			

別表2 第2条(保険金を支払う場合)(2)の乗用具

为我在 第2条(体队业在关系)物目)(2)。0条/15 天			
保険証券記載の 職業の区分	乗用具		
Е	オートバイ、自動車、モトクロス、ゴーカート		
F	なし		
G モーターボート(注) (注)モーターボートには、水上オートバイを含み			
Н	なし		

(5) 競技・競争・興行等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

ひ日返床次前級・75mのが1951 にいる場合の1857 へのこのうこのよう。				
	用語	説明		
\subset	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神		
		喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契		
		約に適用されるものをいいます。		

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、傷害特約第4条(保険金を支払わない場合ーその2)③の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しても、傷害特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。

- ① 別表の乗用具を用いて競技等をしている間
- ② 別表の乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準する方法・態様により乗用具を使用している間
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準する方法・

第3条(家族型への変更に関する特約が適用される場合 の取扱い)

この保険契約に家族型への変更に関する特約が適用される場合には、第 2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「家族型へ の変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用し ます。

第4条(夫婦型への変更に関する特約が適用される場合 の取扱い)

この保険契約に夫婦型への変更に関する特約が適用される場合には、第 2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦型へ の変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用し ます。

第5条(配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い)

この保険契約に配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合には、第2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「配偶者対象外型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条(保険金を支払う場合)の乗用具

保険証券記載の 乗用具の区分	乗用具
J	オートバイ、自動車、モトクロス、ゴーカート
K	ゴーカート
L	モーターボート (注) (注) モーターボートには、水上オートバイを含みます。
M	スノーモービル

(6)運動危険等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
U	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、傷害特約第4条(保険金を支払わない場合ーその2)①の規定にかかわらず、被保険者が別表の運動等を行っている間に発生した事故によって被った傷害に対しても、傷害特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。

第3条 (家族型への変更に関する特約が適用される場合 の取扱い)

この保険契約に家族型への変更に関する特約が適用される場合には、第2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「家族型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第4条(夫婦型への変更に関する特約が適用される場合 の取扱い)

この保険契約に夫婦型への変更に関する特約が適用される場合には、第2 条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦型への変 更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第5条(配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い)

この保険契約に配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合には、第2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「配偶者対象外型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条(保険金を支払う場合)の運動等

保険証券記載の 運動種類の区分	運動等の種類
А	・山岳登はん。ただし、特に危険な山岳登はん(※) は含みません。
В	・リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビングおよびこれらに類する危険な運動・運動種類: Aに該当するもの
С	・山岳登はん。特に危険な山岳登はん(※)を含みます。・運動種類: Bに該当するもの
D	 ・航空機(注1)操縦(注2)、ハンググライダー 搭乗、超軽量動力機(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 ・運動種類: Cに該当するもの (注1)航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

(注2) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

(注3) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、 マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラブ レーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

※特に危険な山岳登はん:標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登はん、および、標高6,000m以上で山岳登はんをする場合をいいます。

(7)熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
V	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、保険期間中に被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害保険金を支払います。

第3条(この特約の不適用)

当社は、被保険者の死亡に対しては、この特約を適用しません。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(8) 就業中のみの傷害危険補償(事業主 役員・従業員) 特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

		(30日順)
	用語	説明
き	企業等	被保険者が所属する組織または被保険者と雇用関
		係のある事業主をいいます。
し	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神喪失
		起因傷害補償型)特約のうち、この保険契約に適用
		されるものをいいます。
つ	通勤途上	被保険者が、住居と就業の場所との間を、合理的な
		経路および方法により往復している間をいい、被保
		険者が、往復の経路を逸脱した場合または往復を中
		断した場合においては、その逸脱または中断の間お
		よびその後の往復の間は通勤途上とはみなしませ
		ん。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入
		その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむ
		を得ない事由により行うための最小限度のもので
		ある場合は、その逸脱または中断の間を除き、その
		後の往復の間は通勤途上とみなします。
ゃ	役員等	企業等の役員または事業主をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害のうち、被保険者が被った次の傷害に限り、傷害特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。

- ① 被保険者が役員等以外の者である場合は、その職業または職務に従事 している間(注1)に被った傷害
- ② 被保険者が役員等である場合は、次のいずれかに該当する間に被った 傷害
 - ア. 被保険者が役員等としての職務に従事している間(注2)で、かつ、 次のいずれかに該当する間
 - (ア)企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中(注3)
 - (イ)企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - (ウ)取引先との契約、会議(注4)などのために、取引先の施設内 にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的 な経路および方法により往復する間
 - イ. 被保険者に対し労災保険法等(注5)による給付が決定される傷害が発生した時の職務従事中および通勤中
- (注1) その職業または職務に従事している間には、通勤途上を含みます。
- (注2) 職務に従事している間には、通勤途上を含みます。
- (注3) 就業時間中には、被保険者の休暇中を含みません。
- (注4)会議には、会食を主な目的とするものを含みません。
- (注5) 労災保険法等とは、日本国の労働災害補償法令をいいます。

第3条 (家族型への変更に関する特約が適用される場合 の取扱い)

この保険契約に家族型への変更に関する特約が適用される場合には、「用語の説明」および第2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「家族型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第4条 (夫婦型への変更に関する特約が適用される場合 の取扱い)

この保険契約に夫婦型への変更に関する特約が適用される場合には、「用語の説明」および第2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第5条(配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い)

この保険契約に配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合には、「用語の説明」および第2条(保険金を支払う場合)の規定中「被保険者」とあるのは「配偶者対象外型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(9) 交通事故危険のみ補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語		説明
う	運行中	交通乗用具が通	常の目的に従って使用されてい
		る間をいいます	•
き	競技等	競技、競争、興	行(注1)、訓練(注2)また
		は試運転(注3	
		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	争、興行には、いずれもそのための練
		習を含みます。	白動車等の運転資格を取得するため
		(注2) 訓練には	
			こん。 は、性能試験を目的とする運転または
		操縦をいいます	•
C	工作用自動車	建築工事、土木	工事、農耕等の作業の用途をも
		つ自走式の車両	をいい、各種クレーン車、パワー
		ショベル、フォ	ークリフト、ショベルローダー、
		ブルドーザー、	コンクリートミキサートラック、
		耕運機、トラク	ター等をいいます。
	交通乗用具	次のいずれかに	該当するものをいいます。
		分類	交通乗用具
			汽車、電車、気動車、モノレー
			ル、ケーブルカー、ロープ
		軌道上を走	ウェー、いす付リフト、ガイ
		行する陸上	ドウェイバス(注1)
		の乗用具	なお、ジェットコースター、メ
			リーゴーラウンド等遊園地等
			で専ら遊戯施設として使用さ

l			れるもの、ロープトウ、ティー
			バーリフト等座席装置のな
			いリフト等は含みません。
			自動車(注2)、原動機付自
			転車、自転車、トロリーバス、
			人もしくは動物の力または
			他の車両により牽引される
			車、そり、身体障害者用車い
			ず、乳母車、ベビーカー、歩
		むさなちし	9、乳母単、ハビーガー、少 行補助車(注3)
		軌道を有し	17補助単(注3) なお、作業機械としてのみ使
		乗用具	用されている間の工作用自動
			車、遊園地等で専ら遊戯用に
			使用されるゴーカート等、一
			輪車、三輪以上の幼児用車両、
			遊戯用のそり、スケートボー
			ド、キックボード(注4)、
			シルバーカー等は含みません。
			航空機(飛行機、ヘリコプ
			ター、グライダー、飛行船、
			超軽量動力機(注5)、ジャ
		空の乗用具	イロプレーン)
			なお、ハンググライダー、気
			球、パラシュート等は含みま
			せん。
			船舶(注6)
		水上の乗用	なお、幼児用のゴムボート、
		具	セーリングボード、サーフ
			ボード等は含みません。
			エレベーター、エスカレー
		その他の乗	ター、動く歩道
			なお、立体駐車場のリフト等
		用具	専ら物品輸送用に設置され
			た装置等は含みません。
		(注1) ガイドウ	ェイバスとは、専用軌道のガイドに
			バスをいいます。なお、専用軌道のガ
			行している間に限り、軌道上を走行す
			として取り扱います。
			は、スノーモービルを含みます。
			車は、シニアカー等原動機を用い、か あるものに限ります。
			めるものに限ります。 ードには、原動機を用いるものを含み
		ます。	
			り機とは、モーターハンググライダー、
			機、ウルトラライト機等をいいます。
		(注6) 船舶には	、ヨット、モーターボート(水上オー
		トバイを含みま	す。)およびボートを含みます。
し	傷害特約	傷害補償特約ま	たは傷害補償(疾病起因・心神
		喪失起因傷害補	償型)特約のうち、この保険契
L		約に適用される	ものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害のうち、被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当する傷害に限り、この特約、傷害特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用 具(注1)との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(注1) の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内 (注2)に搭乗している被保険者(注3)または乗客(注4)として改 札口を有する交通乗用具の乗降場構内(注5)にいる被保険者が、急激 かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用 自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作 用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害
- ④ 被保険者が交通乗用具(注1)の火災によって被った傷害
- (注1) 交通乗用具には、これに積載されているものを含みます。
- (注2) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所は含みません。
- (注3) 搭乗している被保険者には、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者は含みません。
- (注4) 乗客には、入場客を含みます。
- (注5)乗降場構内とは、改札口の内側をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、傷害特約第3条(保険金を支払わない場合ーその1)のほか、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しても、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。
 - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準する方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただ し、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準する方法・ 態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、 傷害保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準する方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
 - ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
 - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注1)以外の航空機 を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務と する被保険者が職務上搭乗している間
 - ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
 - ア. グライダー
 - イ. 飛行船
 - ウ. 超軽量動力機
 - エ. ジャイロプレーン
- (2) 当社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中に

その作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 交通乗用具への荷物等(注2)の積込み作業、交通乗用具からの荷物等(注2)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注2)の整理作業
- ② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業
- (注1) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機は、定期便であると不定期便であるとを問いません。
- (注2) 荷物等とは、荷物、貨物等をいいます。

第4条(傷害特約の不適用)

傷害特約第4条(保険金を支払わない場合ーその2)の規定は適用しません。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(10) 自転車搭乗中等のみ補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
U	自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、 人の力により運転する2輪以上の車(注1) お よびその付属品(注2)をいいます。 (注1)2輪以上の車には、レールにより運転する車、 身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を 含みません。 (注2)付属品には、積載物を含みます。
	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害のうち、被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当する傷害に限り、傷害保険金を支払います。

- ① 自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ② 自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、傷害特約第3条(保険金を支払わない場合ーその1)の規定 にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対し ては、傷害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、 傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の 故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取 人である場合には、傷害保険金を支払わないのはその者が受け取るべき 金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ 本条(1)④から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑧ 本条(1)⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (2)当社は、次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったその被保険者の傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。
 - ① 自転車を用いて競技等をしている間。ただし、本条(2)③に該当する場合を除き、自転車を用いて道路上で競技等をしている間については、 傷害保険命を支払います。
 - ② 自転車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準する方法・態様により自転車を使用している間。ただし、本条(2) ③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準する方法・態様により自転車を使用している間については、傷害保険金を支払います。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自転車を使用している間
- (3)当社は、被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第4条(傷害特約の不適用)

傷害特約第4条(保険金を支払わない場合ーその2)の規定は適用しません。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(11)傷害後遺障害等級第1~7級限定補 償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
7	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、被保険者に、傷害死亡・後遺障害保険金額に 傷害特約別表3の第7級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額(注) が支払われるべき後遺障害が発生した場合のみ、同特約第6条(傷害後遺 障害保険金の計算)の規定に従い、傷害後遺障害保険金を支払います。

(注) 傷害死亡・後遺障害保険金額に傷害特約別表3の第7級に掲げる保険金支払割合を 乗じた額以上の額の算出には、同特約第6条(傷害後遺障害保険金の計算)(6)の規定 は適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(12)実通院日のみの傷害通院保険金支払 特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
U	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約により、被保険者が現実に通院した日に限り、傷害 通院保険金を支払います。
- (2) 傷害特約第8条(傷害通院保険金の計算)(2) の規定は適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(13)傷害通院保険金の保険期間中の支払 限度に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明	
U	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。	
ひ	被保険者の範囲に関する特約	次の特約のいずれかをいいます。 ① 家族型への変更に関する特約 ② 夫婦型への変更に関する特約 ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約	

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (傷害通院保険金の保険期間中の支払限度)

当社は、この特約により、傷害特約第8条(傷害通院保険金の計算)の規定にかかわらず、当社が支払う傷害通院保険金は、保険期間を通じ、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数を限度とします。ただし、この保険契約に被保険者の範囲に関する特約が適用される場合には、下欄の日数を限度とします。

その被保険者ごとに、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数

第3条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(14)交通事故危険増額支払(倍数方式) 特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

		(50音順)	
	用語	説明	
う	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。	
き	競技等	競技、競争、興行(注1)、訓練(注2)または試運転(注3)をいいます。 (注1)競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 (注2)訓練には、自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません。 (注3)試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。	
J	工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。	
	交通乗用具	次のいずれかに該当するものをいいます。	

			シルバーカー等は含みま
			せん。
		空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプ ター、グライダー、飛行船、
			超軽量動力機(注5)、ジャ
			イロプレーン)
			なお、ハンググライダー、気
			球、パラシュート等は含みま
		-1:1 6 = 0	せん。
		水上の乗用	船舶(注6) なお、幼児用のゴムボート、
		具	なの、幼児用のコムホート、 セーリングボード、サーフ
			ボード等は含みません。
		その他の乗	エレベーター、エスカレー
		用具	ター、動く歩道
			なお、立体駐車場のリフト等
			専ら物品輸送用に設置され
			た装置等は含みません。
			ェイバスとは、専用軌道のガイドに
			バスをいいます。なお、専用軌道のガ
			行している間に限り、軌道上を走行す として取り扱います。
			は、スノーモービルを含みます。
			車は、シニアカー等原動機を用い、か
		つ、搭乗装置の	あるものに限ります。
		(注4) キックボ	ードには、原動機を用いるものを含み
		ます。	
			り機とは、モーターハンググライダー、
			機、ウルトラライト機等をいいます。
			、ヨット、モーターボート(水上オー す。)およびボートを含みます。
し	傷害特約		たは傷害補償(疾病起因・心神
		喪失起因傷害補	償型)特約のうち、この保険契
		約に適用される	ものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、傷害特約の規定により傷害保険金を支払う場合において、被保険者が、次のいすれかに該当する事故によって傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被ったときは、この特約、傷害特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じて支払います。
 - ① 被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間において発生した 次のいずれかに該当する交通事故
 - ア. 運行中の交通乗用具(注1)との衝突、接触等の交通事故
 - イ. 運行中の交通乗用具(注1)の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故
 - ② 被保険者が、次のいずれかに該当する間に発生した急激かつ偶然な外 来の事故
 - ア. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内 (注2)に搭乗している間(注3)
 - イ、乗客(注4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(注5)

にいる間

- ③ 被保険者が道路通行中において発生した作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故
- ④ 交通乗用具(注1)の火災
- (2)当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しては、本条(1)の規定は適用しません。ただし、本条(1)の規定を適用しないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ① 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、本条(2)①ウ. に該当する場合を除き、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、本条(1)の規定を適用して傷害保険金を支払います。
 - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、 競技等に準する方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただ し、本条(2)①ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準す る方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間に ついては、本条(1)の規定を適用して傷害保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
 - ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者 またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務 または実習のために船舶に搭乗している間
 - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注6)以外の航空機 を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務と する被保険者が職務上搭乗している間
 - ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
 - ア. グライダー
 - イ. 飛行船
 - ウ、 超軽量動力機
 - エ. ジャイロプレーン
- (3) 当社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中に その作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、本条(1) の規定は適用しません。ただし、本条(1)の規定を適用しないのはその 被保険者の被った傷害に限ります。
 - ① 交通乗用具への荷物等(注7)の積込み作業、交通乗用具からの荷物等(注7)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注7)の整理作業
 - ② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業
- (注1)交通乗用具には、これに積載されているものを含みます。
- (注2) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所は含みません。
- (注3) 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している間には、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間は含みません。
- (注4) 乗客には、入場客を含みます。
- (注5)乗降場構内とは、改札口の内側をいいます。
- (注6) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機は、定期便であると不定期便であるとを問いません。
- (注7) 荷物等とは、荷物、貨物等をいいます。

第3条(他の特約との関係)

(1) この保険契約に、傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害

を限定または拡大して傷害保険金を支払う旨の他の特約が適用される場合は、この特約の支払対象となる傷害についても同様に限定または拡大するものとします。

(2) この保険契約に、傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う旨の 他の特約が適用される場合には、第2条(保険金を支払う場合)の規定に 基づき支払われる保険金の額は、他の特約がないものとして算出した額と します。

第4条(傷害特約の適用方法)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定により傷害後遺障害保険金が 保険証券記載の倍数を乗じて支払われる場合には、傷害特約第5条(傷害 死亡保険金の計算)(1)および第6条(傷害後遺障害保険金の計算)(6) の規定を適用するときの傷害後遺障害保険金は、保険証券記載の倍数を乗 じる前のものをいいます。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(15)傷害後遺障害保険金の追加支払に関 する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
U	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、傷害特約第6条(傷害後遺障害保険金の計算)(1)の規定により傷害後遺障害保険金を支払った場合で、傷害後遺障害保険金の支払事由となった同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、その被保険者が生存していることを条件として、次の算式により算出した額を追加してその被保険者に支払います。

追加して 支払う額 = 当社が支払った傷害 支払う額 × 倍数

第3条(他の特約との関係)

この保険契約に他の特約(注)が適用される場合には、第2条(保険金

を支払う場合)の規定に基づき追加して支払う額は、他の特約(注)がないものとして算出した額とします。

(注) 他の特約とは、傷害特約の規定により支払う傷害後遺障害保険金を2倍、増額また は追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいいます。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(16) 傷害死亡保険金対象外特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」およ び普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

_									
	用語	説明							
U	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神喪失 起因傷害補償型)特約のうち、この保険契約に適用 されるものをいいます。							

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(傷害死亡保険金対象外の取扱い)

当社は、この特約により、傷害特約第5条(傷害死亡保険金の計算)に 規定する傷害死亡保険金を支払いません。

第3条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(17) 傷害後遺障害保険金対象外特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
U	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神
		喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契
		約に適用されるものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適

第2条(傷害後遺障害保険金対象外の取扱い)

当社は、この特約により、傷害特約第6条(傷害後遺障害保険金の計算) に規定する傷害後遺障害保険金を支払いません。

第3条(傷害特約の読み替え)

この保険契約が、保険証券に、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額のいずれの記載もない保険契約である場合には、この保険契約については、傷害特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第11条(保険契約の無効)

普通保険約款基本条項第6条(保険契約の無効)に定める事由のほか、 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、その被保険者 の同意を得なかった場合は、保険契約は無効とします。

② 第18条(傷害死亡保険金受取人の変更)(7)

(7) 本条(2) および(5) の規定により、傷害死亡保険金受取人を変更する場合は、その被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

(18)特定感染症危険「後遺障害保険金、入 院保険金および通院保険金」補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

J

	用語	説明						
か	感染症通院	特定感染症を発病し、その直接の結果として、 通院することをいいます。						
	感染症入院	特定感染症を発病し、その直接の結果として、次のいずれかに該当することをいいます。 ① 入院した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合						
U	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。						

٤	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 一類感染症 三類感染症 三類感染症 指定感染症(注) (注)指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を使用することが政令で定められている場合に限ります。
は	発病	被保険者以外の医師が診断した発病をいいます。
ほ	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律(平成10年法律第114号)をい います。
	保険金	この特約により補償される特定感染症が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約、傷害特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第3条(保険金を支払わない場合ーその1)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、 保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の 故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である 場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限り ます。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ らに類似の事変まだは暴動
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ 本条(1)⑤から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - 9 本条(1) ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、傷害特約の規定に従い傷害保険金を支払うべき傷害に起因す

る特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条(1) の規定は、この保険契約が継続契約(注1) である場合には、適用しません。
- (注1) 継続契約とは、特定感染症を補償するパーソナル生活補償保険普通保険約款等に 基づく保険契約または当社が認めた保険契約(共済契約を含みます。)の満期日(注2) を始期日とするこの特約が適用される保険契約をいいます。
- (注2) 満期日は、その保険契約の満期日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、満期日の翌日と読み替えます。

第5条(後遺障害保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

後遺障害保 険金の額 = 傷害死亡・後遺 障害保険金額 傷害特約別表3の各等級の後遺 障害に対する保険金支払割合

- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師(注)の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 傷害特約別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が発生した場合 には、当社は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じ た額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 傷害特約別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上 ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保 険金支払割合
 - ② 本条(4)①以外の場合で、傷害特約別表3の第1級から第8級まで に掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級 の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ 本条(4)①および②以外の場合で、傷害特約別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級 に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、

同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害 保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払 います。

保険金支払 割合

傷害特約別表3に掲げ る加重後の後遺障害に =該当する等級に対する 保険金支払割合

既にあった後遺障 害に該当する等級 に対する保険金支 払割合

- (6) この特約の規定に基づいて当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、 保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額から傷害特約の規定により 支払った傷害後遺障害保険金および本条(1)から(5)までの規定によ り支払った後遺障害保険金の額を差し引いた額をもって限度とします。
- (注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

第6条 (入院保険金の計算)

- (1) 当社は、被保険者が感染症入院に該当した場合は、その期間に対し、 入院保険金をその被保険者に支払います。
- (2) 本条(1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

| 入院保険金の額 | = | 傷害入院保険金日額 | × | 感染症入院の日数 |

- (3) 本条(1) の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第 104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医 師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置が された場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係 各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注) であるときには、その処置日数を含みます。
- (4) 本条(2) の感染症入院の日数には次の日数を含みません。
 - ① 特定感染症を発病した日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間 が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数
 - ② 1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、入院保険金を 支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の 翌日以降の感染症入院の日数
- (5)被保険者がこの特約の規定による入院保険金または傷害特約の規定に よる傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支 払を受けられる特定感染症を発病した場合であっても、当社は、その期間 に対し重複しては入院保険金を支払いません。
- (注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置に は、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給 付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条 (通院保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が感染症通院に該当した場合は、その日数に対し、 次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払い ます。

|通院保険金の額 | = |傷害通院保険金日額 | × |感染症通院の日数

- (2) 当社は、本条(1) の規定にかかわらず、この特約の規定による入院 保険金または傷害特約の規定による傷害入院保険金を支払うべき期間中 の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (3) 本条(1) の感染症通院の日数には次の日数を含みません。
 - ① 特定感染症を発病した日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間 が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数
 - 1回の特定感染症の発病に基づく通院について、通院保険金を支払う

べき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以 降の感染症通院の日数

(4)被保険者がこの特約の規定による通院保険金または傷害特約の規定による傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては通院保険金を支払いません。

第8条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)次のいずれかの影響により特定感染症を発病した被保険者が重篤となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 特定感染症の発病の時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 特定感染症の発病の後にその原因となった特定感染症と関係なく発生 した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより特定感染症を発病した被保険者が重篤となった場合も、本条(1)と同様の方法で保険金を支払います。

第9条(傷害特約で支払う保険金に関する特則)

- (1) この特約の規定による後遺障害保険金を支払った後に、被保険者が傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った場合は、当社は、傷害特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1) および第6条(傷害後遺障害保険金の計算)(1)の規定を次のとおり適用します。
 - ① 当社が支払うべき傷害死亡保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

傷害死亡保 院金の額 陽害死亡・ 後遺障害保 一 険金額

傷害特約の規定 に基づき支払っ た傷害後遺障害 保険金の額 この特約の規 定に基づき支 払った後遺障 害保険金の額

② 当社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の 算式により算出した額をもって限度とします。

傷害後遺障 害保険金の = 限度額

傷害死亡• 後遺障害保 険金額 傷害特約の規定 に基づき支払っ た傷害後遺障害 保険金の額 この特約の規 定に基づき支 払った後遺障 害保険金の額

- (2) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間 中にさらに傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った 場合であっても、当社は、その期間に対し傷害特約に規定する傷害入院保 険金を支払いません。
- (3)第6条(入院保険金の計算)の入院保険金を支払うべき期間中の通院 に対しては、当社は、傷害特約に規定する傷害通院保険金を支払いません。
- (4)被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間 中にさらに傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被った 場合であっても、当社は、その期間に対し傷害特約に規定する傷害通院保 険金を支払いません。

第10条(発病時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当社に通

知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく、本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、次に掲げる時とします。
 - ① 後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が発生した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 入院保険金については、その被保険者が発病した第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時、特定感染症の発病の日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 通院保険金については、その被保険者が発病した第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、特定感染症の発病の日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第12条(当社の指定する医師が作成した診断書の要求)

- (1) 当社は、第10条(発病時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定による通知または普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)およびこの特約第11条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の症状その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1) の規定による診断のために要した費用(注) は、当社が負担します。
- (注)費用には、収入の喪失を含みません。

第13条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続 人が第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症について第三者に対して 有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第14条(傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約 が適用される場合の取扱い)

この保険契約に、傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約が適用される場合は、この特約で支払うべき後遺障害保険金についても、当社は、傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約第2条(保険金を支払う場合)の規定を適用して保険金を支払います。

第15条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

- 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第16条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表(第11条(保険金の請求)関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1)保険金請求書
- (2) 保険証券
- (3)保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する医師(注1)の 診断書
- (4) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (5)被保険者に就業制限(注2)が課されたことおよび就業制限日数を 記載した医師(注1)または公の機関の証明書
- (6)被保険者の印鑑証明書
- (7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- (8) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (注1) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注2) 就業制限とは、法第18条第2項の規定による就業制限をいいます。
- (注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者 に委任する場合に必要とします。

(19) 傷害部位・症状別保険金補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

		用語	説明						
	$ \mathcal{C} $	支払倍率	傷害を被った部位およびその症状に対する別						
			表1の保険金支払倍率をいいます。						
		傷害部位•症状	この特約により補償される傷害が発生した場						
I		別保険金額	合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基						
			準となる額であって、保険証券にその被保険者						
			の傷害部位・症状別保険金額として記載された						
ı			額をいいます。						

	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。
5	治療日数	約に適用されるものをいいます。 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療に要した日数のうち次のいずれかに該当する日数をいいます。 ① 入院した日数(注1) ② 通院した日数 ただし、通院しない場合においても、骨折、脱日、靱帯損傷等の傷害を被った傷害特約別表4に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等(注2)を常時装着したときは、その日数については通院したものとみなします。
		(注1)入院した日数には、臓器の移植に関する法律 (平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出) の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳 死した者の身体」との判定を受けた後、その身体へ の処置がされた場合であって、その処置が同法附則 第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく 医療の給付としてされたものとみなされる処置であ るときには、その処置日数を含みます。この過ごあ おいて、医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付として されたものとみなされる処置を含みます。 (注2) ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブ スシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定す ることができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定
	IDIAA	帯、筋骨固定帯、サポーター等は含みません。
ほ	保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、傷害部位・症状別保険金をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が傷害特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合は、この特約、傷害特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に 限り、保険金を支払います。

第3条(支払保険金の計算)

- (1) 当社が支払う保険金の額は、次のいずれかに掲げる額とします。
 - ① 治療日数の合計が5日以上の場合

|保険金の額| = |傷害部位・症状別保険金額| × |支払倍率

② 治療日数の合計が1日以上で、かつ、5日未満の場合

保険金の額 = 傷害部位・症状別保険金額

- (2) 本条(1)①の場合において、別表1の各症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。
- (3) 本条(1) ①の場合において、同一事故により被った傷害の部位また は症状が別表1の複数の項目に該当するときは、当社は、次の算式により 算出した額を保険金として支払います。

保険金の額

傷害部位•症状別 保険金額 それぞれの項目のうち 最も高い支払倍率

(4)被保険者が保険金の支払を受けられる傷害を被り、治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに保険金の支払を受けられる傷害を被った場合、当社は、第4条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した保険金の額のうち、高い方の額を保険金として支払います。

第4条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) この保険契約に傷害補償特約が適用される場合には、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害が次のいずれかの影響により重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。ただし、同条(1)の傷害が骨折である場合については、保険金の支払を受けられる骨折の傷害を治療中、新たに他の傷害を被り、治療中の骨折の部位と同一の部位の骨折であるときに限ります。
 - ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の 影響
 - ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) この保険契約に傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約 が適用される場合には、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合) (1) の傷害が次のいずれかの影響により重大となった場合であっても、 当社は、その重大となった結果に対して保険金を支払います。
 - ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の 影響
 - ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (3) 本条(1) および(2) にかかわらず、正当な理由がなく被保険者が 治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が 治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷 害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金 額を支払います。

第5条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、 その被保険者の治療日数が第3条(支払保険金の計算)(1)①または② のいずれかに定める日数になった時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表2に掲げる書類とします。

第6条(契約年令の計算方法および誤りの場合の取扱い)

- (1) この保険契約の契約年令は、満年令で計算します。
- (2)保険申込書に記載された被保険者の契約年令に誤りがあった場合には、 次のとおり取り扱います。

- ① 正しい契約年令が当社の定める引受対象年令の範囲外であった場合には、この特約は無効とし、既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を保険契約者に返還します。
- ② 正しい契約年令が当社の定める引受対象年令の範囲内であった場合には、初めから正しい契約年令に基づいて保険契約を締結したものとみなします。この場合において、既に払い込まれたこの特約の保険料が正しい契約年令に基づいたこの特約の保険料と異なるときは、その差額を返還し、または追加保険料を請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が本条(2) ②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (4) 本条(2)②の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの特約を解除できるときは、契約年令を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被った傷害に対しては、当社は、誤った契約年令に基づいたこの特約の保険料の正しい契約年令に基づいたこの特約の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

第7条(他の特約との関係)

この保険契約に、傷害保険金の支払対象となる傷害を限定または拡大する旨の特約が適用される場合は、この特約の支払対象となる傷害について も同様に限定または拡大するものとします。

第8条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場合 の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第9条(傷害特約の不適用)

この特約については、傷害特約第10条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定は適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表1 (第3条(支払保険金の計算)関係)

傷害部位 • 症状別保険金支払倍率表

(単位:倍)

±2 ···	1	-	·	-0		1			0.4			:倍。
部位	頭		眼眼		頸は	胸	背	上	肢手	下巾	肢	全
症状	部	眼および歯牙を含みません	眼	歯 牙	部	部または腹部	背部、腰部または臀部	手指を含みません	手指	足指を含みません	足指	全身(注1)
打撲、擦過傷、挫傷、 捻挫または筋、腱も												
しくは靭帯の損傷	5	_			_	5	5	-	5	_	5	4.5
もしくは断裂(完全	5	5	_	_	5	5	5	5	Э	5	Э	15
に切断されない												
もの)												
挫創、挫滅創または 切創	15	15	-	-	10	15	15	10	10	10	10	35
筋、腱または靭帯の												
断裂(完全に切断さ	-	-	-	-	-	65	65	35	35	40	30	-
れるもの)												
骨折または脱臼	65	30	-	_	80	35	60	35	20	65	25	85
欠損または切断		20	-	5	_	_	_	100	20	100	30	-
頭蓋内・眼球の内出血・血腫(脳挫傷を含みます。)	120	-	30	_	-	-	-	-	-	-	-	-
神経の損傷または 断裂	120	40	60	-	40	-	40	40	30	40	30	_
脊髄の損傷または 断裂	-	-	-	-	120	-	120	-	-	-	-	-
臓器の損傷もしく は破裂(手術を伴う もの)または眼球の 損傷もしくは破裂	-	-	60	-	-	90	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷または 破裂(手術を伴わな いもの)	_	ı	ı		ı	55	ı	ı	ı	ı	ı	ı
熱傷	5	10	-	_	5	10	10	5	5	5	5	35
その他(注2) (注3)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15 るも

(注1) 上表の「全身」とは、同一の症状につき次の部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

- ① 頭部
- ② 顔面部(眼、歯は含みません。)
- ③ 頸部
- ④ 胸部、腹部、背部、腰部または臀部
- ⑤ 上肢
- 6 下肢

- (注2) 普通保険約款「用語の説明」の「傷害」の説明の中毒症状の支払倍率は、部位にかかわらず、5倍とします。
- (注3) 熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)により保険金をお支払いする場合の支払倍率は、15倍とします。

別表2(第5条(保険金の請求)関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1)保険金請求書
- (2)保険証券
- (3) 当社の定める傷害状況報告書
- (4)公の機関(注1)の事故証明書
- (5) 傷害の程度または手術の内容を証明する医師(注2)の診断書
- (6) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (7)被保険者の臼鑑証明書
- (8) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- (9) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (注1)公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
- (注2) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者 に委任する場合に必要とします。

2. 補償に関するその他の特約

(20)日常生活賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
う	運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注)情報の流布には、特定の者への伝達を含みます。
き	軌道上を走行す る陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注)ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行するだまけしている間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

U	住宅	本人の居住の用に供される住宅(注)をいい、 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
₹	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 減失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3 条(補償の対象となる方一被保険者)に規定す る者をいいます。
ほ	法律上の損害賠 償責任	民法(明治29年法律第89号)等法律に基づ く損害賠償責任をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、 日常生活賠償保険金をいいます。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し 引く金額であって、保険証券記載の免責金額を いいます。免責金額は被保険者の自己負担とな います

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、日本国内もしくは国外において発生した次に掲げる事故により、被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害、または日本国内において発生した次に掲げる事故により、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
 - ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故
- (2) 当社は、損害の原因となった本条(1) の事故発生の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- (注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条(補償の対象となる方-被保険者)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族(注1)
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚(注2)の子
 - ⑤ 本条(1)①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者であ

る場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その責任無能力者に関する第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故に限ります。

- (2) 本条(1) の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。なお、親族とは、6 親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変まだは暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 本条(1)④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 本条(1)②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (2)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産(注4)の所有、 使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族(注5)に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体 の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として 使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、 その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物 につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害 賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両(注6)または銃器(注7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
- (3)被保険者が第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、本条(2)①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

- (注4)住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注5) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (注6) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注7) 銃器には、空気銃を含みません。

第5条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、日常生活賠償保険金額を限度とします。

被保険者が 判決により 損害賠償請 支払を命ぜ 求権者に対 られた訴訟 保 険 して負担す +費用または 余 る法律上の 判決日まで の遅延損害 損害賠償責 金 任の額

被保険者が損害賠 債請求権者に対し 大払ったとして 大心で取得会により である場合は、その価額

免責金額

(2)当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用(注1) の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用(注1)につい ては、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第6条(事故発生時の義務および義務違反の場合の
	取扱い) (1) ①に規定する損害の発生または拡大
	の防止のために必要または有益であった費用をい
	います。
② 権利保全行使	第6条(事故発生時の義務および義務違反の場合の
費用	取扱い) (1) ③に規定する権利の保全または行使
	に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事
	故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊また
	は軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発
	生した場合において、損害の発生または拡大の防止
	のために必要または有益と認められる手段を講じ
	た後に法律上の損害賠償責任のないことが判明し
	たときに、その手段を講じたことによって要した費
	用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その
	他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ
	当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者
	が当社の同意を得て支出した費用、および第8条
	(当社による解決)(2)の規定により被保険者が
	当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の
	書面による同意を得て支出した訴訟費用(注2)、
	弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用
	またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手
	続きをするために要した費用をいいます。

⁽注1) 費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は含みません。

⁽注2) 訴訟費用には、本条(1) に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第6条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱 い)

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に 規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を 走行する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知った場合は、次表 「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反 した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

	ヒが発生したことを知った場合は、次ネ ければなりません。これらの規定に違ル
した場合は、次表「義務違反の場	
事放発生時の義務 ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。 ② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称	高の取扱い」のどおりどします。 養務違反の場合の取扱い 保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反した 場合は、当社は発生または拡大を防 止することができたと認められる損 害の額を差し引いて保険金を支払い ます。 保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反した 場合は、当社は、それによって当社 が被った損害の額を差し引いて保険 金を支払います。
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称り、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、	保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反した
その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	場合は、当社は、他人に損害賠償の 請求(注1)をすることによって取 得することができたと認められる額 を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反した 場合は、当社は、損害賠償責任がな いと認められる額を差し引いて保険 金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反した 場合は、当社は、それによって当社 が被った損害の額を差し引いて保険 金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。 ⑦ 本条(1)①から⑥までのほか、光光が特に必要とする書類	

か、当社が特に必要とする書類 または証拠となるものを求めた 場合には、遅滞なく、これを提 出し、また当社が行う損害の調

査に協力すること。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を 含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条(当社による協力または援助)

- (1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故にかか わる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律 上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責 任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴 訟の手続きについて協力または援助を行います。
- (2)日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求 に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)の規 定を適用しません。

第8条(当社による解決)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して 支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て 被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(注)を行 います。
 - ① 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故にかか わる損害賠償の請求を受けた場合
 - ② 当社が損害賠償請求権者から第9条(損害賠償請求権者の直接請求権) の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) 本条(1) の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1) の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求 に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (注)訴訟の手続きには、弁護士の選任を含みます。

第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1) に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条(3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して 本条(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき 当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注1)を 限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した。

場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意 が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事実があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が存在しないこと。
- (3) 第8条(当社による解決) および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額

被保険者が損害賠償請求 権者に対して負担する法 律上の損害賠償責任の額 被保険者が損害賠償請 求権者に対して既に支 払った損害賠償金の額

- (4)損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 本条(2) または(7) の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注2)が日常生活賠償保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は本条(2)の規定にかかわらず、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ① 本条(2) ④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7) 本条(6) ②または③に該当する場合は、本条(2) の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注1) を限度とします。
- (8) 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求 に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)か ら(7)までの規定を適用しません。
- (注1) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第10条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第7条(当社による協力または援助)または第8条(当社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は1回の事故につき、日常生活賠償保険金額(注1)の範囲内で、次に掲げることを行うことができます。
 - ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴のときの仮執行を免れるた

めの供託金を当社の名において供託すること。

- ③ 供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けること。
- (2) 本条(1)③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保 険者は、当社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定する ものとします。
- (3) 本条(1) の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第5条(支払保険金の計算)(1) ただし書き、第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2) ただし書きおよび同条(7) ただし書きの規定は、その貸付金または供託金(注2) を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) 本条(1)②または③の供託金(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注2)の限度で、本条(1)②に規定する供託金(注2)または本条(1)③に規定する貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第12条(保険金の請求)の規定により当社の保険金支払義務が発生 した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われ たものとみなします。
- (注1) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (注2) 供託金には、利息を含みます。
- (注3)貸付金には、利息を含みます。

第11条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払 責任額(注1)を保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を 保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支
保険金または共済金が	払われた保険金または共済金の合計額を差し
支払われた場合	引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任
	額(注1)を限度とします。

- (注1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条(保険金の請求)

- (1)被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠の うち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 保険金請求書
- ② 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断 書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の 承諾があったことを示す書類
- ⑥ 第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
- ⑦ 第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による軌道上を 走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道 上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を 確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
- ⑧ その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または 証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。

第13条(損害賠償額の請求)

- (1)損害賠償請求権者が第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- (2)損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の 算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した 費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑥ 第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が発生した物の写真(注2)
- ⑦ 第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による軌道上を 走行する陸上の乗用具の運行不能に係る損害賠償額の請求に関しては、 軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事 実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
- ⑧ その他当社が第14条(損害賠償額の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注3)
 - ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)① および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者(注3)または本条(3)②以外の3親等内の親族
- (4) 本条(3) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額 の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度に おいて当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支 払ったものとみなします。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した 場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載を した場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合 は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額 を支払います。
- (7)損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任 の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、 または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日 から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって 消滅した場合
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3)配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に 限ります。

第14条(損害賠償額の支払)

(1) 当社は、第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2) または(6) ただし書きのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注1) からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 損害賠償額の支払事由	ア. 事故の原因
発生の有無	イ. 事故発生の状況
	ウ. 損害発生の有無
	工、被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われ ない事由の有無	損害賠償額が支払われない事由としてこの 保険契約において定める事由に該当する事 実の有無
③ 損害賠償額の算出	ア. 損害の額イ. 事故と損害との関係

	ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、
	無効、失効または取消しの事由に該当する
	事実の有無
⑤ 本条(1)①から④ま	ア. 他の保険契約等の有無および内容
でのほか、当社が支払うべ	イ. 損害について被保険者が有する損害賠
き損害賠償額の確定	償請求権その他の債権および既に取得し
	たものの有無および内容等

(2) 本条(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1) ①から④までの事項を確認するための、 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結 果の照会(注3)	180⊟
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定 等の結果の照会	90⊟
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容および その程度を確認するための、医療機関による診断、後遺 障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60⊟
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内に おいて行うための代替的な手段がない場合の日本国外 における調査	180⊟

- (3) 本条(1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注4)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1) または(2) の期間に算入しないものとします。
- (4)本条(3)の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条(1) から(4) までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1)請求完了日とは、損害賠償請求権者が第13条(損害賠償額の請求)(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2)複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第15条(代位)

(1)損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を	被保険者が取得した債権の全額
保険金として支払った場合	
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保
	険金が支払われていない損害の額を差
	し引いた額

(2) 本条(1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。 (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第16条(先取特権)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当 社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度 とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被 保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当 社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したこと により、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が 承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権には、第5条(支払保険金の計算)(2)の費用に対する保険金請求権を含みません。

第17条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第18条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および第20条(契約内容の登録)の規定は適用しません。

第19条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(21)受託物賠償責任補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	事故	受託物が損壊したこと、紛失したことまたは盗
		難にあったことをいいます。
	住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷
		地を含みます。
	受託物	被保険者が管理する他人の財産的価値を有する
		有体物で、被保険者が日本国内において日常生
		活の必要に応じて他人から受託した財産的価値
		を有する有体物をいいます。 ただし、 第4条(受
		託物に含まない物)に該当するものを含みません。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義
		は次のとおりとします。
		① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うこ
		とをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。
		②
		とによりその客観的な経済的価値を減じられ
		ことをいいます。
た	他人	被保険者以外の者をいいます。
ے	~ ※ 第	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
7)	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3
		条(補償の対象となる方一被保険者)に規定す
		る者をいいます。
ほ	法律上の損害賠	民法 (明治29年法律第89号) 等法律に基づ
	償責任	く損害賠償責任をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合
		に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、
		受託物賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合
		に、当社が支払うべき保険金の限度額であって、
		保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し
		引く金額であって、保険証券記載の免責金額を
		いいます。免責金額は被保険者の自己負担とな
<u> </u>		ります。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、次に掲げる間に受託物が損壊したこと、紛失したことまたは 盗難にあったことにより、被保険者が受託物について正当な権利を有する 者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対 して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支 払います。
 - ① 受託物が、住宅内に保管されている間
 - ② 受託物が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅 外で管理されている間
- (2) 当社は、損害の原因となった本条(1) の事故発生の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第3条(補償の対象となる方-被保険者)

- (1) この特約の被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族(注1)
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚(注2)の子
 - ⑤ 本条(1)①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である 場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に 代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その責任無能力者 に関する第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故に限ります。
- (2) 本条(1) の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。なお、親族とは、 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第4条(受託物に含まない物)

- (1) この特約における受託物には、次に掲げる物を含みません。
 - ① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物
 - ③ 自動車(注1)、原動機付自転車、船舶(注2)、航空機およびこれら の付属品
 - ④ 銃砲、刀剣その他これらに類する物
 - ⑤ 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のため の用具
 - ⑥ 動物、植物等の生物
 - ⑦ 建物(注3)
 - ⑧ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 公序良俗に反する物
 - ① その他下欄記載の物

(2) 被保険者が第3条(補償の対象となる方-被保険者)(1)⑤に規定す

る者である場合は、本条(1)⑤の「被保険者」を「被保険者が監督する 責任無能力者」と読み替えて適用します。

- (注1)自動車には、被牽引車を含みます。
- (注2) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 建物には、次に掲げるものを含みます。
 - ア. 畳または建具類
 - イ. 建物に定着(注4)している配線・配管、電気、通信、ガス、給排水、衛生、 消火、暖房・冷房設備、エレベーター、リフトその他の付属設備
 - ウ. 建物に定着(注4)している設備と機能上分離できないガス設備の給湯器、暖 房・冷房設備の室外機その他これらに類する関連付属の設備・装置
 - エ、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着(注4) している物
- (注4) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ 容易に取りはずせない状態をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合ーその1)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 被保険者が次に掲げるいずれかの状態にある間に発生した事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車 等を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒 気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を 運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ④ 被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ らに類似の事変まだは暴動
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ 本条(1) ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
 - ③ 本条(1)⑤から⑧までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑩ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
 - ① 受託物に発生した自然発火または自然爆発
 - ② 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故または機械的 事故
 - (3) 自然の消耗もしくは劣化(注5)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
 - ④ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み(注6)またはこれらのものの漏入(注7)によって発生した受託物の損壊
- (2)被保険者が第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、本条(1)④の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。

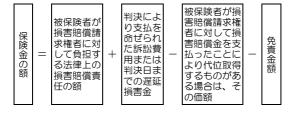
- (注2) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注6) 吹込みとは、窓・戸等建物または屋外設備の開口部から入り込むことをいいます。
- (注7)漏入とは、屋根・壁等建物または屋外設備の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。

第6条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、 使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族(注2)に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、 その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 航空機、船舶(注3)または銃器(注4)の所有、使用または管理に 起因する損害賠償責任
 - ⑦ 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任(注5)
 - ⑨ 受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任
- (2)被保険者が第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1)⑤に規定する者である場合は、本条(1)①から③までの「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。
- (注1) 不動産には、住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合、その部分を 含みます。
- (注2) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (注3) 船舶には、原動力が専ら人力であるものを含みません。
- (注4) 銃器には、空気銃を含みません。
- (注5) 損害賠償責任には、収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第7条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。



(2) 当社は、本条(1) に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用(注1) の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用(注1) については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第9条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生ま
	たは拡大の防止のために必要または有益で

	あった費用をいいます。
② 権利保全行使費	第9条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保 険者が当社の同意を得て支出した費用および 第10条(損害賠償の請求を受けた場合の特 則)(2)の規定により被保険者が当社に協力 するために要した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当 社の書面による同意を得て支出した訴訟費 用(注2)、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは 調停に要した費用またはその他権利の保全も しくは行使に必要な手続きをするために要し た費用をいいます。

- (3) 本条(1) の規定により算出される額のうち、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、当社が保険金を支払うべき損害の原因となった事故の発生した地および時において、もしその事故がなかったとした場合に被害受託物が有していたであろう価額を超えないものとします。
- (注1) 費用については、費用を支出する際の措置・手続きによって得られなくなった収入は対象となりません。
- (注2) 訴訟費用には、本条(1) に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第8条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支 払責任額(注1)を保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額 を保険金の額とします

と 体映立の 頭 こ し み 9 。	
区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支
保険金または共済金が	払われた保険金または共済金の合計額を差し
支払われた場合	引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任
	額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)(1) に 規定する事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」 を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義 務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

義務違反の場合の取扱い

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。
 - ア. 事故発生の日時、場所および 事故の状況ならびに被害者の住 所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所まだは 事故の状況について証人となる 者がいる場合は、その者の住所 および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合 は、その内容
- ③ 受託物が盗難にあった場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。
- ④ 他人に損害賠償の請求(注1) をすることができる場合には、そ の権利の保全および行使に必要な 手続きをすること。

保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反し た場合は、当社は、それによって当 社が被った損害の額を差し引いて 保険金を支払います。

⑤ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一

部を承認しないこと。

保険契約者または被保険者が、正当 な理由がなく左記の規定に違反し た場合は、当社は、損害賠償責任が ないと認められる額を差し引いて 保険金を支払います。

ます。

保険契約者または被保険者が、正当

な理由がなく左記の規定に違反し

た場合は、当社は、他人に損害賠償

の請求(注1)をすることによって 取得することができたと認められ る額を差し引いて保険金を支払い

⑥ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起した場合または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ⑦ 他の保険契約等の有無および 内容(注2)について遅滞なく当 社に通知すること。
- ⑧ 本条(1)①から⑦までのほか、 当社が特に必要とする書類または 証拠となるものを求めた場合に、 遅滞なく、これを提出し、また当 社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合、本条(1)③の書類に事実と異なる記載をした場合またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を 含みます。
- (注2)他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第10条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)

- (1)当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (2) 本条(1) の場合には、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行に ついて当社に協力しなければなりません。
- (3)被保険者が正当な理由がなく本条(2)の規定による協力に応じない 場合は、本条(1)の規定は適用しません。

第11条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)に ついて先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいすれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものと します。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当 社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度 とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当 社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したこと により、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が 承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注)保険金請求権には、第7条(支払保険金の計算)(2)の費用に対する保険金請求権を含みません。

第12条 (保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表2に掲げる書類とします。

第13条(代位)

(1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

を限長してより。	
区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支
場合	払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとし ます。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第14条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第15条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および第20条(契約内容の登録)の規定は適用しません。

第16条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

別表1(第4条(受託物に含まない物)(1)⑤関係)

第4条(受託物に含まない物)(1)⑤の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2) 操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2(第12条(保険金の請求)関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1)保険金請求書
- (2) 保険証券
- (3)被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- (4)被害が発生した受託物の価額を確認できる書類、修理等に要する費

用の見積書(注1) および被害が発生した受託物の写真(注2)

- (5) 受託物の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれ に代わるべき書類
- (6)被保険者の印鑑証明書
- (7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- (8) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (注1) 修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合、その領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。
- (注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

(22)携行品損害補償特約(1事故限度額型)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
さ	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険
		の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能
		力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
し	事故	第2条(保険金を支払う場合)に規定する偶然
		な事故をいいます。
	修理費	損害が発生した地および時において、損害が発
		生した保険の対象を損害発生直前の状態に復旧
		するために必要な修理費をいいます。この場合、
		保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の
		補修が可能であり、かつ、その部分品の交換に
		よる修理費が補修による修理費を超えると認め
		たときは、その部分品の修理費は補修による修
		理費とします。
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、
		宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
1.	\P7+##	(注)乗車船券・航空券には、定期券を含みません。
ح	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
Ŋ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険
	ID No. IT OT	証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険価額	損害が発生した地および時における保険の対象
	ID80-0	の価額をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合
		に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、
	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	携行品損害保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合
		に当社が支払うべき保険金の限度額であって、
		保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に

		応じた減価額(注)を差し引いた額をいいます。 ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨量、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が発生した地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注)減価額をいいます。 (注)減価額は、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
み	身の回り品	被保険者が所有する、日常生活において職務の 遂行以外の目的で使用する動産をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し 引く金額であって、保険証券記載の免責金額を いいます。免責金額は被保険者の自己負担とな ります。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、偶然な事故によって保険の対象に発生した損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当社は、損害の原因となった本条(1) の事故発生の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、 保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限ります。
- ② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と同居する親族(注3)の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限ります。
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注4)を持たないで自動車 等を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒 気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を 運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ らに類似の事変まだは暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑦ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ 本条⑤から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う 秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑩ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
- 団 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注7)または性質による変色、 変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発 酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- (3) 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(注8)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
- (4) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
- (5) 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害については、この規定を適用しません。
- 16 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (注4)法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注5) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注6) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注7) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注8) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。

第4条(保険の対象およびその範囲)

- (1)保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅(注1)外において、被保険者が携行している身の回り品に限ります。
- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、次表に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

保険の対象と ならない物	説明
① 船舶、航空機	船舶(注2)、航空機およびこれらの付属品をいい ます。
② 自動車	自動車(注3) およびその付属品(自動車(注3) に定着(注4) または装備(注5) されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車(注3)に固定されている自動車用電子式航法装置、ETC車載器(注6)等をいいます。)をいいます。
③ 原動機付自転車	原動機付自転車(注7)およびその付属品(原動機

1	•
	付自転車(注7)に定着(注4)または装備(注5)
	されている物をいいます。)をいいます。
④ 自転車等	自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググラ
	イダー、パラグライダー、サーフボード、ウインド
	サーフィンおよびこれらの付属品をいいます。
⑤ 無人機、ラジコン	無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を
	運行する機械およびラジオコントロール模型なら
	びにこれらの付属品をいいます。
⑥ パソコン、携帯	パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の
式電子事務機器	携帯式電子事務機器およびこれらの付属品をいい
	ます。
⑦ 携帯電話等	携帯電話、スマートフォン、PHS、ポケットベル、
	ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器お
	よびこれらの付属品をいいます。
⑧ 眼鏡等の身体補	眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その
助器具	他これらに類する物をいいます。
9 生物	動物および植物等の生物をいいます。
⑩ 有価証券、預貯	株券、手形その他の有価証券(注8)、印紙、切手、
金証書等	預貯金証書(注9)、クレジットカード、プリペイ
	ドカード、ローンカード、電子マネー(注10)そ
	の他これらに類する物をいいます。
⑪ 証書等	証書(注11)、帳簿、稿本、設計書、図案、ひな
	形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状
	その他これらに類する物をいいます。ただし、印章
	については、保険の対象に含みます。
12 漁具	釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、
	びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり
	用に設計された用具をいいます。
⑬ プログラム、	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュー
データ等	夕用の記録媒体に記録されているプログラム、デー
	タその他これらに類する物であって、市販されてい
	ないものをいいます。

- (注1)住宅には、敷地を含みます。
- (注2) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(注7) を含みません。
- (注4) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ 容易に取りはすせない状態をいいます。
- (注5) 装備とは、自動車(注3) または原動機付自転車(注7) の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車(注3) または原動機付自転車(注7) に備えつけられている状態をいいます。
- (注6) ETC車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
- (注7) 原動機付自転車とは、総排気量が125cc 以下のものをいいます。
- (注8) その他の有価証券には、乗車券等、定期券、通貨および小切手を含みません。これらについては、保険の対象に含まれます。
- (注9) 預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。
- (注10)電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値が データ化されたものをいいます。
- (注11)証書には、運転免許証、パスポートを含みます。

第5条(損害の額の決定)

- (1) 当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 本条(1) の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理 することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害

の額を算出します。

損害の額 = 修理費 - 修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額(注) 修理に伴って発

- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部 に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす 影響を考慮し、本条(1) および(2) の規定によって損害の額を決定し ます。
- (4)次の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。
 - ① 第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に 規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった 費用
 - ② 第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)④に 規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- (5) 本条(1) から(4) までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
- (6) 本条(1) から(5) までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した本条(4) ①および②の費用の合計額を損害の額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。
- (注) 増加額については、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第6条(支払保険金の計算)

当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、保険金額を限度とし、次の算式によって算出される額とします。

保険金の支払額 = 損害の額 - 免責金額

第7条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、第5条(損害の額の決定)の規定による損害の額(注2)以 下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を保険金の額と します。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、第5条(損害の額の決定)の規定による損害の額(注2)を 超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額	
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)	
保険金または共済金が		
支払われていない場合		

他の保険契約等から 保険金または共済金が 支払われた場合

第5条 (損害の額の決定) の規定による損害の 額(注2)から、他の保険契約等から支払われ た保険金または共済金の合計額を差し引いた 残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1) を限度とします。

(注1)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約ま たは共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (注2)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、 そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱

(い)	360级初建火砂物目切机队
支払う場合)(1)の事故が発生し	保険の対象について第2条(保険金を たことを知った場合は、次表「事故発)ません。これらの規定に違反した場合)」のとおりとします。
事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が正当 な理由がなく左記の規定に違反し た場合は、当社は、発生または拡大 を防止することができたと認めら れる損害の額を差し引いて保険金 を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに損害の程度 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称	保険契約者または被保険者が正当 な理由がなく左記の規定に違反し た場合は、当社は、それによって当 社が被った損害の額を差し引いて 保険金を支払います。
③ 損害が盗難によって発生した 場合には、遅滞なく警察署へ届け 出ること。ただし、次の場合には 警察署への届出のほかにそれぞれ 次の届出を遅滞なく行うこと。 ア. 盗難にあった保険の対象が小 切手の場合は、その小切手の振 出人(注1)および支払金融機 関への届出 イ. 盗難にあった保険の対象が乗 車券等の場合は、その運輸機関、 その宿泊機関または発行者への 届出	保険契約者または被保険者が正当 な理由がなく左記の規定に違反し た場合は、当社は、それによって当 社が被った損害の額を差し引いて 保険金を支払います。
④ 他人(注2)に損害賠償の請求(注3)をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人(注2)に損害賠償の請求(注3)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および	保険契約者または被保険者が正当

内容(注4)について、遅滞なく な理由がなく左記の規定に違反し

当社に通知すること。

た場合は、当社は、それによって当 社が被った損害の額を差し引いて 保険金を支払います。

⑥ 本条(1)①から⑤までのほか 当社が特に必要とする書類または 証拠となるものを求めた場合に、 遅滞なく、これを提出し、また当 社が行う損害の調査に協力すること。 保険契約者または被保険者が正当 な理由がなく左記の規定に違反し た場合は、当社は、それによって当 社が被った損害の額を差し引いて 保険金を支払います。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、③もしくは⑤の通知について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑥の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) その小切手の振出人には、振出人が被保険者である場合を含みません。
- (注2) 他人とは、被保険者以外の者をいいます。
- (注3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を 含みます。
- (注4) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、 第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が発生した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第10条(被害物の調査)

保険の対象について損害が発生した場合は、当社は、保険の対象および 損害の調査と関連して必要となる事項を調査することができます。

第11条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

第12条 (残存物および盗難品の所有権について)

- (1)当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社が所有権を取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者が有するものとします。
- (2) 盗難にあった保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保 険の対象が回収された場合は、回収するために支出した費用を除き、盗難 の損害はなかったものとみなします。
- (3) 本条(2) の規定にかかわらず、乗車券等が払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が発生したものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても損害が発生したものとみなします。
- (4) 保険の対象が盗難にあった場合に、当社が保険金を支払ったときは、 当社は、支払った保険金の額の保険価額(注1)に対する割合によって、 その盗難にあった保険の対象について被保険者が有する所有権その他の 物権を取得します。
- (5) 本条(4) の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に 相当する額(注2)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の 物権を取得することができます。

- (6) 本条(2) または(5) の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に発生した保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害の額は第5条(損害の額の決定)の規定によって決定します。
- (注1) 保険価額は、保険の対象が乗車券等の場合は損害の額とします。
- (注2) 支払を受けた保険金に相当する額は、第5条(損害の額の決定)(4)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第13条(代位)

(1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

と脱皮してある。	
区分	限度額
① 当社が損害の額の全	被保険者が取得した債権の全額
額を保険金として支	
払った場合	
② 本条(1)①以外の	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支
場合	払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第14条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。

- 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第15条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および第20条(契約内容の登録)の規定は適用しません。

第16条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表 (第9条 (保険金の請求) 関係)

保険金請求書類

	提出書類
(1)保険金請求書	
(2)保険証券	
(3) 当社の定める事故場	- 大況報告書

- (4) 保険の対象の損害の程度を証明する書類
- (5) 公の機関(注1) の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
- (6)被保険者の印鑑証明書
- (7) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
- (8) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めた キの
- (注1)公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
- (注2)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者 に委任する場合に必要とします。

(23)新価保険特約(携行品損害補償特約 用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、携行品損害補償特約(1事故限度額型)「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
き	貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、
		彫刻物その他の美術品をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

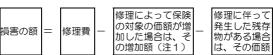
この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(損害の額の決定)

(1) この保険契約については、携行品損害補償特約(1事故限度額型)第 5条(損害の額の決定)の規定にかかわらず、当社が同特約第2条(保険 金を支払う場合)の保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再 調達価額によって定めます。この場合において、損害が発生した保険の対 象の損傷を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の 算式によって損害の額を算出します。



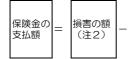
(2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当社が携行品損害補償特約(1事故限度額型)第2条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。



- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部 に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす 影響を考慮し、本条(1) および(2) の規定によって損害の額を決定し ます
- (4)次の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。
 - ① 携行品損害補償特約(1事故限度額型)第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 携行品損害補償特約(1事故限度額型)第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- (5) 本条(1) から(4) までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の再調達価額(注2) を超える場合は、その再調達価額(注2) をもって損害の額とします。
- (6) 本条(1) から(5) までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した本条(4) ①および②の費用の合計額を損害の額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。
- (注1) 増加額については、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
- (注2) 再調達価額は、保険の対象が貴金属等である場合には保険価額とします。

第3条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

当社は、この特約により、携行品損害補償特約(1事故限度額型)第7条(他の保険契約等がある場合の取扱い)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等があるときは、次の算式によって算出した額を携行品損害補償特約(1事故限度額型)第2条(保険金を支払う場合)の保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額(注1)を限度とします。



再調達価額を基準として算出した損害 の額に基づき保険金または共済金を支 払う旨取決めのない他の保険契約等に よって支払われるべき保険金または共 済金の支払額の合計額

- (注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した当社が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、 そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4条(携行品損害補償特約(1事故限度額型)の不適 用)

携行品損害補償特約(1事故限度額型)第5条(損害の額の決定)の規 定は適用しません。

第5条(携行品損害補償特約(1事故限度額型)の読み 替え)

この保険契約については、携行品損害補償特約(1事故限度額型)を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第12条(残存物および盗難品の所有権について)(4)の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ② 第12条(残存物および盗難品の所有権について)(6)の規定中「第 5条(損害の額の決定)」とあるのは「この特約第2条(損害の額の決定)」
- ③ 第12条(残存物および盗難品の所有権について)(注1)の規定中「保 険価額は、保険の対象が乗車券等の場合は損害の額とします」とあるの は「再調達価額は、保険の対象が貴金属等である場合には保険価額、乗 車券等の場合は損害の額とします」
- ④ 第12条(残存物および盗難品の所有権について)(注2)の規定中「第5条(損害の額の決定)(4)①」とあるのは「この特約第2条(損害の額の決定)(4)①」

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、携行品損害補償特約(1事故限度額型)および普通保険約款の規定を 準用します。

(24) 遭難搜索費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
そ	捜索	遭難捜索対象者を捜索、救助または移送することをいいます。
	捜索者	遭難捜索対象者の捜索活動に従事した者をいい ます。
	遭難捜索対象者	保険証券記載の被保険者をいいます。
v	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、遭難 捜索対象者をいいます。ただし、遭難捜索対象 者が死亡して発見された場合または第2条(保 険金を支払う場合)の費用を捜索者に対して支 払う前に死亡した場合は、遭難捜索対象者の法 定相続人のうち、その費用を負担した者(注) をいいます。 (注)遭難捜索対象者の法定相続人のうち、その費用を 負担した者は、遭難捜索対象者に法定相続人のない場 合、その者に代わって費用を負担した者とします。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合

		に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、 遭難捜索費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合 に当社が支払うべき保険金の限度額であって、
		保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、遭難捜索対象者が日本国内において山岳登はん(注)の行程中に遭難し、被保険者が第4条(費用の範囲)に規定する費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当社は、損害の原因となった本条(1) の遭難の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- (注) 山岳登はんは、この特約においてはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具の使用有無を問いません。また、ロッククライミング、フリークライミングを含みます。

第3条 (遭難の発生)

当社は、遭難捜索対象者の遭難が明らかでない場合において、遭難捜索対象者が下山予定期日の翌日午前〇時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または遭難捜索対象者の親族(注)が次に掲げるもののいずれかに対し、遭難捜索対象者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察、消防団その他の公の機関
- ② 遭難捜索対象者の所属する山岳会またはその他の山岳会
- ③ 有料遭難救助隊
- (注) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第4条(費用の範囲)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは、捜索者に対し、捜索に要した必要または有益な費用のうち、捜索者からの請求に基づき被保険者が負担した費用をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者または遭難捜索対象者の故意または重大な過失
- ② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 遭難捜索対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 遭難捜索対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 連難捜索対象者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで 自動車等を運転している間
 - イ. 遭難捜索対象者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65 条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動 車等を運転している間

- ウ. 遭難捜索対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 遭難捜索対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 遭難捜索対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ② 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の遭難捜索対象者に対する 外科的手術その他の医療処置
- 8 遭難捜索対象者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変まだは暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ① 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ② 本条③から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う 秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (13) 本条(1)以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条(支払保険金の計算)

当社が支払う保険金の額は、第4条(費用の範囲)に規定する費用の額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注)の 合計額が、第4条(費用の範囲)の費用の額以下のときは、当社は、この 保険契約の支払責任額(注)を保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注)の 合計額が、第4条(費用の範囲)に規定する費用の額を超えるときは、当 社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	第4条(費用の範囲)に規定する費用の額から、
保険金または共済金が	他の保険契約等から支払われた保険金または
支払われた場合	共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、こ
	の保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

(注)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱 い)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遭難捜索対象者が遭難した場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 連難した日からその日を含めて30日以内に連難発生の状況を当社に 通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を

求めたときは、これに応じなければなりません。

- ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ 本条(1)①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済 金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第9条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用の負担が発生した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第10条(代位)

(1)第4条(費用の範囲)に規定する費用が発生したことにより被保険者 が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がそ の費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。 ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

12.2.1 12.12.2 2.10.1 7.21 12.22.23 2.22.22.2 2.22.2				
区分	限度額			
① 当社が費用の額の全	被保険者が取得した債権の全額			
額を保険金として支				
払った場合				
② 本条(1)①以外の	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支			
場合	払われていない費用の額を差し引いた額			

- (2) 本条(1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第11条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

- (1) この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。
 - 家族型への変更に関する特約
 - ② 夫婦型への変更に関する特約
 - ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約
- (2) この保険契約に本条(1) のいずれかの特約が適用される場合、この 特約については、本条(1) の特約の規定中、「被保険者」を「遭難捜索 対象者」と読み替えて適用します。
- (3) この特約については、本条(1) に掲げる特約第6条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定は適用しません。

第12条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第3条(保険責任のおよぶ 地域)、第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および第20条(契 約内容の登録)の規定は適用しません。

第13条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表 (第9条 (保険金の請求) 関係)

保険金請求書類 提出書類

- (1)保険金請求書
- (2)保険証券
- (3) 遭難が発生したことおよび捜索活動が行われたことを証明する書類
 - (4) 捜索に要した費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- (5)被保険者の印鑑証明書
- (6) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
- (7) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (注) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に 委任する場合に必要とします。

(25) 救援者費用等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
き	救援者	救援対象者の捜索、看護または事故処理を行う ために現地へ赴く救援対象者の親族をいい、こ
		れらの者の代理人を含みます。
	救援対象者	保険証券記載の被保険者をいいます。
け	現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。
U	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族 をいいます。
そ	捜索	救援対象者を捜索、救助または移送することを
<u> </u>		いいます。
ち	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が 行う治療をいいます。
		(注)医師とは、救援対象者以外の医師をいいます。
ح	渡航手続費	旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、次のいずれかに該当する者をいいます。① 保険契約者② 救援対象者

		③ 救援対象者の親族
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合
		に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、
		救援者費用等保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合
		に当社が支払うべき保険金の限度額であって、
		保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、救援対象者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者 が費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通 保険約款の規定に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。
 - ① 保険期間中に、救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
 - ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死 が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となった ことが警察等の公の機関により確認された場合
 - ③ 保険期間中に、救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその 身体に被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含め て180日以内に次のいずれかに該当した場合 ア. 死亡した場合
 - イ、継続して14日以上入院(注1)した場合
- (2) 本条(1)③の入院日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) 当社は、本条(1) ①および②については本条(1) ①または②に掲げる場合のいずれかに該当した時、本条(1) ③については傷害を被った時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- (注1) 入院について、他の病院または診療所に移転した場合、移転のために要した期間 は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合 に限ります。この場合において、救援対象者が医師である場合は、救援対象者以外の医 師をいいます。
- (注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第3条(費用の範囲)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とは、次に掲げるものをいい ます。

① 捜索救助費用

捜索活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に 基づいて支払った費用をいいます。

② 交通費

救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第2条(保険金を支払う場合)(1)②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援

対象者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条(保険金を支払う場合)(1)②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。

④ 移送費用

次に規定するいずれかの費用をいいます。

- ア. 死亡した救援対象者を現地からその救援対象者の住所または救援対 象者の親族の住所のうちいずれかの住所に移送するために要した遺体 輸送費用
- イ. 治療を継続中の救援対象者を現地からその救援対象者の住所もしく は救援対象者の親族の住所のうちいずれかの住所またはこれらの住所 の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注1)。 ただし、その救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃またはそ の救援対象者が負担することを予定していた帰宅のための運賃は移転 費(注1)の額から差し引きます。

⑤ 諸雑費

救援者の渡航手続費および救援者または救援対象者が現地において支出 した交通費、電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいいます。

これらの費用については、地域ごとに次表に掲げる金額を限度とします。

地域(注2)	金額
日本国内	3万円
日本国外	20万円

- (注1)移転費には、治療のため医師または職業看護師が付き添うことを要する場合、その費用を含みます。
- (注2) 地域とは、救援対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当した地域をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)の故意または重大な過失
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の被保険者または救援対象者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が負担した費用またはその救援対象者について負担した費用に限ります。
 - ③ 本条(1)①および②に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2) の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人であ る場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限り ます。
 - ④ 救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を 支払わないのはその救援対象者の行った行為に限ります。
 - ⑤ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、保 険金を支払わないのはその救援対象者に発生した事故に限ります。
 - ア. 救援対象者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動 車等を運転している間
 - イ. 救援対象者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒 気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を 運転している間
 - ウ. 救援対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑥ 救援対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその救援対象者に発生した事故に限ります。
- ⑦ 救援対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置
- 9 救援対象者に対する刑の執行
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変まだは暴動
- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑫ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ③ 本条(1)⑩から⑫までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (4) 本条(1)(2)以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 救援対象者が別表1に掲げる運動等を行っている間に発生した事故
- (2) 当社は、救援対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)(1)③イ.の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (3)当社は、救援対象者が次のいずれかに該当する事由によって第2条(保 険金を支払う場合)(1)③に該当したことにより発生した費用に対して は、保険金を支払いません。
 - ① 救援対象者の入浴中の溺水(注6)。ただし、入浴中の溺水(注6)が、 救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害 によって発生した場合には、保険金を支払います。
 - ② 救援対象者の誤嚥(注7)によって発生した肺炎。この場合、誤嚥(注7) の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注7) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第5条(支払保険金の計算)

- (1) 当社が支払う保険金の額は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかと同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(注)とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害賠償金の給付を受けることができた場合には、その給付を受けた金額を本条(1)の費用相当額(注)から差し引いて、その残額を支払います。
- (注) 費用相当額には、この保険契約を締結していなければ発生しなかった費用を含みません。

第6条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注)の 合計額が、第3条(費用の範囲)の費用の額以下のときは、当社は、この 保険契約の支払責任額(注)を保険金の額とします。 (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注)の 合計額が、第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当社は、欠 表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	第3条(費用の範囲)の費用の額から、他の保
保険金または共済金が	険契約等から支払われた保険金または共済金
支払われた場合	の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険
	契約の支払責任額(注)を限度とします。

(注)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱 い)

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、救援対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことを知った場合は、同条(1)のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の場合は、行方不明もしくは漕難または事故発生の状況
 - ② 第2条(保険金を支払う場合)(1)③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
- (2) 本条(1) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、本条(1) および(2) のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)から(3)までの規定に違反した場合または本条(1)もしくは(2)の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済 金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表2に掲げる書類とします。

第9条(代位)

(1) 第3条(費用の範囲)の費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用の額の全	被保険者が取得した債権の全額
額を保険金として支	
払った場合	
② 本条(1)①以外の	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支
場合	払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとし ます。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1) または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第10条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い)

- (1) この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約 は被保険者変更特約連動型特約として取り扱います。
 - ① 家族型への変更に関する特約
 - ② 夫婦型への変更に関する特約
 - ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約
- (2) この保険契約に本条(1)のいずれかの特約が適用される場合、この特約については、本条(1)の特約の規定中、「被保険者」を「救援対象者」と読み替えて適用します。
- (3) この特約については、本条(1) に掲げる特約第6条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)の規定は適用しません。

第11条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および第20条(契約内容の登録)の規定は適用しません。

第12条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表1(第4条(保険金を支払わない場合)(1)⑤関係)

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2) 操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを含みません。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラブレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2(第8条(保険金の請求)関係)

保険金請求書類

- (1)保険金請求書
- (2)保険証券
- (3) 救援対象者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことを証明する書類
- (4)保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- (5)被保険者の印鑑証明書
- (6) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
- (7) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (注) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に 委任する場合に必要とします。

(26) 育英費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
IJ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
U	事故	第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故 をいいます。
υ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険 証券記載の被保険者をいいます。
ısı	扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券の扶養者欄に 記載された者をいい、第7条(契約後に扶養者 が変更となった場合)の規定による扶養者の変 更の通知があった場合は、変更後の扶養者をい います。
ほ	保険金	この特約により補償される損失が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、 育英費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損失が発生した場合 に当社が支払うべき保険金の限度額であって、 保険証券記載の育英費用保険金額をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
 - ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - ② 本条(1)①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が別表1の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合
 - ③ 本条(1)①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表1の第3級(3)または(4)に掲げる後遺障害が発生した場合
- (2) 別表1のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなし、後遺障害の程度を認定します。
- (3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合の保険金支払割合は、次に掲げるものとします。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② 本条(3)①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる 後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上 位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ 本条(3)①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する別表1に定める保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 本条(3)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級 に対する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある扶養者が本条(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合とします。

保険金支払 割合 別表1に掲げる加重後 の後遺障害に該当する 等級に対する保険金支 払割合

既にあった後遺障 害に該当する等級 に対する保険金支 払割合

- (5) 本条(1) の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師(注)の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。
- (6)当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- (注) 医師とは、被保険者または扶養者以外の医師をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した扶養者の傷害による第2条(保険金を支払う場合)(1)の損失に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の 故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である 場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限り ます。
 - ③ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 扶養者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等 を運転している間
 - イ. 扶養者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 扶養者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により 正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ② 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の扶養者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑧ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変まだは暴動
 - (10) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ② 本条(1)③から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ③ 本条(1) ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当した時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって、扶養者が第2条(保 険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当した場合の損失に対しては、 保険金を支払いません。
 - ① 扶養者の入浴中の溺水(注6)。ただし、入浴中の溺水(注6)が、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって発生した場合を除きます。
 - ② 扶養者の誤嚥(注7)によって発生した肺炎。この場合、誤嚥(注7) の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注7) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第4条(支払保険金の計算)

当社が支払う保険金の額は、損失の額(注)とします。

(注) この特約における損失の額は、この特約の保険金額とします。

第5条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、支払限度額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の 支払責任額(注1)を保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、支払限度額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める 額を保険金の額とします。

成と外の並の成としてう。	
区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	支払限度額(注2)から、他の保険契約等から
保険金または共済金が	支払われた保険金または共済金の合計額を差
支払われた場合	し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責
	任額(注1)を限度とします。

(注1)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (注2)支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約または共済契約の支払責任額のうち最も高額のものをいいます。

第6条 (死亡の推定)

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または 遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日また は遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難し た日に、扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害によって死亡 したものと推定します。

第7条(契約後に扶養者が変更となった場合)

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合は、保険 契約者または被保険者が、遅滞なく、その旨を当社に通知したときは、新 たな扶養者について、この特約を適用します。

第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱 い)

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損失が発生したことを知った場合は、事故発生の状況および傷害の程度ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を、当社に遅滞なく通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合また は遭難した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者 は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からそ の日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面 により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、本条(1) および(2) のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるもの

を求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査 に協力しなければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)から(3)までの規定に違反した場合または本条(1)もしくは(2)の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済 金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、 第2条(保険金を支払う場合)(1)の損失が発生した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表2に掲げる書類とします。

第10条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要 求)

- (1) 当社は、第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い) の規定による通知または普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求) およびこの特約第9条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、 傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医 師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます
- (2)本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用(注)は、当社が負担します。
- (注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第11条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続 人が第2条(保険金を支払う場合)(1)の損失について第三者に対して有 する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第12条(特約の失効)

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、この特約は効力を失います。

- ① 当社がこの特約の保険金を支払った場合
- ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
- ③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

第13条(この特約の保険料の返還)

当社は、第12条(特約の失効)の規定によりこの特約が失効した場合には、既に払い込まれたこの特約の保険料について、次のとおり取り扱います。

- ① 第12条(特約の失効)①の場合には、保険料を返還しません。
- ② 第12条(特約の失効)②または③の場合には、次の算式によって計算した額を保険契約者に返還します。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

保険料 × 1 - 既経過月数 (注) 1 2

(注) 既経過月数が、1か月に満たない期間は1か月とします。

第14条(天災危険補償特約が付帯された場合の取扱い)

- (1) この保険契約に天災危険補償特約が適用される場合は、第3条(保険金を支払わない場合)(1)⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害の直接の結果として、扶養者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の状態になった場合の損失に対しても、保険金を支払います。
 - ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② 本条(1)①の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて発生した事故
- (2) この保険契約に天災危険補償特約が適用される場合において、普通保 険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1)の確認をするために、次 表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠なときには、当社は、その調査を 同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日(注)からその日 を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払い ます。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終 えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

200C0x9.	
事由	期間
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき	
設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想	
定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海	
地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するもの	365⊟
と見込まれる地震等による災害の被災地域における普	
通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1)①	
から⑤までの事項の確認のための調査	

(注)請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第9条(保険金の請求)(2)および普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(4)の規定による手続きを完了した日をいいます。

第15条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第16条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および第20条(契約内容の登録)の規定は適用しません。

第17条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 (第2条(保険金を支払う場合)関係)

後遺障害等級表

/s/s //D	次退牌百寸椒水	保険金
等級	後遺障害	支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 値しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.0 2以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.0 2以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が O.O 6以下になったもの (2) 望しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力がO.O G以下になったもの。 (2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69%

第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 値しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 背柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が O.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が4 Ocm 以上の距離では 普通の話声を解することができない程度 になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解する ことができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動	42%

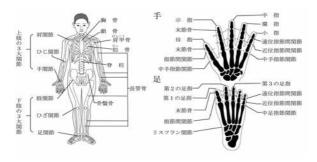
	障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの (足指の用を廃したものとは、第1の足指 は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位 指節間関節以上を失ったものまたは中足 指節関節もしくは近位指節間関節に著し い運動障害を残すものをいいます。なお、 第1の足指にあっては指節間関節に著し い運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	 (1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.0 2以下になったもの (2) 背柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力がO.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力がO.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 値しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になり、他耳のに力が1m以上の距離である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの	26%

	•	
	(13)1手の母指を含み2の手指または母	
	指以外の3の手指の用を廃したもの	
	(14)1足の第1の足指を含み2以上の足	
	指を失ったもの	
	(15)1足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16)外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1)1眼の矯正視力がO.1以下になったもの	
	(2)正面視で複視を残すもの	
	(3) 望しゃくまたは言語の機能に障害を残	
	すもの	
	(4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通	
	の話声を解することが困難である程度に	
	なったもの	
	(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を	
	解することができない程度になったもの	20%
	(7) 1手の母指または母指以外の2の手指	2070
	の用を廃したもの	
	(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの	
	(9) 1足の第1の足指または他の4の足指	
	を失ったもの (1.0) 1.5時の2世間祭中の1.間祭の機能	
	(10)1上肢の3大関節中の1関節の機能	
	に著しい障害を残すもの	
	(11)1下肢の3大関節中の1関節の機能	
75 4 4 A	に著しい障害を残すもの	
第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害また	
	は運動障害を残すもの	
	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残す	
	もの	
	(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声	
	を解することができない程度になったもの	
	(6) 1耳の聴力が40cm 以上の距離では	15%
	普通の話声を解することができない程度	, 0,0
	になったもの	
	(7)脊柱に変形を残すもの	
1	(8)1手の示指、中指または環指を失った	
1	もの	
1	(9)1足の第1の足指を含み2以上の足指	
	の用を廃したもの	
1	(10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労	
	務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害また	
1	は運動障害を残すもの	
1	(2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残す	
	もの	
	(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	10%
	(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	1070
1	(5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤	
	骨に著しい変形を残すもの	
1	(6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に	
	障害を残すもの	

	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の小指を失ったもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変 状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまた はまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの・第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの。 (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの。 (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの。 (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの。 (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの。 (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの。 (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの。 (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの。 (9) 局部に神経症状を残すもの。	4%

(注1)上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2(第9条(保険金の請求)関係)

保険金請求書類

提出書類
(1)保険金請求書
(2)保険証券
(3) 当社の定める傷害状況報告書

- (4)公の機関(注1)の事故証明書
- (5) 死亡診断書もしくは死体検案書または後遺障害の程度を証明する医師(注2)の診断書
- (6)被保険者の印鑑証明書
- (7) 扶養者の戸籍謄本
- (8) 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証 明する書類
- (9) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- (10) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (注1)公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
- (注2) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

(27) 弁護士費用特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
U	住宅	被保険者の居住の用に供される住宅(注)をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
	身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義

i		Hypo betyo by tet
		は次のとおりとします。
		① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うこ とをいいます。
		2 破損とは、財物が壊れることをいいます。
		3 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むこ
		とによりその客観的な経済的価値を減じられ
		ることをいいます。
は	賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害
101	٥٨٨٨١٥٥	賠償責任を負担する者をいいます。
ひ	被害	次のいずれかに該当する被害をいいます。
		① 被保険者が被った身体の障害
		② 住宅または被保険者の日常生活用動産の損
		壊または盗取
	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3
		条(補償の対象となる方ー被保険者)に規定す
		る者をいいます。
^	弁護士費用等	損害賠償に関する争訟についての次のいずれか
		に該当する費用をいい、法律相談費用を除きま
		す。ただし、保険金請求権者が、これらの費用
		を支出する際の手続き等を行うことによって得
		られなくなった収入は対象となりません。
		① あらかじめ当社の承認を得て保険金請求権
		者が委任した弁護士、司法書士または行政書士 に対する弁護士報酬(注1)、司法書士報酬(注1)
		に対する弁護工物側(注1)、可法書工物側(注1) または行政書士報酬(注2)
		② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要し
		た費用およびその他権利の保全もしくは行使
		に必要な手続きをするために要した費用
		(注1)弁護士または司法書士に委任した事件の対象に
		基づき算定される着手金・手数料、および委任によっ
		て確保された利益に基づき算定される報酬金をいい
		ます。
		(注2)書類の作成および書類の提出手続きの代理の対 価として管定される全額をいいます。
ほ	 法律上の損害賠	価として算定される金額をいいます。 民法(明治29年法律第89号)等法律に基づ
104	がはこの独合船 関責任	
	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次のいずれかに
	ZI+100X	該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話に
		よる相談またはこれらに付随する手紙等の書面
		の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の
		行う相談の範囲内と判断することが妥当である
		と認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、
		非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関す
		る行為(注)、書面による鑑定、法律関係の調
		査、書類作成および法律事務の執行等は含まな
		いものとします。
		① 弁護士法(昭和24年法律第205号)第
		3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般
		の法律事務」で、かつ依頼者に対して行う法律
		相談
		② 司法書士が行う司法書士法(昭和25年法 伊第407号)第3条(世級)第4項第5号制
		律第197号) 第3条(業務) 第1項第5号および第7号に規定する相談
		よいまてもに現たする性談 ③ 行政書士が行う行政書士法(昭和26年法
l		② 11収音エル11フ11収音上法(昭和26年法

		律第4号) 第1条の3 (業務) 第1項第4号に
		規定する相談
		(注)審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
浸	法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または
		行政書士に支払われるべき費用をいいます。な
		お、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数
		料、顧問料および日当は含みません。
伢	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合
		に、当社が保険金請求権者に支払うべき金銭で
		あって、弁護士費用等保険金または法律相談費
		用保険金をいいます。
仴	保険金請求権者	被害を被った被保険者(注)をいいます。
		(注)被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とし
		ます。
*	Ļλ	保除証券記載の被保除者をいいます

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、日本国内における偶然な事故によって被害(注1)が発生した場合において、保険金請求権者がその被害に関する損害賠償請求(注2)を行った結果、弁護士費用等を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、弁護士費用等保険金を支払います。
- (2) 当社は、日本国内における偶然な事故によって被害が発生した場合において、保険金請求権者がその被害について法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、法律相談費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、被害が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。ただし、本条(2)の被害については、その被害に対する法律相談が被害発生日からその日を含めて3年以内に開始された場合に限ります。
- (注1) その被害に対して法律上の損害賠償請求権を有する場合に限ります。
- (注2) その被害に関する損害賠償請求とは、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求 をいいます。

第3条(補償の対象となる方-被保険者)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族(注1)
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚(注2)の子
- (2)本条(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、被害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した被害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)、被保険者の故意または重大な過失
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の、保険金を受け取るべき者(注2) の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人であ る場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限 ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者相互間の事故
 - ⑤ 被保険者が次のア. またはイ. に掲げる状態にある間に発生した事故 ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車 等を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒 気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を 運転している間
 - ⑥ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を 受けているおそれがある状態での事故
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 8 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑨ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑩ 本条(1) ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
 - ① 本条(1)⑦から⑩までの事由に随伴して発生した事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ② 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、この規定を適用しません。
 - ③ 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事故
 - ⑭ 外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故
 - (15) 電磁波障害に起因する事故
 - 16 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ① 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置(注6)
 - 18 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 住宅または日常生活用動産の差押え、収用、没収、破壊等国または公 共団体の公権力の行使
 - ② 住宅または日常生活用動産自体の欠陥。ただし、これにより被保険者が身体の障害を被った場合は、この規定を適用しません。
 - ② 住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗もしくは劣化(注7)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
 - 22 住宅または日常生活用動産の詐取または紛失
 - ② 被保険者の業務遂行に直接起因する事故
 - ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取
 - ② 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取
- (2)当社は、保険金請求権者が次に掲げるいずれかの事由にかかわる法律 相談を行うことによる損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続
 - ② 売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、委任、寄託、斡旋、

- 仲介、サービス・役務の提供またはその他の契約
- ③ 名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体障害を伴わない 人格権侵害
- ④ 日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由
- ⑤ 損害保険契約または生命保険契約(注8)
- (3) 当社は、被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害については、保険命を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3)法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6)被保険者に対する外科的手術その他の医療処置には、作為・不作為を問わず次の 行為を含みます。
 - ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - イ. 医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授 与の指示
 - ウ. 身体の整形
 - エ. あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
- エ、めがな、マッケーン、指圧、頻、、及ぶたは未足症後ず(注7)自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注8) 損害保険契約または生命保険契約には、これらに類似の共済契約を含みます。

第5条 (支払保険金の計算)

- (1) 当社が支払う弁護士費用等保険金の額は、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額(注1)とします。ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに300万円を限度とします。
- (2) 当社が支払う法律相談費用保険金の額は、第2条(保険金を支払う場合)(2)の損害の額(注2)とします。ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに10万円を限度とします。
- (3) 当社は、弁護士費用等および法律相談費用のうち、賠償義務者または 賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に既に支払われた金額があ る場合は、損害の額からその金額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 本条(1) および(2) における1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。
- (5)本条(4)の規定により1事故となるすべての事故は、最初の事故が 発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。
- (注1) 損害の額は、保険金請求権者が賠償義務者に対する損害賠償請求にあたり、当社の同意を得て支出した弁護士費用等とします。
- (注2) 損害の額は、当社の同意を得て支出した法律相談費用とします。

第6条(保険金の削減)

(1)保険金請求権者が弁護士費用等保険金を請求する場合において、この 特約により支払対象となる損害賠償請求と支払対象とならない損害賠償 請求を同時に行うときには、当社は、次の算式によって算出した額を弁護 士費用等保険金として支払います。

弁護士費用 等保険金 第5条(支 払保険金の 計算)(1) の額 支払対象となる損害賠償請求額

支払対象となる損害賠償請求と支払対象とはならない損害賠償請求の合計額

(2) 保険金請求権者が法律相談費用保険金を請求する場合において、この 特約により請求の原因となる1回の法律相談中にこの特約における法律 相談費用保険金の支払対象とならない法律相談が含まれるときには、当社 は次の算式によって算出した額を法律相談費用保険金として支払います。

法律相談費 用保険金 第5条(支 当保険金の 計算)(2) の額

支払対象となる法律相談に要した時間

支払対象となる法律相談と支払対象とはならない法律相談に要した時間の合計

(3) 本条(2) の規定は、保険金請求権者が1事故に起因する法律相談を 1回しか行わなかった場合には適用しません。

第7条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支 払責任額(注1)を保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額 を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支
保険金または共済金が	払われた保険金または共済金の合計額を差し
支払われた場合	引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任
	額(注1)を限度とします

- (注1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(損害賠償請求等の通知)

- (1)保険契約者または保険金請求権者は、第2条(保険金を支払う場合)(1) に該当する場合で、保険金請求権者が弁護士費用等を支出しようとすると き、または同条(2)に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用 を支出しようとするときは、次の事項を当社に通知しなければなりません。
 - ① 損害賠償請求を行う相手の氏名または名称およびその者に関して 有する情報
 - ② 被害の具体的な内容
 - ③ 損害賠償請求を行う相手との交渉の内容
 - ④ 他の保険契約等の有無および内容(注)
 - ⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が特に必要と認める事項
- (2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済 金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第9条 (保険金請求権者の義務)

(1) 保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合

- は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
- (2)保険金請求権者は、弁護士費用等または法律相談費用を支出する前に、 支出しようとするそれらの費用の費目の明細を当社に通知し、当社の承認 を得なければなりません。
- (3)保険金請求権者は、当社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗 状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。
- (4)保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは 撤回をする場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (5) 保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)から(4)までの規 定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引 いて保険金を支払います。

第10条(保険金の請求)

- (1)保険金請求権者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して 保険金の支払を請求しなければなりません。なお、保険金の請求は、被保 険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行う ものとします。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次表に掲げるもの のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 保険金請求書類
- ② 当社の定める損害状況報告書
- ③ 弁護士費用等の総額および法律相談費用の総額を確認できる客観的書類
- ④ 弁護士費用等の内容を確認できる客観的書類
- ⑤ 法律相談の日時、所要時間および内容を確認できる客観的書類
- ⑥ その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または 証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第11条(支払保険金の返還)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った 弁護士費用等保険金の返還を求めることができます。
 - ① 弁護士または司法書士への委任の取消し等により保険金請求権者が支出した着手金の返還を受けた場合
 - ② 被害に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金 請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受け た場合で、次のイ、の額がア、の額を超過する場合
 - ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支出し た弁護士費用等の全額
 - イ. 判決により確定された弁護士費用等の額と当社が第2条(保険金を 支払う場合)の規定により既に支出した弁護士費用等保険金の合計額
- (2) 本条(1) の規定により当社が返還を求める弁護士費用等保険金の額は、次のとおりとします。
 - ① 本条(1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた弁護士費用等保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
 - ② 本条(1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第2条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた弁護士費用等保険金の額を限

第12条(代位)

(1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

と呼及ししみす。	
区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の 場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支 払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第13条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第14条 (普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第3条(保険責任のおよぶ 地域)、第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および第20条(契 約内容の登録)の規定は適用しません。

第15条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(2)から(5)までおよび(注2)から(注6)までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (2) 当社は、被保険者(注2)が、本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注3)することができます。
- (3) 本条(1) または(2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)の事由が発生した時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者(注2)が本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定によ

る解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者(注2)に発生した損害については適用しません。ただし、被保険者の法定相続人に発生した損害について、その被保険者が本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する場合には、本条(3)の規定を適用するものとします。

- (注2)被保険者には、保険金請求権者である被保険者の法定相続人を含みます。
- (注3) 解除する範囲は、その被保険者に係る部分に限ります。

╛

第16条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(28) ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
あ	アルバトロス	それぞれのホールの基準打数 (パー) よりも3 つ少ない打数でボールがホール (球孔) に入る ことをいいます。ただし、基準打数 (パー) が 4打の場合のホールインワンを含みません。
C	公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援する公式競技をいいます。
	ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ただし、公式競技の場合は、他の競技者の同伴を必要としません。なお、ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。
	ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、施設の利用が有料(注)のものをいいます。 (注)有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目を問いません。
٤	同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロス を達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴル フ競技の補助者としてホールインワンまたはア ルバトロスを達成した時に使用していたキャ ディをいいます。
	同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロス を達成した時に、被保険者と同一組で競技して いた者をいいます。
\mathcal{O}	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3

		条(補償の対象となる方-被保険者)に規定する者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、 ホールインワン・アルバトロス費用保険金をい います。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合 に当社が支払うべき保険金の限度額であって、 保険証券記載のこの特約の保険金額をいいま す。
	ホールインワン	それぞれのホールの第1打によってボールが直 接ホール(球孔)に入ることをいいます。
ŧ	目撃	次のいずれかに該当することをいいます。 ① ホールインワンの場合 被保険者が第1打で打ったボールがホール (球孔)に入ったことをその場で確認することをいいます。 ② アルバトロスの場合 被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ったことをその場で確認することをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に本条(2) に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として次表の費用を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。		
費用の種類	お支払いする費用の内容	
① 贈呈用記念品購	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合	
入費用	に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代	
	金および郵送費用をいいます。	
	ただし、次に掲げる購入費用は含みません。	
	ア. 貨幣、紙幣	
	イ.有価証券	
	ウ.商品券等の物品切手	
	エ.プリペイドカード(注1)	
② 祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会	
	に要する費用をいいます。	
③ ゴルフ場に対す	ホールインワンまたはアルバトロスの記念として	
る記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴ	
	ルフ場に植える樹木の代金をいいます。	
④ 同伴キャディに	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアル	
対する祝儀	バトロスを達成した記念の祝金として贈与する金	
	銭をいいます。	
⑤ 本条(1)①か	次に掲げる費用。ただし、保険金額の10%を限度	
ら④まで以外のそ	とします。	
の他慣習として支	ア、社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に	
出することが適当	役立つ各種費用	

	1
な費用	イ. ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用
	ウ. 記念植樹を認めないゴルフ場においてホール
	インワンまたはアルバトロスを記念して作成す
	るモニュメント等の費用

- (2) 当社が保険金支払の対象とするホールインワンまたはアルバトロスとは、次のいずれかに該当するものに限ります。
 - ① 次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス

区分	目撃者
ア. 公式競技以外	次に掲げる者の両方が目撃したホールインワンま
	たはアルバトロス
	(ア)同伴競技者
	(イ) 同伴競技者以外の第三者(注2)
イ. 公式競技	次に掲げる者のいずれかが目撃したホールインワ
	ンまたはアルバトロス
	(ア) 同伴競技者
	(イ) 同伴競技者以外の第三者(注2)

- ② 記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワンまたは アルバトロスを達成したことが客観的に確認できるホールインワンまた はアルバトロス
- (3) 当社は、損害の原因となった本条(1)のホールインワンまたはアルバトロスの達成の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。 (注1) プリペイドカードについて、被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したものを購入する費用は、贈呈用記念品購入費用とみなします。 (注2) 同伴競技者以外の第三者には、同伴キャディを含みます。

第3条(補償の対象となる方-被保険者)

この特約の被保険者は、保険証券記載の被保険者で、かつ、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者とし、ゴルフの競技またはゴルフの指導(注)を職業としている者を除きます。

(注) ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督 等を行うことをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

当社は、次に掲げるホールインワンまたはアルバトロスの達成による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人(注)である場合、その被保険者が実際 に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- (注)使用人には、臨時雇いを含みます。

第5条(支払保険金の計算)

当社が支払う保険金の額は、損害の額とします。ただし、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険金額をもって限度とします。

第6条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、支払限度額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の 支払責任額(注1)を保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、支払限度額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める 額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	支払限度額(注2)から、他の保険契約等から
保険金または共済金が	支払われた保険金または共済金の合計額を差
支払われた場合	し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責
	仟額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (注2) 支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約または共済契約の支払責任額のうち最も高額のものをいいます。

第7条 (ホールインワンまたはアルバトロスを達成した 時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条(保険金を支払う場合)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知った場合は、次に掲げる義務を履行しなければなりません。
 - ① 次の事項を当社に遅滞なく通知すること。この場合において、当社が 書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア. ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所およびホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況
 - イ. 同伴競技者の住所および氏名
 - ウ. ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所およびその状況について同伴競技者以外の証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ 本条(1)①および②のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由 がなく本条(1)の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が 被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1) ①もしくは②の通知について事実と異なることを告げた場合または本条(1) ③の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注)他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の費用を負担した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第9条(代位)

(1) 費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用の額の全	被保険者が取得した債権の全額
額を保険金として支	
払った場合	
② 本条(1)①以外の	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支
場合	払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第10条 (保険金支払後の保険契約)

当社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第11条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に、次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第12条 (普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第3条(保険責任のおよぶ 地域)、第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および第20条(契 約内容の登録)の規定は適用しません。

第13条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表 (第8条 (保険金の請求) 関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1) 保険金請求書
- (2) 保険証券
- (3) 同伴競技者が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書(注1)
- (4)被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書
- (5) 次のいずれかの書類または証拠(注1)
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)(2)①ア.に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、同伴競技者以外の第三者(注2)が署名または記名押印した当社の定めるホールインワンまたはアルバトロス証明書

- ② 第2条(保険金を支払う場合)(2)②に規定するホールインワン またはアルバトロスについては、被保険者がホールインワンまたは アルバトロスを達成したことが確認できる記録媒体に記録された映像等
- (6)第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる費用を被保険者が負担したことを証明する領収書
- (7)被保険者の印鑑証明書
- (8) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- (9) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (注1)第2条(保険金を支払う場合)(2)①イ.に規定するホールインワンまたはアルバトロスについては、別表(第8条(保険金の請求)関係)(3)または(5)①に規定する書類のいすれか一方の書類を提出すれば足ります。
- (注2) 同伴競技者以外の第三者が複数名存在する場合には、いずれかの者とします。
- (注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者 に委任する場合に必要とします。

(29) 傷害による家事代行費用等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	D=T	
	用語	説明
か	家事従事者	被保険者のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を
		行っている者をいいます。
し	事故	第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定す
		る事故をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族
		をいいます。
た	代行費用	次のいずれにも該当する費用をいいます。
		① 入院対象者が第2条(保険金を支払う場合)
		(1)の入院をしたことに起因して発生し、か
		つ、その入院期間中(注1)に要した費用
		② 家事従事者が家事に従事できなくなったこ
		とにより、その家事を代行するために要した費用
		③ 次のいずれかに該当する費用
		ア、ホームヘルパー(注2)雇入費用
		イ.清掃代行サービス業者(注3)利用費用
		ウ. ベビーシッター(注4)雇入費用
		工. 託児所・保育所等の費用(注5)
		オ、クリーニング費用(注6)
		(注1)入院期間中には、臓器の移植に関する法律(平
		成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定
		によって、同条第4項で定める医師により「脳死した
		者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置が された場合であって、その処置が同法附則第11条に
		定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付
		としてされたものとみなされる処置であるときには、
		その処置がされている期間を含みます。なお、医療給
		1

		付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとしてみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。 (注2)ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。 (注3)清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を有償で行うことを事業とする者をいいます。 (注4)ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。 (注5)託児所・保育所等の責用とは、入院の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。 (注6)クリーニング費用には、配送費も含みます。
に	入院対象者	保険証券記載の被保険者をいいます。
υ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、入院 対象者または入院対象者と生計を共にする親族 をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、 家事代行費用保険金をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し 引く金額であって、保険証券記載の免責金額を いいます。免責金額は被保険者の自己負担とな ります。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、入院対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に 傷害を被り、その直接の結果として入院した場合において、被保険者が代 行費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通 保険約款の規定に従い、保険金を代行費用の負担者に支払います。
- (2) 本条(1)の代行費用には、入院対象者の親族に対して支払う費用は 含みません。
- (3) 当社は、本条(1) の傷害を被った時が保険期間中であった場合に限 り、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害を被った ことにより、被保険者が代行費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または入院対象者の故意または重大な過失
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の 故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である 場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 入院対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運 転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 入院対象者の疾病、脳疾患または心神喪失
- ⑥ 入院対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 入院対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって発生した傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 入院対象者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ② 本条(1) ⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれら に伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (3) 本条(1)(1)以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由により被保険者が代行費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
 - ① 入院対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
 - ② 入院対象者の入浴中の溺水(注6)。ただし、入浴中の溺水(注6)が、 入院対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害 によって発生した場合には、保険金を支払います。
 - ③ 入院対象者の誤嚥(注7)によって発生した肺炎。この場合、誤嚥(注7) の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (3)当社は、入院対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が代行費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
 - ① 入院対象者が別表1に規定する運動等を行っている間
 - ② 入院対象者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合に おいて、入院対象者がその職業に従事している間
 - ③ 入院対象者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、本条(3)③ウ. に 該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間 については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準する方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、本条(3)③ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準する方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2)保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注7) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第4条(支払保険金の計算)

(1)当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

保険金の額 = 被保険者が負担した代行費用の額 - 免責金額

(2)被保険者または保険金を受け取るべき者が、被保険者が負担した代行費用について第三者から損害の賠償として受け取った金銭がある場合には、被保険者が負担した代行費用の額からその額を差し引くものとします。

第5条 (保険金の支払限度額)

第4条(支払保険金の計算)の規定に基づき支払う保険金の支払限度額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

保険金の支払 限度額 保険証券記載の支払限度基 礎日額 代行費用を負担 した総日数(注)

(注)代行費用を負担した総日数は、180日を限度とします。

第6条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、代行費用の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約 の支払責任額(注1)を保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、代行費用の額(注2)を超えるときは、当社は、次表の額を 保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	代行費用の額(注2)から、他の保険契約等か
保険金または共済金が	ら支払われた保険金または共済金の合計額を
支払われた場合	差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払
	責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (注2) 代行費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1)代行費用が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の状況および傷害の程度等の詳細をその原因となった事故の 発生の日からその日を含めて30日以内に、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは入院 対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ 本条(1)①および②のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明に

- ついて知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを 告げた場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保 険金を支払います。
- (注)他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済 金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、 被保険者が代行費用を負担した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表3に掲げる書類とします。

第9条(当社の指定する医師が作成した診断書の要求)

- (1) 当社は、第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い) の規定による通知または普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求) およびこの特約第8条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、 傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医 師が作成した入院対象者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1) の規定による診断のために要した費用(注) は、当社が負担します。
- (注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第10条(代位)

(1) 代行費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその代行費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が代行費用の全額を保険 金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、 保険金が支払われていない代行費 用を差し引いた額

- (2) 本条(1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第11条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第12条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第12条(被保険者による 保険契約の解約請求)の規定は適用しません。

第13条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第3条(保険金を支払わない場合)(3)①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2) 操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2(第3条(保険金を支払わない場合)(3)②の職業)

オートテスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車 競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注2)、プロボクサー、 プロレスラー、ローラーゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度ま たはそれ以上の危険を有する職業

- (注1) オートテスターとは、テストライダーをいいます。
- (注2) 猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。
- (注3) ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。

別表3 (第8条 (保険金の請求) 関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1)保険金請求書(2)保険証券
- (3) 当社の定める傷害状況報告書
- (4)公の機関(注1)の事故証明書
- (5) 傷害の程度を証明する医師(注2) の診断書
- (6) 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (7) 代行費用の支出を証明する書類
- (8)被保険者の印鑑証明書
- (9) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- (10) その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (注1)公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
- (注2) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者 に委任する場合に必要とします。

(30)疾病による家事代行費用等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
い	医学上因果関係	医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病
	がある疾病	名を異にする場合であってもこれを同一の疾病
		として取り扱います。例えば、高血圧症とこれ
<i>+</i> \	中市公市老	に起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
か	家事従事者	被保険者のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を 行っている者をいいます。
さ	再入院	前の入院の原因となった疾病と医学上重要な関
C	HAVM!	係があると医師(注)が診断した結果、再度入
		院することをいいます。
		(注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
し	疾病	入院対象者が被った傷害以外の身体の障害をい
		います。なお、入院対象者が疾病によって被っ
		た傷害については疾病として取り扱います。
	疾病家事代行費	疾病家事代行費用補償保険契約の満期日(注)
	用補償継続契約	を始期日とする疾病家事代行費用補償保険契約
		をいいます。 (注)満期日は、疾病家事代行費用補償保険契約が満期
		(注) 桐朝日は、疾病多事(1) 真柏楠真体映笑前が桐朝 日前に解除または解約されていた場合にはその解除
		日または解約日とします。また、保険責任の終期の時
		刻が午後12時の場合には、「満期日の翌日」と読み
		替えます。
	疾病家事代行費	疾病家事代行費用補償継続契約以外の疾病家事
	用補償初年度契約	代行費用補償保険契約をいいます。
	疾病家事代行費	この特約が適用される保険契約(注)をいいます。 (注)この特約が適用される保険契約には、当社の他の
	用補償保険契約	保険契約のうち当社が認めた保険契約を含みます。
	疾病入院	入院対象者が疾病を発病し、その直接の結果と
		して、治療を目的として入院した状態をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族
		をいいます。
た	代行費用	次のいずれにも該当する費用をいいます。
		① 入院対象者が第2条(保険金を支払う場合)
		(1)の入院をしたことに起因して発生し、か
		つ、その入院期間中(注1)に要した費用
		② 家事従事者が家事に従事できなくなったこ
		とにより、その家事を代行するために要した費用 ③ 次のいずれかに該当する費用
		ア、ホームヘルパー(注2)雇入費用
		イ、清掃代行サービス業者(注3)利用費用
		ウ、ベビーシッター(注4)雇入費用
		工、託児所・保育所等の費用(注5)
		オ. クリーニング費用(注6)
		(注1)入院期間中には、臓器の移植に関する法律(平
		成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定
l	I	によって、同条第4項で定める医師により「脳死した

		者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置であるときには、その処置がされている期間を含みます。なお、医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとしてみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。 (注2) ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。 (注3) 清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を有償で行うことを事業とする者をいいます。 (注4) ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。 (注5) 託児所・保育所等の費用とは、入院の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。 (注6) クリーニング費用には、配送費も含みます。
に	入院対象者	保険証券記載の被保険者をいいます。
は	発病	入院対象者以外の医師が診断した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
υ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、入院 対象者または入院対象者と生計を共にする親族 をいいます。
	病院等	次のいずれかの施設をいいます。 ① 日本国内の病院、または診療所 ② 上記①と同等の日本国外の医療施設
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合 に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、 疾病家事代行費用保険金をいいます。
න	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し 引く金額であって、保険証券記載の免責金額を いいます。免責金額は被保険者の自己負担とな ります。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、入院対象者が疾病入院に該当した場合において、被保険者が 代行費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普 通保険約款の規定に従い、保険金を代行費用の負担者に支払います。
- (2) 本条(1)の代行費用には、入院対象者の親族に対して支払う費用は 含みません。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当社は、保険期間中に疾病入院を開始した場合に限り、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が疾病家事代行費用補 償初年度契約である場合において、疾病入院の原因となった疾病(注)を

発病した時が、保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を 支払いません。

- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が疾病家事代行費用補 償継続契約である場合において、疾病入院の原因となった疾病(注)を発 病した時が、この保険契約が継続されてきた疾病家事代行費用補償初年度 契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いま せん。ただし、入院対象者が入院の原因となった疾病(注)を発病した時 が、その疾病(注)により疾病入院を開始した日から保険契約の継続する 期間を遡及して1年以前であるときは、その疾病(注)は、保険期間の開 始時以降に発病したものとして取り扱います。
- (注)疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病の直接の 結果として、被保険者が代行費用を負担した場合には、保険金を支払いま せん。
 - ① 保険契約者(注1)または入院対象者の故意または重大な過失
 - ② 入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ らに類似の事変または暴動
 - ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 本条(1)③もしくは④の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑥ 本条(1)④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 治療を目的として医師(注4)が使用した場合以外における入院対象 者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって発病した疾病
- (2) 当社は、入院対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が代行費用を 負担した場合には、保険金を支払いません。
 - ① 入院対象者が被った精神障害(注5)およびそれを原因として発病した疾病
 - ② 入院対象者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等(注6)の対象となるべき期間は、保険金を支払います。
- (4) 当社は、保険期間が始まった後でも、次のいずれかに該当する場合に は、保険金を支払いません。
 - ① 保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に発病した 疾病(注7)によって代行費用が発生した場合
 - ② 保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に代行費用が発生した場合
 - ③ 入院対象者が疾病(注7)を発病した時が、その疾病(注7)を発病 した時の疾病家事代行費用補償保険契約の開始時から、その疾病家事代 行費用補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であった場合は、 その疾病(注7)によって、それ以降の疾病家事代行費用補償継続契約 の保険期間中に代行費用が発生した場合
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する その他の機関をいいます。
- (注2)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 医師とは、入院対象者以外の医師をいいます。

- (注5) 精神障害とは、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定めら れた分類項目中の分類コードFOOからF99に規定されたものとし、分類項目の内容 については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10 (2003年版) 準拠」によります。
- (注6)「療養の給付」等とは、公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に 要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。

(注7)疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第5条(支払保険金の計算)

(1) 当社が支払う保険金の額は、1回の疾病入院につき、次の算式によっ て算出した額とします。

|保険金の額| = | 被保険者が負担した代行費用の額 | - | 免責金額

- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が、被保険者が負担した代行 費用について第三者から損害の賠償として受け取った金銭がある場合に は、被保険者が負担した代行費用の額からその額を差し引くものとします。
- (3) 入院対象者が入院の原因となった疾病(注)によって再入院した場合 は、継続した1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌 日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に入院対象者が 再入院した場合は、後の入院は前の入院とは異なった入院とみなします。
- (注)入院の原因となった疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第6条(保険金の支払限度額)

第5条(支払保険金の計算)の規定に基づき支払う保険金の支払限度額 は、1回の疾病入院につき、次の算式によって算出した額とします。

保険金の支払 限度額

保険証券記載の支払 限度基礎日額

代行費用を負担 X した総日数(注)

(注)代行費用を負担した総日数は、180日を限度とします。

第7条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、代行費用の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約 の支払責任額(注1)を保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1) の合計額が、代行費用の額(注2)を超えるときは、当社は、次表の額を 保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から	この保険契約の支払責任額(注1)
保険金または共済金が	
支払われていない場合	
② 他の保険契約等から	代行費用の額(注2)から、他の保険契約等か
保険金または共済金が	ら支払われた保険金または共済金の合計額を
支払われた場合	差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払
	責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約ま たは共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (注2) 代行費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場 合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱 い)

- (1)代行費用が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 疾病の程度等の詳細をその原因となった疾病入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは入院対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ 本条(1)①および②のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済 金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条(保険金の請求)

- (1) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(2)に定める時は、 被保険者が代行費用を負担した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条(保険金の請求)(3)に規定する書類は、別表に掲げる書類とします。

第10条(代位)

(1) 代行費用が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその代行費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が代行費用の全額を保険	被保険者が取得した債権の全額
金として支払った場合	
② 本条(1)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、 保険金が支払われていない代行費
	用を差し引いた額

- (2) 本条(1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互 間の求償権を含みます。

第11条(契約年令の計算方法および誤りの場合の取扱い)

- (1) この保険契約の契約年令は、満年令で計算します。
- (2)保険申込書に記載された入院対象者の契約年令に誤りがあった場合に は、次のとおり取り扱います。

- ① 正しい契約年令が当社の定める引受対象年令の範囲外であった場合には、この特約は無効とし、既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を保険契約者に返還します。
- ② 正しい契約年令が当社の定める引受対象年令の範囲内であった場合には、初めから正しい契約年令に基づいて保険契約を締結したものとみなします。この場合において、既に払い込まれたこの特約の保険料が正しい契約年令に基づいたこの特約の保険料と異なるときは、その差額を返還し、または追加保険料を請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が本条(2) ②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注1) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (4) 本条(2) ②の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3) の規定によりこの特約を解除できるときは、次に該当する入院に対しては、当社は、誤った契約年令に基づいたこの特約の保険料の正しい契約年令に基づいたこの特約の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 - ① 契約年令を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に発病した疾病(注2)による入院
 - ② 契約年令を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に開始された入院
- (注1) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を 請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。
- (注2)疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第12条(被保険者の範囲に関する特約が適用される場 合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

- ① 家族型への変更に関する特約
- ② 夫婦型への変更に関する特約
- ③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第13条(普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第12条(被保険者による 保険契約の解約請求)の規定は適用しません。

第14条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

別表 (第9条 (保険金の請求) 関係)

保険金請求書類

提出書類

- (1) 保険金請求書
- (2)保険証券
- (3) 当社の定める疾病状況報告書
- (4)疾病の程度を証明する医師(注1)の診断書
 - (5) 入院日数を記載した病院等の証明書類
- (6) 代行費用の支出を証明する書類
 - (7)被保険者の印鑑証明書
 - (8) 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師(注1)に照会し 説明を求めることについての同意書

(9) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)

- (10)その他当社が普通保険約款基本条項第17条(保険金の支払)(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (注1) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
- (注2) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者 に委任する場合に必要とします。

(31)条件付戦争危険等免責に関する一部 修正特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
て	テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・ 主張を有する団体・個人またはこれと連帯する ものがその主義・主張に関して行う暴力的行動 をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条(戦争危険等免責の一部修正)

この特約を適用する保険契約については、この保険契約に適用される他の特約の保険金を支払わない場合に関する規定中「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動」とあるのは「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を含みません。」と読み替えて適用します。

第3条(この特約の解除)

テロ行為が発生する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。

(注) 引受範囲とは、この特約を引き受けられる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条(特約解除の効力)

第3条(この特約の解除)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。

3. 被保険者の範囲に関する特約

(32) 家族型への変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

		(CC CLARK)
	用語	説明
か	家族	本人および第3条(補償の対象となる方一被保 険者)(1)のいずれかに該当する者をいいます。
し	傷害保険金	傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。
υ	被保険者範囲個別規定型特約	この保険契約に適用される特約において、被保 険者範囲個別規定型特約であることが規定され た特約をいいます。
	被保険者変更特約重動型特約	この保険契約に適用される特約において、被保 険者変更特約連動型特約であることが規定され た特約をいいます。
ほ	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(この特約の適用範囲)

- (1) この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約連動型特約 について適用します。
- (2) この特約の規定は、被保険者範囲個別規定型特約については、適用しません。

第3条(補償の対象となる方-被保険者)

- (1) この保険契約の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人の配偶者
 - ② 本人またはその配偶者の同居の親族(注1)
 - ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚(注2)の子
- (2) 傷害保険金および被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払うものについては、本条(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3)被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、本条(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。
- (4)保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(注3)には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければな

- りません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第6条 (傷害後遺障害保険金の計算)の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた 場合には②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解約すること。
- (5) 本条(4) の事由によって本人が死亡した場合でも、本条(4) の手続きが行われるまでの間、本条(1) から(3) までの規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。
- (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 本人が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、第5条(保険契約の失効)に該当する場合を含みません。

第4条(当社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人およびその配偶者については、それぞれの傷害死亡・後遺障害保険命額(注)
- ② 本条①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、傷害死亡・ 後遺障害保険金額(注)
- (注) 傷害死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺障害 保険金額として記載された額をいいます。

第5条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、この保険契約は効力を失います。

第6条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの 保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保 険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与 する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤ 本条(1)①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者 または保険金を受け取るべき者が、本条(1)①から④までの事由があ る場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契 約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注2)することができます。
 - ① 本人が、本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに 該当すること。
 - ③ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、 保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていた場合で、本 条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、 保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、 本条(1)③ア.からウ、までまたはオ.のいずれかに該当すること。
- (3) この保険契約に適用される他の特約の保険金が次のいすれかに該当する場合、本条(1)または(2)の規定による解除が損害等(注3)の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等(注3)に対しては、当社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - ① 被保険者の傷害(注5)に対して一定額を支払うもの
 - ② 被保険者の傷害または疾病(注6)によって被保険者が被った損害(注7)に対して保険金を支払うもの
- (4) この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条(3) ①または②のいすれにも該当しない場合、本条(1) または(2) の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条(3) ①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条(1) または(2)の規定による解除がなされたときには、本条(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
 - ① 本条(1)③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等
 - ② 本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任についての損害
- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、本条(2) ①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分とし、本条(2) ②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (注3) 損害等とは、本条(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に発生した損害等をいい、本条(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。

- (注4) 保険金は、本条(2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- (注5) 傷害には、死亡を含みます。
- (注6) 傷害または疾病には、死亡を含みます。
- (注7) 損害には、損失および費用を含みます。

第7条(本人である被保険者に係る部分の解除・解約の 特則)

- (1)第6条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合(注1)、本人から普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(2)の規定による解約請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害補償特約第6条(傷害後遺障害保険金の計算)の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解約(注2)すること。
- (2) 普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(3)の規定により本人が保険契約を解約した場合であっても、本条(1)の手続きが行われるまでの間は、第3条(補償の対象となる方被保険者)(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。
- (3) 当社は、この保険契約に適用される他の特約に、被保険者による特約 の解約請求の規定がある場合には、その規定についても本条(1) および(2) と同様とするものとします。
- (注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合には、保険契約締結の後、 本人が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を含みません。
- (注2)解約する範囲は、その家族に係る部分とします。また、本条(3)においては、 「保険契約」を「特約」と読み替えて適用します。

第8条(保険料の返還-失効の場合)

保険契約が失効となる場合には、次の算式によって計算した額を保険契約者に返還します。ただし、第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1)に規定する被保険者全員が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

(注) 既経過月数が、1か月に満たない期間は1か月とします。

第9条(保険料の返還の特則-解除または解約の場合)

保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合またはこの保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分 保険料の返還 ① 第3条(補償の対象 次の算式によって算出した額を返還します。 となる方-被保険者) 既経過月数 (4) ②または第7条 (注1) 保険料 × (本人である被保険者 12 に係る部分の解除・解 約の特則) (1) ②の 規定により、保険契約 者がこの保険契約を解 約した場合 第6条 (重大事由が ある場合の当社からの 保険契約の解除) (1) の規定により、当社が この保険契約を解除し た場合 ③ 第6条 (重大事中が ある場合の当社からの 保険契約の解除) (2) ①または③の規定によ り、当社がこの保険契

- (注1) 既経過月数が、1か月に満たない場合は、1か月とします。
- (注2) 解除する範囲は、その家族に係る部分とします。

第10条(傷害死亡保険金受取人の変更)

傷害補償特約第18条(傷害死亡保険金受取人の変更)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、傷害死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第11条(普通保険約款の不適用)

普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求)(3)③および⑤から⑦までの規定は適用しません。

第12条(準用規定)

約を解除(注2)した

場合

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(33) 夫婦型への変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
か	家族	本人のほか、次のいずれかに該当する者をいい
		ます。 ① 本人の配偶者

		② 本人またはその配偶者の同居の親族(注1) ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚(注2) の子 (注1)親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻 族をいいます。 (注2)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいい ます。
し	傷害保険金	傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。
υ	被保険者範囲個別規定型特約	この保険契約に適用される特約において、被保 険者範囲個別規定型特約であることが規定され た特約をいいます。
	被保険者変更特 約連動型特約	この保険契約に適用される特約において、被保 険者変更特約連動型特約であることが規定され た特約をいいます。
ほ	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(この特約の適用範囲)

- (1) この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約連動型特約 について適用します。
- (2) この特約の規定は、被保険者範囲個別規定型特約については、適用しません。

第3条(補償の対象となる方ー被保険者)

- (1) この保険契約の被保険者は、本人およびその配偶者とします。
- (2) 傷害保険金および被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払うものについては、本条(1)の本人とその配偶者の続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3)被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、本条(1)の本人とその配偶者の続柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。
- (4) 保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(注)には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第6条(傷害後遺障害保険金の計算)の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解約すること。
- (5) 本条(4) の事由によって本人が死亡した場合でも、本条(4) の手続きが行われるまでの間、本条(1) から(3) までの規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。
- (注)本人が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払 うべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、第5条(保険契約の失効)に該当す る場合を含みません。

第4条(当社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害死亡保険金および傷害後遺

障害保険金の額は、保険期間を通じ、本人およびその配偶者それぞれの傷害死亡・後遺障害保険金額(注)をもって限度とします。

(注) 傷害死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺障害保険金額として記載された額をいいます。

第5条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、この保険契約は効力を失います。

第6条 (重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの 保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保 険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与 する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 本条(1)①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者 または保険金を受け取るべき者が、本条(1)①から④までの事由があ る場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契 約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注2)することができます。
 - ① 本人が、本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに 該当すること。
 - ③ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、 保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていた場合で、本 条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、 保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、 本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
- (3) この保険契約に適用される他の特約の保険金が次のいすれかに該当する場合、本条(1) または(2) の規定による解除が損害等(注3) の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、

本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等(注3)に対しては、当社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- ① 被保険者の傷害(注5)に対して一定額を支払うもの
- ② 被保険者の傷害または疾病(注6)によって被保険者が被った損害(注7)に対して保険金を支払うもの
- (4) この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条(3) ①または②のいずれにも該当しない場合、本条(1) または(2) の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条(3) ①または② のいすれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条(1) ③ア. からオ. までのいすれかに該当することにより本条(1) または(2) の規定による解除がなされたときには、本条(4) の規定は、次の損害等については適用しません。
 - ① 本条(1)③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等
 - ② 本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任についての損害
- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、本条(2) ①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分とし、本条(2) ②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (注3) 損害等とは、本条(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に発生した損害等をいい、本条(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。
- (注4) 保険金は、本条(2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- (注5) 傷害には、死亡を含みます。
- (注6) 傷害または疾病には、死亡を含みます。
- (注7) 損害には、損失および費用を含みます。

第7条(本人である被保険者に係る部分の解除・解約の 特則)

- (1)第6条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(2)④の 規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合(注1)、 本人から普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約 請求)(2)の規定による解約請求があった場合、または本人により同 条(3)に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれか のことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その 本人が傷害補償特約第6条(傷害後遺障害保険金の計算)の傷害後遺障害 保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解約(注2)すること。
- (2) 普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(3)の規定により本人が保険契約を解約した場合であっても、本条(1)の手続きが行われるまでの間は、第3条(補償の対象となる方一

被保険者)(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との続柄によ るものとします。

- (3) 当社は、この保険契約に適用される他の特約に、被保険者による特約 の解約請求の規定がある場合には、その規定についても本条(1)およ び(2)と同様とするものとします。
- (注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合には、保険契約締結の後、 本人が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべ き傷害によって死亡した場合を含みません。
- (注2)解約する範囲は、その家族に係る部分とします。また、本条(3)においては、 「保険契約」を「特約」と読み替えて適用します。

第8条(保険料の返還ー失効の場合)

保険契約が失効となる場合には、次の算式によって計算した額を保険契 約者に返還します。ただし、第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1) に規定する被保険者全員が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計 算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、 保険料を返還しません。

(注) 既経過月数が、1か月に満たない期間は1か月とします。

第9条(保険料の返還の特則-解除または解約の場合)

保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次表の とおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合 またはこの保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を 分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を 返還することがあります。

区分

保険料の返還

① 第3条(補償の対象 となる方-被保険者) (4)②または第7条 (本人である被保険者 に係る部分の解除・解 約の特則) (1) ②の 規定により、保険契約

者がこの保険契約を解 約した場合

② 第6条 (重大事由が ある場合の当社からの 保険契約の解除) (1) の規定により、当社が この保険契約を解除し た場合

③ 第6条 (重大事由が ある場合の当社からの 保険契約の解除) (2) ①または③の規定によ り、当社がこの保険契 約を解除(注2)した 場合

次の算式によって算出した額を返還します。

既経過月数 (注1) 保険料 × 12

- (注1) 既経過月数が、1か月に満たない場合は、1か月とします。
- (注2) 解除する範囲は、その家族に係る部分とします。

第10条(傷害死亡保険金受取人の変更)

傷害補償特約第18条(傷害死亡保険金受取人の変更)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、傷害死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第11条(普通保険約款の不適用)

普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求)(3)③および⑤から⑦までの規定は適用しません。

第12条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(34)配偶者対象外型への変更に関する特 約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	COOL	
	用語	説明
か	家族	本人のほか、次のいずれかに該当する者をいい
		ます。
		① 本人の配偶者
		② 本人またはその配偶者の同居の親族
		③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
し	傷害保険金	傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。
	親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
ひ	被保険者範囲個	この保険契約に適用される特約において、被保
	別規定型特約	険者範囲個別規定型特約であることが規定され
		た特約をいいます。
	被保険者変更特	この保険契約に適用される特約において、被保
	約連動型特約	険者変更特約連動型特約であることが規定され
		た特約をいいます。
ほ	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適 用されます。

第2条(この特約の適用範囲)

- (1) この特約の規定は、傷害補償特約および被保険者変更特約連動型特約 について適用します。
- (2) この特約の規定は、被保険者範囲個別規定型特約については、適用しません。

第3条(補償の対象となる方-被保険者)

- (1) この保険契約の被保険者は、本人ならびに本人の同居の親族および本人の別居の未婚の子とします。
- (2) 傷害保険金および被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払うものについては、本条(1)の本人と本人以外の者との同居・別居の別および続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3)被保険者変更特約連動型特約の規定により支払われる保険金のうち被保険者の傷害に対して保険金を支払わないものについては、本条(1)の本人と本人以外の者との同居・別居の別および続柄は、支払事由が発生した時におけるものをいいます。
- (4)保険契約締結の後、本人が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(注)には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同特約第6条(傷害後遺障害保険金の計算)の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解約すること。
- (5) 本条(4) の事由によって本人が死亡した場合でも、本条(4) の手続きが行われるまでの間、本条(1) から(3) までの規定の適用は、その本人との同居・別居の別および続柄によるものとします。
- (注)本人が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、第5条(保険契約の失効)に該当する場合を含みません。

第4条(当社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人については、傷害死亡・後遺障害保険金額(注)
- ② 本人以外の被保険者については、その被保険者ごとに、傷害死亡・後 遺障害保険金額(注)
- (注) 傷害死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺障害 保険金額として記載された額をいいます。

第5条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第3条(補償の対象となる方ー被保険者)(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、この保険契約は効力を失います。

第6条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの 保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保 険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。

- イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与 する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 本条(1)①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者 または保険金を受け取るべき者が、本条(1)①から④までの事由があ る場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契 約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注2)することができます。
 - ① 本人が、本条(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに 該当すること。
 - ③ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、 保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていた場合で、本 条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、 保険契約者に傷害死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、 本条(1)③ア.からウ、までまたはオ.のいずれかに該当すること。
- (3) この保険契約に適用される他の特約の保険金が次のいすれかに該当する場合、本条(1)または(2)の規定による解除が損害等(注3)の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等(注3)に対しては、当社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - ① 被保険者の傷害(注5)に対して一定額を支払うもの
 - ② 被保険者の傷害または疾病(注6)によって被保険者が被った損害(注7)に対して保険命を支払うもの
- (4) この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条(3) ①または②のいずれにも該当しない場合、本条(1) または(2) の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、普通保険約款基本条項第13条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①から④までの事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) この保険契約に適用される他の特約の保険金が本条(3) ①または②のいすれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条(1) ③ア. からオ. までのいすれかに該当することにより本条(1) または(2)の規定による解除がなされたときには、本条(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
 - ① 本条(1)③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等

- ② 本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任についての損害
- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、本条(2) ①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分とし、本条(2) ②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (注3) 損害等とは、本条(2)①の規定による解除がなされた場合には、その家族に発生した損害等をいい、本条(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。
- (注4) 保険金は、本条(2)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- (注5) 傷害には、死亡を含みます。
- (注6) 傷害または疾病には、死亡を含みます。
- (注7) 損害には、損失および費用を含みます。

第7条(本人である被保険者に係る部分の解除・解約の 特則)

- (1)第6条(重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除)(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合(注1)、本人から普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(2)の規定による解約請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害補償特約第6条(傷害後遺障害保険金の計算)の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解約(注2)すること。
- (2) 普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(3)の規定により本人が保険契約を解約した場合であっても、本条(1)の手続きが行われるまでの間は、第3条(補償の対象となる方被保険者)(1)から(3)までの規定の適用は、その本人との同居・別居の別および続柄によるものとします。
- (3) 当社は、この保険契約に適用される他の特約に、被保険者による特約 の解約請求の規定がある場合には、その規定についても本条(1) および(2) と同様とするものとします。
- (注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合には、保険契約締結の後、 本人が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を含みません。
- (注2)解約する範囲は、その家族に係る部分とします。また、本条(3)においては、 「保険契約」を「特約」と読み替えて適用します。

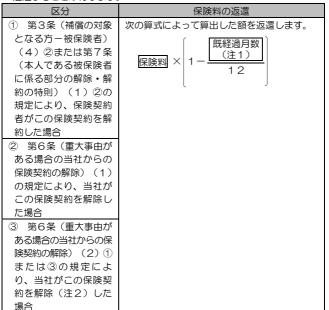
第8条(保険料の返還-失効の場合)

保険契約が失効となる場合には、次の算式によって計算した額を保険契約者に返還します。ただし、第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1)に規定する被保険者全員が傷害補償特約第5条(傷害死亡保険金の計算)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。



第9条 (保険料の返還の特則-解除または解約の場合)

保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合またはこの保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。



- (注1) 既経過月数が、1か月に満たない場合は、1か月とします。
- (注2) 解除する範囲は、その家族に係る部分とします。

第10条(傷害死亡保険金受取人の変更)

傷害補償特約第18条(傷害死亡保険金受取人の変更)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、傷害死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第11条(普通保険約款の不適用)

普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求)(3)③および⑤から⑦までの規定は適用しません。

第12条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款の規定を準用します。

(35)被保険者の範囲に関する特約(親権 者補償用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」 による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

		(CC BIAR)
	用語	説明
U	事故	日常生活賠償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故または受託物賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故をいいます。
V	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2 条(補償の対象となる方一被保険者)に規定す る者をいいます。
ほ	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(補償の対象となる方一被保険者)

- (1) この特約を適用する保険契約については、日常生活賠償特約第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1) および(2) ならびに受託物賠償責任補償特約第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1) および(2) の規定にかかわらず、これらの特約における被保険者を次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人
 - ② 本人の親権者およびその他の法定の監督義務者
 - ③ 本人の配偶者
 - ④ 次のいずれかに該当する者と同居の本人またはその配偶者の親族(注1) ア、本人
 - イ. 本人の親権者
 - ウ. 本人の配偶者
 - ⑤ 本条(1)④に掲げる者と別居の本人またはその配偶者の未婚(注2)の子
 - ⑥ 本条(1)①および③から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その 責任無能力者に関する事故に限ります。
- (2) 本条(1)の同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故 発生の時におけるものをいいます。
- (注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。なお、親族とは、 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第3条(日常生活賠償特約および受託物賠償責任補償特 約の読み替え)

- (1) この特約については、日常生活賠償特約第4条(保険金を支払わない場合)(3)の規定中「第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1)⑤に規定する者」とあるのは「この特約第2条(補償の対象となる方一被保険者)(1)⑥に規定する者」と読み替えて適用します。
- (2) この特約については、受託物賠償責任補償特約第4条(受託物に含まない物)(2)、第5条(保険金を支払わない場合ーその1)(2) および第6条(保険金を支払わない場合ーその2)(2) の規定中「第3条(補償の対象となる方一被保険者)(1)⑤に規定する者」とあるのは「この特約第2条(補償の対象となる方一被保険者)(1)⑥に規定する者」と読み替えて適用します。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、日常生活賠償特約、受託物賠償責任補償特約および普通保険約款の規 定を準用します。

4. 保険料に関する特約

(36)保険料一般分割払特約(猶予期間延 長用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	(30)	
	用語	説明
C	□座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金する
		ことをいいます。
し	次回追加保険料	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期
	払込期日	日をいいます。
	次回保険料払込	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいい
	期日	ます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、
	期日	追加保険料の払込方法が口座振替による場合、
		提携金融機関ごとに当社の定める期日とし
		ます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携してい
		る金融機関等をいいます。
131	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および
		特約をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した
		金額であって、変更確認書記載の金額をいい
		ます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額で

	ĺ	あって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、
		保険料の払込方法が口座振替による場合、提携
		金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

(1)保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、 次表のとおり払い込むことができます。

7,20,200,320,0000000	
区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い 込むものとします。

- (2)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分 割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保 険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1)保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
 - ② この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約における第1回分割保険料の払込み を怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の第1回分割保険料 を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が 発生していた場合
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を 払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠

- り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
- ② この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を 払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠 り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領 収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生 していた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約における第2回目以降分割保険料に ついて、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌 月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日 以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保 険金支払事由の原因が発生していた場合
- (3) 本条(2) の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、第5条(追加保険料領収前の事故)(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌尺月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌尺月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条(追加保険料の払込方法)

(1) 当社が第8条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知事項について告知した内	保険契約者は、請求日にその全額を
容が事実と異なる場合で、追加保	- 括して当社に払い込まなければ
険料を請求したとき。	なりません。
② 普通保険約款基本条項第14	
条(保険料の返還または追加保険	
料の請求)(1)②に定めるとこ	
ろに従い、追加保険料を請求した	
とき。	

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第8条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

	区分	追加保険料の払込み
1	第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとし
		ます。
2	第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に
		払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあった

第5条(追加保険料領収前の事故)

- (1)第4条(追加保険料の払込方法)(1)①の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款等に定める当社からの保険契約の解除に関する規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2)第4条(追加保険料の払込方法)(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条(追加保険料の払込方法)(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
 - ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1) および(2) の規定を適用します。
 - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保 険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその 払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した この保険契約で定める保険金支払事由およびその原因に対しては、保険 金を支払いません。
 - ③ 本条(3)②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、第3条(保険料領収前の事故)(3) の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条(傷害死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料の払込みを完了する前に、傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料(注)のうち傷害死亡保険金を支払うべき傷害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料の全額を一括して当社に払い込まなければなりません。(注)未払込分割保険料とは、分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条(当社からの保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面

による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払 込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない 場合
- ② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
- (2) 本条(1) の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその 効力を生じます。
 - ① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払込期日(注1)または満期日のいずれか早い日
 - ② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)また は満期日のいずれか早い日
- (注1)保険料払込期日には、第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保 険料が分割して払い込まれる場合、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2)分割保険料には、第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、分割追加保険料を含みます。
- (注3)次回保険料払込期日には、第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、次回追加保険料払込期日を含みます。

第8条(保険料の返還または追加保険料の請求)

普通保険約款等の規定により保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発生した場合には、当社は、普通保険約款等の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

第9条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(37)保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
<	クレジットカー ド	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカー ド会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
ıSı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および 特約をいいます。
ほ	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払 い込むべき金銭で、契約内容変更時の追加保険 料を含みます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適

第2条(保険料の払込方法)

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条(保険料領収前の事故)

- (1)第2条(保険料の払込方法)の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時(注)以後、普通保険約款等に定める保険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を通用しません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本条(1)の規定を適用しません。
 - ① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。 ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
- (注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時は、保険期間の開始前に承認した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取 扱い)

- (1) 第3条(保険料領収前の事故)(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条(保険料領収前の事故)(1)の規定を適用します。

第5条(保険料の返還等の特則)

普通保険約款等に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合には、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に、保険契約者に対し保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条(当社からの保険契約の解除)

(1) 当社は、保険契約者が第4条(保険料の直接請求および請求保険料払 込後の取扱い)(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対 する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (2) 本条(1) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(38)初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
C	□座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金する
		ことをいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契
		約に定められた保険料をいい、保険料を分割し
		て払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分
		割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携してい
		る金融機関等をいいます。
ıSı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および
		特約をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額で
		あって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいい
		ます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券に この特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金 口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
 - イ. 保険契約者が、この保険契約の締結および当社への損害保険料預金 口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2) 本条(1) の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回 保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3)保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初 回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1)保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、 初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める保険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2) の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合で、次のいずれかに該当するときには、当社は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの 保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
 - ② この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの 保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約の始期日から、その保険契約の初回 保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の 原因が発生していた場合
- (4) 本条(3) の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを 怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保 険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の 翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合におい て、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属す る月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求で きるものとします。

第4条(保険料領収前の保険金支払)

- (1) 第3条(保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者または保 険金を受け取るべき者が初回保険料の払込み前に発生したこの保険契約 で定める保険金支払事由に対して保険金の支払を受ける場合には、その支 払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなり ません。
- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2) の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の 払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、こ の保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1) の規定は、この保険契約に適用される保険料を分割して 払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適

用されます。

(3) 本条(1) の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(39) 初回追加保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

		(= = = 100
	用語	説明
C	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金する
		ことをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が 請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料 を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込 むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込 期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいい ます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ıSı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および 特約をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した 金額であって、変更確認書記載の金額をいい ます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

- ① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア. 保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時までに発生したことにより、保険契約者または被保険者が訂正の申出または保険契約の条件の変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。
 - イ. 本条②ア. 以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出または保険契約の条件の変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条(追加保険料の払込方法)

(1)契約内容を変更する場合において、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保

険料を払い込むことができます。

- (2) 本条(1) の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに 初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4)保険契約者は、訂正の申出以外の事由による保険契約の条件の変更の 申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除 いてこれを撤回することはできません。

第3条(追加保険料領収前の事故)

- (1) 追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険 契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日ま でに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日まで に初回追加保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める追加保 険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取 扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2) の規定にかかわらず、保険契約者が、訂正の申出の追加保 険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の 属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、初回追加保 険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原 因に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条(2) の規定にかかわらず、保険契約者が、訂正の申出以外の事由による保険契約の条件の変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等に従い、保険金を支払います。
- (5) 本条(3) および(4) の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この規定には、この保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条(追加保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により被保険者または 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受 ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりま せん。
- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追

加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。

- (3) 本条(2) の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回 追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月 末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次に定める保険金の額の返 還を請求することができます。
 - ① 第3条(追加保険料領収前の事故)(3)の規定に従い、保険金を支払 わない場合は、既に支払った保険金の全額
 - ② 第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の規定に従い、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払うべき場合は、既に支払った保険金の額からその支払うべき保険金の額を差し引いた残額

第5条(当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加 保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知を もって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1) の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(40)初回保険料払込取扱票·請求書払特 約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
U	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
ıSı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および 特約をいいます。
ほ	保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
 - ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条(1) ①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条(保険料領収前の事故)

- (1)保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初 回保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める保険料領収前に 発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する 規定を適用しません。
- (3) 本条(2) の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当する場合は、当社は、保険期間が始まった後でも保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
 - ② この保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月 の翌月末日までその払込みを怠り、この保険契約の始期日から、初回保 険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原 因が発生していた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した継続契約のいずれかの保険契約においてその保険契約の初回保険料 を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを 怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の初回保険料を領収し た時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生して いた場合

第4条 (保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2) の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の 払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、こ の保険契約を解除することができます。
- (2)本条(1)の規定は、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 本条(1) の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(41)初回追加保険料払込取扱票·請求書 払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
U	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が 請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料 を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込 むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込 期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいい ます。
は	払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
ıSı	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および 特約をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出または保険契約の条件の変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

第2条(追加保険料の払込方法)

- (1)契約内容を変更する場合において、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
 - ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認または保険契約の条件の変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 追加保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条(1) ①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険 契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険

料の払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、訂正の申出以外の事由による保険契約の条件の変更の 申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除 いてこれを撤回することはできません。

第3条(追加保険料領収前の事故)

- (1) 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、 保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末 日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日まで に初回追加保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める追加保 険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取 扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2) の規定にかかわらず、保険契約者が訂正の申出の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条(2) の規定にかかわらず、保険契約者が訂正の申出以外の事由 による保険契約の条件の変更の申出を承認する場合の追加保険料につい て、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の 翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保 険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原 因に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、 普通保険約款等に従い、保険金を支払います。

第4条(追加保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者または 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受け る前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2) の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回 追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月 末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次に定める保険金の額の返 還を請求することができます。
 - ① 第3条(追加保険料領収前の事故)(3)の規定に従い、保険金を支払 わない場合は、既に支払った保険金の全額
 - ② 第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の規定に従い、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払うべき場合は、既に支払った保険金の額からその支払うべき保険金の額を差し引いた残額

第5条(当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加 保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知を もって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款等の規定を準用します。

(42)保険料支払手段に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ほ	保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約 に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。
- (2) 本条(1)の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い 込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利 用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了した ことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込 みがあったものとみなします。

第3条(保険料領収前の事故)

第2条(保険料の払込方法)(1)の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時(注)以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、 この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準 用します。

5. その他の特約

(43)企業等の災害補償規定等特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」

(50音順)

	用語	説明
ŧ	企業等	被保険者が所属する組織または被保険者と雇用 関係等一定の関係にある事業主をいいます。
さ	災害補償規定等	企業等が従業員等の業務中および業務外の災害 等に対し、補償または見舞金支給を行う旨を定 めたものをいいます。
し	受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
	傷害特約等	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものおよび他の特約をいいま す。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(傷害死亡保険金の支払)

- (1) この保険契約については、この特約により、傷害特約等の規定にかかわらず、企業等を傷害死亡保険金受取人とします。
- (2) 本条(1) において当社が支払うべき傷害死亡保険金の額は、傷害特約等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額(注1)を限度とします。
 - ① 保険金の請求書類が第3条(保険金の請求)①の場合 災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額(注2)の範囲 内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が第3条(保険金の請求)②の場合 受給者が企業等から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が第3条(保険金の請求)③の場合 企業等が受給者へ支払った金銭の額
- (3) 本条(1) および(2) の規定にかかわらず、企業等が第3条(保険金の請求)の書類を提出できない場合には、当社は被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。
- (4) 本条(3) において当社が支払うべき傷害死亡保険金の額は、傷害特約等の規定に従います。ただし、災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額(注2) を限度とします。
- (注1) 次に掲げる金額とは、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約また は共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われていた場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額とします。
- (注2) 災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額とは、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われていた場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額とします。

第3条(保険金の請求)

企業等が傷害死亡保険金の支払を請求する場合は、傷害特約等に定められた書類のほかに、次に掲げる書類のいずれかを当社に提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 企業等が受給者に金銭を支給したことを証する書類

第4条(保険料の返還)

第2条(傷害死亡保険金の支払)(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより傷害死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第5条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、傷害特約等および普通保険約款の規定を準用します。

(44)企業等の傷害保険金受取に関する特 約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償特約「用語の説明」、 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
U	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神 喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契 約に適用されるものをいいます。
ほ	保険金受取人	保険証券の傷害死亡保険金受取人欄に記載され た方をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金の支払先)

- (1) この保険契約に傷害特約が適用される場合は、当社は、この特約により、傷害特約第6条(傷害後遺障害保険金の計算)から第8条(傷害通院保険金の計算)までの規定にかかわらず、被保険者が被った傷害に対し、傷害特約、普通保険約款および他の特約に基づいて支払われる傷害保険金についても被保険者の保険金受取人に支払います。
- (2)この保険契約に傷害特約以外の他の特約が適用される場合は、当社は、この特約により、この保険契約に適用される他の特約の規定にかかわらず、その特約に基づいて支払われる下欄記載の保険金についても被保険者の保険金受取人に支払います。

該当の保険金はありません。

第3条(傷害特約の不適用)

傷害特約第18条(傷害死亡保険金受取人の変更)(9)の規定は適用しません。

第4条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を

(45) 自動継続特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

		(OCINE)	
	用語	説明	
け	継続契約	この特約により、保険契約が継続される場合に	
		おける継続後の契約をいいます。	
	継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。	
C	□座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金する	
		ことをいいます。	
	告知事項	普通保険約款の告知義務に関する規定に定める	
		告知事項のうち、当社が継続前に送付する書面	
		等によって確認する事項をいいます。	
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。	
ほ	保険料払込期日	継続契約の始期日をいいます。	

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満期日の属する月の前月の10日までに、当社または 保険契約者のいすれか一方から別段の意思表示がない場合には、この特約 に定めるところにより、この保険契約は継続されるものとします。以後毎 回同様とします。
- (2) 本条(1) の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第3条 (継続契約の内容)

- (1) この保険契約は、本条(2)、(3) および第8条(継続契約に適用される制度、料率等)に定める場合を除き、この保険契約の満期日の内容と同一の内容で継続(注)されるものとします。
- (2)被保険者の年令が進行することにより、その被保険者に適用する保険料が変更となる場合には、保険金額を同額とし、適用保険料を変更するものとします。
- (3) この保険契約に初回保険料口座振替特約が適用されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込むときは、継続契約には同特約を適用するものとします。
- (4) 本条(1) から(3) までの規定にかかわらず、継続時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は継続されません。ただし、保険契約者からの別段の意思表示がないかぎり、当社は、この特約の規定に準じて、他の保険契約により継続することがあります。
- (注) 継続契約には、この保険契約に適用される特約が適用されるものとします。

第4条 (継続契約の保険料の払込方法)

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

第5条 (継続契約の保険料領収前の事故)

- (1)保険料払込期日までに継続契約の保険料の払込みがない場合には、保 険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日ま でに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、この継続契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)保険契約者が、本条(2)の規定にかかわらず、継続契約の保険料に ついて、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日 までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当する場合は、当 社は、保険金を支払いません。
 - ① 継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、保険料払込期日の翌日 以後、継続契約の保険料を領収した時までの間に継続契約で定める保険 金支払事由が発生していた場合
 - ② 継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、保険料払込期日の翌日 以後、継続契約の保険料を領収した時までの間に継続契約で定める保険 金支払事由の原因が発生していた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続 した契約のいずれかの保険契約における保険料について、その保険料を 払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠 り、保険料払込期日の翌日以後、その保険料を領収した時までの間にこ の継続契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

第6条 (継続契約の保険料領収前の保険金支払)

第5条 (継続契約の保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者 または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支 払を受ける前に、保険契約者は継続契約の保険料を当社に払い込まなけれ ばなりません。

第7条(当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) 本条(1) の規定による解除は、継続契約の始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条(継続契約に適用される制度、料率等)

当社が、制度または料率等(注)を改定した場合において、制度または 料率等(注)が改定された日以後に第2条(保険契約の継続)の規定によ りこの保険契約が継続されるときは、継続契約に対しては、その始期日に おける制度または料率等(注)が適用されるものとします。 (注)制度または料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保 険料率等をいいます。

第9条 (継続契約の告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、この保険契約の継続の際、告知事項に変更があった場合は、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 本条(1) に定める告知については、普通保険約款およびこれに適用される特約の告知義務に関する規定を適用します。

第10条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、第2条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの 保険契約が継続される場合、普通保険約款基本条項第20条(契約内容の 登録)(1)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続す る際」と読み替えて適用します。

第11条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(46)通信販売特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明	
け	契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいい	
		ます。	
し	傷害特約	傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神	
		喪失起因傷害補償型)特約のうち、この保険契	
		約に適用されるものをいいます。	
つ	通知書	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等	
		を記載したものをいいます。	
て	電子データメッ	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等	
	セージ	を明示したものをいいます。	
ほ	保険申込者	当社に対して保険契約の申込みをしようとする	
		者をいいます。	
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払	
		い込むべき金銭で、保険料を一括して払い込む	
		場合は、この保険契約に定められた保険料をい	
		い、保険料を分割して払い込む場合は、第1回	
		目に払い込むべき分割保険料をいいます。	

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険申込者が第2条(保険契約の申込みおよび引受け)に 定める方法により保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

第2条 (保険契約の申込みおよび引受け)

保険申込者は、次表「保険契約の申込み」のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みを行い、当社は、次表「保険契約の引受け」の方法により引受けを行うものとします。

により引支がを行うものともなす。			
保険契約の申込み	保険契約の引受け		
① 保険申込者が保険申込書に所	当社は、保険契約引受けの可否を審		
要の事項を記載し、当社に送付す	査し、引受けを行うものについて		
るものとします。	は、通知書を保険契約者に送付する		
	ものとします。		
② 保険申込者が電話、情報処理機	当社は、保険契約引受けの可否を審		
器等の通信手段(注)を媒介とし、	査し、引受けを行うものについては、		
当社に対し契約意思の表示をする	通知書および保険申込書を保険契		
ものとします。	約者に送付するものとします。この		
	場合、保険契約者は保険申込書に所		
	要の事項を記載し、所定の期間内に		
	当社へ返送しなければなりません。		
③ 保険申込者がインターネット	当社は、保険契約引受けの可否を審		
を媒介とし、インターネット上に	査し、引受けを行うものについて		
明示された契約情報に基づき、当	は、電子データメッセージを保険契		
社に対し契約意思の表示をするも	約者に送信するものとします。		
のとします。			

(注) 通信手段には、インターネットを含みません。

第3条(保険料の払込方法)

- (1)保険契約者は、次に定める通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。
 - ① 第2条(保険契約の申込みおよび引受け)①の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条①に定める通知書による通知
 - ② 第2条(保険契約の申込みおよび引受け)②の方法により保険契約の 申込みを行う場合は、同条②に定める通知書による通知
 - ③ 第2条(保険契約の申込みおよび引受け)③の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条③に定める電子データメッセージによる通知
- (2)本条(1)の場合、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める「保険契約締結と同時に保険料を払い込む」旨の規定を適用しません。

第4条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、第2条(保険契約の申込みおよび引受け)②の保険申込書が 所定の期間内に当社に返送されない場合は、保険契約者に対する書面によ る通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当社は、第3条(保険料の払込方法)(1)の通知に記載された保険料 払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面ま たは電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができ ます。
- (3) 本条(1) および(2) の解除は、保険契約の引受けを行った日から 将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(この特約による当社への通知方法)

保険契約者または被保険者が、訂正の申出または契約条件変更の申出を 行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うも のとします。

第6条 (傷害死亡保険金受取人の変更)

情報処理機器等の通信手段を媒介とする意思表示による申込みを行う場合は、傷害特約第18条(傷害死亡保険金受取人の変更)またはゴルファー傷害補償特約第16条(傷害死亡保険金受取人の変更)の規定にかかわらず、この保険契約では、保険契約者は、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

第7条(普通保険約款との関係)

この特約については、普通保険約款の「用語の説明」の告知事項の説明 中「保険申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に 申し出る事項」と読み替えて適用します。

第8条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

(47)保険証券の発行に関する特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条 (保険証券の不発行)

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。
- (2) 当社は、この保険契約の保険契約内容として電磁的方法により提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を適用します。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

第6部

普通保険約款・ 特約の補足事項

返還保険料のお取扱いについて

「用語の説明」

用語		説明	
	保険契約者からの解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。 (中途更改のための全部解約を除きます。)	
解約	本人である 被保険者 からの解約	・普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定に基づく被保険者からのお申出によるご契約の解約をいいます。 ・「家族型への変更に関する特約」、「夫婦型への変更に関する特約」または「配偶者対象外型への変更に関する特約」をセットした場合においては、普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定に基づく本人(保険証券の本人欄に記載された方)である被保険者からのお申出によるご契約の解約をいいます。	
	中途更改の ための全部 解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約であって、その解約日を始期日として、現在のご契約と同一の保険契約者による新しいご契約を締結いただく場合をいいます。	
解除		当社が、普通保険約款またはご契約にセットされる 特約の規定により行うご契約の解除をいいます。	
無効		保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時か ら生じなかったものとして取扱うことをいいます。	
失 効		この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。	
月	割	期間の月数に応じて定める割合をいいます。	
期間	保険期間	ご契約の保険証券に記載された保険期間をいいます。	
州间	既経過期間	ご契約の始期日から、解約日、解除日、または失効 日までの期間をいいます。	
保険料	年間(年額) 保険料	解約日、解除日または失効日時点のご契約内容について、保険期間を1年間とした場合に当社が領収すべき保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合は「年間保険料」といい、分割払の場合には、分割保険料の12倍の額を「年額保険料」といいます。	
	未払込保険料	解約、解除または失効時点において払込みいただい ていない保険料・分割保険料をいいます。	
保険料一時払契約		保険料の払込方法が一時払であるご契約をいいま す。	
保険料分割払契約		保険料の払込方法が分割払であるご契約をいいま す。	

< 返還保険料の計算方法等について>

ご注意

- ◆返還保険料は補償項目別に計算し、1円位を四捨五入して10円 単位とします。なお、計算の順序、計算過程における端数処理 等の影響により、後記の計算方法に従って算出される金額と実 際に返還される金額とが異なる場合があります。
- ◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。
- ◆保険料から後記の計算方法に従って算出される金額を差し引いた額が最低保険料を下回る場合は、最低保険料との差額を差し引いて返還保険料をお支払いします。また、払込保険料が最低保険料を下回る場合は、最低保険料との差額を保険契約者に請求します。(中途更改に伴う保険料返還の場合は除きます。)
- ◆解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、後記の計算方法に従って算出される金額から、未払込保険料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、その差額を保険契約者に請求します。
- ◆ご契約が無効、失効または取消となる場合の返還保険料については、パーソナル生活補償保険普通保険約款第2章基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求)をご覧ください。また、セットされる特約にも返還保険料について記載している場合がありますので、あわせてご確認ください。

保険期間中に保険契約者がご契約を解約される場合および当社がご契約を解除する場合における返還保険料は、保険料の払込方法別にそれぞれ次のとおり計算します。

1. 一時払

(1) 保険契約者がご契約を解約される場合

区分		計算概要	計算方法·計算例
	保険契約者からの 解約		
解約	本人である被保険者 からの解約	 月割 	0
	中途更改のための全 部解約		

(2) 当社がご契約を解除する場合

区分		計算概要	計算方法·計算例
	告知義務に関する 規定による解除		
解除	重大事由による解除	月割	0
	追加保険料不払に よる解除		

2. 分割払

(1) 保険契約者がご契約を解約される場合

区分		計算概要	計算方法·計算例
	保険契約者からの 解約		
解約	本人である被保険者 からの解約		2
	中途更改のための 全部解約		

(2) 当社がご契約を解除する場合

区分		計算概要	計算方法·計算例
	告知義務に関する規 定による解除		
	重大事由による解除		
解除	追加保険料不払に よる解除	月割	@
	分割保険料不払に よる解除		

なお、返還保険料の具体的な金額や、ご不明な点については、代 理店・扱者または当社までお問合わせください。

<計算方法・計算例① 保険料一時払契約>

返還保険料=年間保険料×(12-既経過月数)

◆保険期間 : 令和4年1月1日~令和5年1月1日

◆年間保険料:10,000円(払込済)

◆解約日 : 令和 4 年 3 月 12日

(既経過月数:3か月)

返還保険料 = 10,000円×($\frac{12-3(か月)}{12}$) = 7,500円(返還)

<計算方法・計算例② 保険料分割払契約>

返還保険料 = (年額保険料× 12-既経過月数) - 未払込保険料

◆保険期間 : 令和4年1月1日~令和5年1月1日

◆分割保険料:1,000円(年額保険料1,000円×12回 = 12,000円、

1月~3月まで3回払込済)

◆解約日 : 令和 4 年 3 月29日

(既経過月数:3か月)

年額保険料× $\frac{12-既経過月数}{12}$ = 12.000円× $\frac{(12-3(b))}{12}$ = 9.000円

未払込保険料 = 1,000円×9回 = 9,000円

差 引 0円(返還・請求なし)

新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う お取扱い

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」といいます。)上の「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類変更されたため、同日以降、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約では補償対象外となりました*。

※「五類感染症」への分類変更により、新型コロナウイルス感染症は、感染症法第6条第7項第3号に規定するものに該当せず、下表の<修正前>の特約の(注1)の条件を満たさなくなりました。

これに伴い特約の記載を修正し、下表の<該当箇所>には修正後 特約を掲載しています。ただし、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、下表の<修正前>の特約の内容が適用されます。具体的な内容は下表をご覧ください。 詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

該当箇所	<修正前>	<修正後>
p.99 特定感染症危険 「後遺障害保険金、 入院保険金おび 通院保険金」補償 特約 「用語の説明」の うち「特定感染症」 の説明	感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律(平成10年法 律第114号)第6条に 規定する次のいずれかの 感染症をいいます。 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ③無型コナウイルス感 染症(注1) ⑤指定感染症(注2)	感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律(平成10年法 律第114号)第6糸に 規定する次のいずれかの 感染症をいいます。 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(注)
	(注1)新型コナウイ ルス感染症とは、楽症の ・ 一次の ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、	(注)指定感染症は、 (後略)

____ 付帯サービスの ご案内

生活サポートサービス

日常生活に役立つさまざまなサービスを専用ダイヤルでご提供します。

健康•医療

年中無休24時間対応

- ■健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- ■医療機関総合情報提供
- ■診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- ■三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- ■女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

介護

年中無休24時間対応

- ■介護に関する情報提供
- ■介護に関する悩み相談
- ■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談 年中無休24時間対応

- ■認知症に関する情報提供と悩み相談
- ■地域包括支援センターの窓口等の紹介
- ■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談
- ■行方不明となった認知症の方が発見されたあとのケアに関する相談

暮らしの相談

平日14:00~17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談) ■暮らしの税務相談

弁護士・税理士との相談は予約制

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼 している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりませ ん。また、当社保険に関連するご相談は、代理店・扱者または当社までお問 合わせください。

情報提供・紹介サービス 平日10:00~17:00

- ■子育て相談(12才以下)
- ■暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- ■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

サービス専用ダイヤル 0120-033-939(無料)

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

|※当社ホームページから確認いただくことも可能です。

当社ホームページ(https://www.ms-ins.com)→ケガの保険→健康・介護ステーション

- *ご利用時には、お名前、ご契約されている保険の種類、証券番号をお 知らせください。
- *平日とは、十・日・祝日・年末年始を除いた月~金をいいます。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- *本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめ ご了承ください。

〈万一、事故が起こった場合〉

条件を満たす場合、インターネットで事故のご連絡、保険金のご請求が可能です。

インターネット事故受付サービスは、 こちらから→



電話でのご連絡の際は、

代理店・扱者または以下の事故受付センターまでお電話ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル 〈チャットサポートやよくあるで質問などの各種サービス〉 こちらから **同学 純**同

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉 https://www.ms-ins.com/contact/cc/ 〈お客さまデスク〉0120-632-277(無料)

